

平成 20 年多賀城市議会予算特別委員会会議記録（第 2 日目）

平成 20 年 2 月 28 日（木曜日）

◎出席委員（20 名）

委員長 中村 善吉

副委員長 松村 敬子

委員

柳原 清 委員

深谷 晃祐 委員

伏谷 修一 委員

米澤 まき子 委員

金野 次男 委員

森 長一郎 委員

板橋 恵一 委員

藤原 益栄 委員

佐藤 恵子 委員

吉田 瑞生 委員

相澤 耀司 委員

根本 朝栄 委員

尾口 好昭 委員

昌浦 泰己 委員

石橋 源一 委員

小嶋 廣司 委員

竹谷 英昭 委員

阿部 五一 委員

◎欠席委員（1 名）

雨森 修一 委員

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 高橋 弘

市長公室長 伊藤 敏明
総務部長 澁谷 大司
市民経済部長(兼)税務課長 坂内 敏夫
保健福祉部長 相澤 明
建設部長(兼)下水道部長 後藤 孝
建設部理事(兼)多賀城駅周辺整備課長 佐藤 正雄
総務部次長(兼)総務課長 内海 啓二
市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新
保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 本郷 義博
建設部次長(兼)都市計画課長 佐藤 昇市
地域コミュニティ課長 鈴木 春夫
副理事(兼)交通防災課長 伊藤 一雄
市民課長 小林 安子
納税課長 永澤 雄一
農政課長(兼)農業委員会事務局長 伊藤 壽朗
副理事(兼)商工観光課長 高倉 敏明
副理事(兼)ども福祉課長 小川 憲治
健康課長 岡田 まり子
介護福祉課長(兼)介護支援室長 鈴木 健太郎
副理事(兼)国保年金課長 鈴木 真
道路課長 武田 一男
施設課長 佐藤 実
下水道課長 鈴木 典男
会計管理者(兼)会計課長 大友 辰夫
教育委員会教育長 菊地 昭吾
教育部長 鈴木 建治
教育部次長(兼)教育総務課長 伊藤 敏
副理事(兼)学校教育課長 相沢 一博
副理事(兼)生涯学習課長 伊藤 博
文化財課長 佐藤 慶輝

上水道部次長(兼)管理課長 中村 武夫

監査委員事務局長 庄司 あや子

副理事(兼)選挙管理委員会事務局長 齋藤 富士夫

市長公室参事(行政経営担当) 菅野 昌彦

市長公室長補佐(財政経営担当) 郷家 栄一

税務課参事 菅野 敏

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 佐藤 敏夫

主事 藤澤 香湖

午前9時58分 開議

○中村委員長

少し時間が早いのですが、皆さんおそろいのようなので、これから始めさせていただきたいと思います。

これから本格的な質疑が始まります。委員各位並びに当局におきましても、慎重審議のほど、よろしく願いいたします。

ただいまの出席委員は20名であります。本日は雨森修一委員から欠席届が出されておりますので、御報告申し上げます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の委員会を開きます。

- 議案第26号 平成20年度多賀城市一般会計予算(歳入質疑)1款市税～21款市債

○中村委員長

それでは、議案第26号 平成20年度多賀城市一般会計予算を議題といたします。

先日、一般会計の説明は終わっておりますので、これより直ちに質疑を行います。

一般会計歳入歳出予算のうち、まず、歳入について一括質疑を行います。さきの補正予算特別委員会でも確認しているとおり、本委員会は予算審議の場であり、多くの委員から発言をしていただくため、発言は簡単明瞭にさせていただくこと、発言の範囲は議題となった案件に限られていること、以上の点について再確認をしながら、質疑は1回3件程度とし、初めに質疑の要旨を述べていただいた後に、1件ずつ質問をしていただくようお願いいたします。

なお、当局においても、答弁した内容に誤りがあった場合には、原則として本委員会の開会中に訂正いただくようお願いいたします。

それでは、歳入一括質疑を行います。

○吉田委員

資料 9 の 19 ページ、地方債の、地方交付税の関係ですが、そのうちの基準財政需要額の A、B、C の関係について最初にお伺いいたします。

一つは、個別算定経費 A の部分ですが、単位費用の減によって、多賀城における平成 19 年度との前年度比マイナス 2.1 ということではありますが、単位費用減の主な要因について御説明願います。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

まず、単位費用の増減の傾向でございますが、増加しているものの方が圧倒的に少のうございます。

その増加しているものは、例えば厚生労働費の生活保護費、あるいは社会福祉費関係で障害者自立支援給付費等の増によるもの、また、後期高齢者医療制度の移行に伴っての 75 歳以上の高齢者人口に伴う高齢者保健福祉費、こういった費目については増加になっておりますが、それ以外の費目の単位費用は軒並み減になっております。

主な要因といたしましては、先日も御説明申し上げましたが、国の歳出抑制の歩調と合わせて、地方全体の歳出も抑制していくと、例えば給与関係経費あるいは投資的経費、そういった部分も抑制していくと、そういったものが単位費用の方に反映されているものだと考えております。

○吉田委員

マイナスの要因の主な点としては、給与関係費とか投資的経費であるとのことであって、全体的に見ると、減の要素の方が大きく算定されているという状況下にあるということであると思います。

次に、B のところの、包括算定経費のところですけれども、平成 19 年度比、これまたマイナス 2.5 ではありますが、主な要因は、人口、面積等によって定まってくるものと思いますが、本市における人口、面積等の関連で、2.5 マイナスの数値の内容について御説明願います。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

御存じのとおり、この包括算定経費につきましては、平成 19 年度の交付税から採用された、いわゆる新型交付税と呼ばれるものでございます。

この包括算定経費につきましては、委員御指摘のとおり、人口あるいは面積を基準として包括的に算定するというふうになっております。

私どもの方でも、予算編成に当たりまして、この交付税の試算に当たりまして、この包括算定経費について試算を試みたわけですけれども、今申しましたように、包括的な算定ということで、なかなか個別の算定が難しいという状況でございます。

さらに、人口と面積につきましては、人口は国勢調査人口を採用しております。それから、面積についても、これは異動がございませんので、基本的に測定単位と呼ばれるものは異動がないというふうに見ております。

ただ、国の方の地方交付税の試算と申しますか、それぞれこういう伸び方をしますという見積もりの部分で、この包括算定経費につきましては 2.5%の減を、国全体で見込むというような資料がございました。それに基づいて試算をしているというところでございます。

また、今御紹介申し上げました単位費用の方でも、この包括算定経費分につきましては、やはり減少の単位費用ということで通知が来ております。

○吉田委員

なるほど。いわゆる測定単位費用は確かに変わりませんね。平成 19 年度と 20 年度を比較して。なるほど、見積もりの関係でそういう要素があって、マイナス 2.5 という関係の需要額のあらわれをしてくるということなのですか。

それから、次、C の地方再生対策費の関連でお伺いします。これについては、特別説明資料の 3 ページの関係を用いてちょっと伺いますが、いわゆる 6,900 万円の関係であります。合併した市町村との関係については伺いませんが、それ相応の措置がとられているということでもありますから、それはそれとして聞き及んでいるところであります。

多賀城市と塩竈市との関係を比べてお伺いいたします。塩竈市の場合は 8,000 万円ということでもあります。これまた人口や面積等によって算定されていく要因になっているわけですが、人口も多賀城の方が塩竈に比して多いし、面積についても多賀城市の方が広いわけですが、これは、内容について見た場合、塩竈市の方が多賀城市と比較して、言うならば、高齢者比率が多賀城市よりも高いとか、漁業関係があるから、第 1 次産業の就業者比率が多賀城市よりも塩竈の方が高いというような関係で、行政需要の差が算定されてくるという兼ね合いの中から、多賀城が 6,900 万円で塩竈が 8,000 万円というようなことに定められてくるという試算額になるのでしょうか、お伺いいたします。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

委員御指摘のとおりだと私どもも考えておりました。

○吉田委員

わかりました。なるほど。そういう試算値の違いが、多賀城と塩竈の場合、歴然として明らかでありますから、そういうことなのだろうと思います。わかりました。

次に、借換債の関係を 1 点だけ伺います。金利の関係ですが、いわゆる公的資金補償免除繰上償還借換債であります。その金利に関するところで、このベースに、私、確認のために伺いますが、補正のときにも、2%でシミュレーションはしているけれども、1%も考えられるのではないかというふうに述べたのですが、基本的なベース、民間の金融機関からすると、いわゆる国債の利回りがベースになっているのかなと思うのです。民間の金融機関ですから。国債の利回りよりも低くなるということは考えられないのかと。逆に言うと、金利については国債の利回りよりも高く、いわゆる入札をやるにしても、落ち着くような兼ね合いの要素が、あるのかどうかというふうに思っているのが 1 点。

それから、メガバンクを含めて、言うならば、地方債にも金融の自由化とかグローバル化というようなことからして、そういう金融機関も含めて、入札にはかかわってくるというような時代背景があるのではないかというふうにも見ているのですが、その 2 点について伺います。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

まず、1点目の、国債の利率との関連でございますが、今回、借りかえをいたします部分につきましては、償還の残期間、償還がまだ残っている期間について、同期間を、また同じ期間で借りかえをするということを想定して、今作業を進めております。

その中で、長いものでは、例えば7年ぐらいまだ残っているもの、あるいは短いものと、もう3年ぐらいしか残っていないもの、それぞれまちまちでございますが、基本的には短期のものが多いというふうになっております。

ですので、一律にその国債の金利、国債は御存じのとおり長期金利と連動する部分もございますので、今回については比較的中期、短期的な期間での借りかえということになります。

それから、2点目の、入札に関しましては、現時点では、指定金融機関、あるいは市の取り扱い、公金の取り扱いの金融機関、こちらを予定しているところでございます。

○吉田委員

わかりました。民間の金融機関といえども、指定金融機関を中心に考えておられるという現下にあるようであります。

それから、ちょっと、いろいろ特別資料の中でも説明ありました健全化の関係ですが、特別資料の4ページ以降に詳しく説明、内容が網羅されておりますけれども、この三つないし四つのいわゆる判断比率との関連で、どうしてもいろいろな面から見ておかなければならないのではないかと実は思いついたのですが、これについては、たまたま「週刊エコノミスト」が、1月29日に、いわゆる全国の1,827市区町村のデータを用いて、順位等が報道されております。

また、朝日新聞の県内版においても、昨年12月8日にその状況についての報道などがありました。

これらを見て、私が思ったのは、一つは、多賀城のことをずうっと見ていて、これは実質公債費比率が18.3%ということで、全国的に見ると、順位としては470番ですか、という順に位置するというようなことであります。

説明の中にもありましたけれども、本市における状況というのは、この5ページのところにも明記してありますけれども、「一般会計、各特別会計、企業会計ともにすべて黒字決算であるため、赤字比率は発生しない」ということで、特別説明資料の5ページで明らかにされておりますが、先ほど述べた、報道されている資料などを見ると、私はこんなことは全く望みませんが、塩竈市のことが、財政的には非常に大変な状況下にあるということで、いわゆる再生判断比率に当たることのないように望んではいませんが、見ておく必要があるのではないかとということで、他市との関連で、甚だ恐縮ではあるのですが、本市との関連で一、二伺っておきたいと思っております。

「塩竈市 イエロー手前」ということで、12月8日の朝日新聞では報道されたのですね。そして、先ほどの「週刊エコノミスト」で見ると、塩竈市のこともここに、いわゆる連結実質赤字比率でどの程度の位置にするかということで、これは平成16年度のデータですけれども、16.8%ということで、1番目は夕張市ですけれども、塩竈が22位の順位に位置するというようなことが、実は報道されていて、ちょっと大変だなと思いつつ、本市との兼ね合い、多賀城の市民の生活との関連で、「影響しなければいいな」と思うし、前段にも述べましたけれども、そんなことにならないということを強く望む立場でありますけれども、次の点について伺っておきたいと思っております。

一つは、そんな事態になりいったときには、例えば一部事務組合との関連ですけれども、これは、私の理解では、いわゆる負担金のことですけれども、必要なものとして、そんな事態になったとしても、減額されるものではないというふうに私は受けとめるのですが、そんなこととして一部事務組合の負担金については、財政上の云々というような、そういう再生判断比率などに万々が一該当したとしても、そういうことには及ばないものである、というふうに受けとめておいてよろしいかどうかについて伺います。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

今の御質問は、一部事務組合への負担金の考え方ということだと思います。これにつきましては、それぞれ一部事務組合の規約等で決まっております。今、私、すべて手元にはございませんが、記憶では、財政状況についての文言はそれぞれなかったように感じております。均等割だとか人口割、あるいは負担金の応益割というのでしょうか、そういったものが基準であって、財政状況云々の規定はなかったように記憶しております。こんなふうに答えさせていただきます。

○吉田委員

同じ理解だと思って、今伺いましたけれども、多分そうだと思います。いわゆる減額されるようなものでもないし、実際に市民生活にとって必要なものとしているという、こう財政的な見方をするべき事項ではないのかというふうに思っているながら、改めて伺った次第であります。

ただ、しかし、そんな万々が一の事態に至ったときに、多賀城市民との関係で、市民生活の関係の中で、私が危惧して思ったのは、水道の関係です。塩竈市水道の給水区域の多賀城市民の皆さんもおられるわけなので、そういう面では、そんな万々が一の事態が発生した場合には、影響を受けるということがあり得るのかというような、実は、心配しなくともいいのでしょうかけれども、ちょっと危惧したものですから、そんな兼ね合いが要素としては、要因としてはあり得ることなのだという、卓上のこの話として述べておきますが、いかがでしょうか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

お隣の塩竈市の、これら4指標の状況について、私も詳しくは把握しておりません。また、委員御指摘のとおり、新聞報道等である部分でしか、私も現時点では把握しておりませんが、例えば、水道のお話でございますが、これは塩竈市の方の水道事業という部分でのまず話があると思います。各財政指標とすれば、連結ベースで、それから判断していくという部分があるのは事実でございますが、その給水部分、あるいは市民生活への直接の影響部分ということになると、まずは、そういう連結の中でも、それぞれ、例えば塩竈市の水道事業の状況、そういったものがまずは大きな要素となるのだらうと思っております。

○吉田委員

原則的にはそうでしょうね。塩竈市の水道事業の、連結とはいえども、事業内容によって、当然それは定まってくるということはそのとおりだと思います。

ただ、ここまで書かなければいいと思うのですけれども、例えば料金値上げとか、ことによる対応を、ものとするようになった事態の場合には、必ずしもそれだけではとどまらないのではないかというような意味合いがあるのかとも思っているところです。

最後に伺いますが、もう一つは、傾向だけお尋ねしますが、先ほどの地方交付税の関係で、資料9の19ページに戻りますが、Dのところの公債費の関係であります。これは御案内の

とおり、説明にもありましたけれども、臨時財政対策債の償還等がその時期を迎えていて、前年度比よりもプラスの要因として 1.5%の数字が示されているわけではありますが、本市における財政運営との取り組みの中で、臨時財政対策債の起債発行についても、この間、毎年ごとに取り組んできた経緯がありますから、この傾向については、後年度以降とも、同様の対前年度比のプラス要因のカウントが、見込めるという状況下にあるのでしょうか、お伺いいたします。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

臨時財政対策債につきましては、御存じのとおり、平成 13 年度から、地方全体の財源不足、本来これは地方交付税等で賄われるのでございますが、地方交付税の総額が確保できないということもございまして、その分、臨時財政対策債を発行して賄うと。そのかわり、その元利償還金については、後年度交付税措置しますと、そういう制度でございます。

平成 19 年度から、ルール分として、それまでの地方の財源不足については、ルール分として、国、地方折半で対処しますと。その折半の地方負担分が臨時財政対策債ということで、これまで発行されてきたわけでございますが、19 年度から、その折半対象となる地方財源の不足額は発生しないという、そういうことになっております。これが平成 20 年度も同様の結果、これは地方財政計画全体でのお話なのでございますが、そういうことでの臨時財政対策債の性格が、ちょっと去年あたりから少し変わってきたということもございまして、現在は縮減傾向にあるようでございます。

○竹谷委員

財政の問題について若干お伺いしたいと思います。3 点申し上げるということですが、1 点ずつの方が整理しやすいと思いますので、私も不勉強ですので、勉強する意味でお聞かせ願いたいと思います。

地方財政の確立という大きな課題が今あるわけでありまして、そういう課題を克服するという意味合いの中で、平成 20 年度の予算編成に当たって、どのような基本的な考えで編成されたのか、その辺の基本的な姿勢についてお伺いしたいと思います。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

平成 20 年度の予算編成におきましても、これまでも、平成 18 年度から、包括予算ということで、我々自身、それぞれの部局でいろいろ工夫しながら、必要なものを取捨選択して、市民の皆様にとどう行政サービスをしたらよいかというのを、内部でも十分検討して進めていきたいと思います、ということで、包括予算制度というものを採用してまいりました。

基本的に、平成 20 年度におきましても、この包括予算制度を踏襲しながら、予算編成を行っております。

その中でも、平成 20 年度におきましては、それぞれの経費を義務的経費、あるいは準義務的経費、それから特定事業経費、これは実施計画等の事業が対象になります。それから、一般施策経費、この四つの区分にまずは分類・整理した上で財源を配分し、必要なところにはまず優先的に配分できるような、というようなやり方を今年度は行ってまいりました。

その中で、また、基本的な考え方ということで、平成 18 年度に策定いたしました取り組み指針、これらも最大限実現に向けて取り組むということを含めまして、歳入の確保、それから歳出の削減、これらを十分勘案しながら予算編成をし、また、特に今、4 指標の話も出てきておりますので、そこに留意しつつ、平成 15 年度から始めておりますプライマリーバ

ランス、特に市債の関係ですけれども、起債の関係の部分でプライマリーバランスの黒字化に十分留意しながら、予算編成を行ってきたということでございます。

○竹谷委員

包括予算主義ということで、これは聞いているわけですが、政策予算については、どういう取り扱いをして行ってきたのか。少なくとも包括予算になってきますと、各部署の、今まで継続事業を主体としてやっていくしかないだろうと、市のこれからのまちづくりを含めての、やはり政策予算というものは、少なくともつけていかなければ、歳入においても見込めていかないと、今後の歳入確保のためにも、政策予算というのは必要ではないかというふうに思っておりますし、市民サービスの向上の面においても、継続だけでは事が済まないのではないかというふうに思うのですけれども、その辺はどのような配慮をされておるのですか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

今申しました四つの配分枠に区分して、財源を優先配分したということで、その中での特定事業経費、これが実施計画、政策的な事業の部分の特定事業ということで、実施計画事業、こちらを優先配分しております。

その財源配分の前段として、この平成 20 年度の重要政策課題を整理し、どういう事業を行うか、この部分、実施計画の部分についての整理をした上で、この財源を配分したというようなことになっております。

○竹谷委員

そうすると、逆の見方からすると、今後の財政確保という意味において、平成 20 年度においてどのような施策がこの予算の中に反映されているのか。特筆するものがあれば、現状、ことし新たにこういうものを、こういう予算をつけるために、将来の財政確保をするために、今年度はこういう施策を打っていくのだという特筆的なものがあれば、教えていただきたいと思えます。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

財源の確保という部分に特化して、どういう部分があるかという部分でございましてけれども、一つは、プロジェクト関係の経費で、これはまだ金額的には小さいのでございまして、その企業誘致等に関しての人的な経費でございまして、そういった部分について予算計上しております。

○竹谷委員

多分そういうふうに言ってくるのではないかと思ったのですけれども、しからば、この企業誘致、大きな課題ですが、これに向けて、平成 20 年度をスタートとして、どういう目算で、今後どのような財政が必要になってきて、そしてその投資に対する効果がこういうぐあいに生まれてくるという試算というものも、考え合わせながら進めていかなければいけないと思うのですけれども、その辺は検討段階に入っているのでしょうか。

○伊藤市長公室長

具体のスケジュール等はまだ見えてきていないところでございまして、今後かなり詰めていかなければならない課題だとは認識してございます。

○竹谷委員

これは歳入の件で、将来的な地方財政を確保するという大きな視点で、多賀城市として取り組んでいく事業ということに、私は見ているものですから、ここでお聞きしているのですが、少なくとも、言うことはだれでもできるのですが、言うのと同時に、そのバックデータをきちんとしていかなければならないのではないかとこのように私は思っています。

そうでないと、そういう中心におられる市民の皆さん方が、どうしても動揺してしまう。そういうものにはこういうバックボーンでいこうということ、やはり提言も大事ですが、提言と同時にバックボーンというものもあわせ考えていかないと、こういう事業というのはなかなか成立していかないのではないかと。

これは、特に、私の思いは、サイエンスパークの構想が中止でとんざしたという苦い経験があるものですから、そういう点を踏まえていけば、少なくとも、あのときも、私も参画していろいろ言いましたけれども、計画はあるのですが、下についてくるものが全然なかったと。結果的に、そのことで崩れていったというものが一つあったと思います。

指定地をいろいろ地質調査していったら、とてもじゃなく地盤がやわらかくて、こういう産業に合わないというようなこともあったのではないかと。それから、ある企業の動向によって、景気の問題によって撤退せざるを得なくなったという苦い経験があるものですから、そういうものを踏まえながら、提言と同時にバックボーンをきちんと考えていかないと、失望する可能性も出てくるものですから、今回だけは絶対に、地方財政の確立においても、このことは成功させなければいけないものであろうと、これは多賀城の将来的財政の確保の観点から、私はそう思っているのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○伊藤市長公室長

竹谷委員のおっしゃるとおり、そのサイエンスパークの経験もあるわけですので、その辺についてはきちんとしたバックデータなりを作成した上で、さまざまな提言、提案を申し上げていきたいとこのように考えてございます。

○竹谷委員

しっかりとその辺も踏まえて、揺るぎない態勢をつくってやっていただきたいというふうに思います。

次に、地方再生対策費、この説明をいろいろ聞いていたのですが、私は大変これを興味深く思っております。他市町村に比べての多賀城の財政がどうあるのかという点の、指標にもなるのではないかとこのように思っているのですが、その辺はいかがでしょうか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

私どもも、この総務省の試算値が流れてまいりまして、これを見て大変驚いたところでございます。こんなに開きがあるのかと。

御説明の中でもお話しさせていただきましたが、特別説明資料の2ページになりますが、この地方再生対策費の配分となる指標が、人口規模はもちろんのこと、第1次産業の就業者の比率、それから65歳以上の高齢者の比率ということになってございます。

これらの比率でございますが、御存じのとおり、多賀城市の産業構造それから高齢者率、これは全国に比べても非常に第1次産業の比率は少ないですし、高齢化率も低いということで、そういう意味では条件不利地域としてのみなされ方は、まあ少なかったのかというふうに考えております。

また、この算定そのものが、合併市町村につきましては、合併以前の状況での算定ということで、その配分についても合併市町村に比較的手厚い、そういう算定の内容になっているようにございます。

そういう意味では、財政力というよりも、そういう産業構造だったり、あるいは地理的、あるいは社会的なその条件不利地域に手厚く配分される、そういう費目になっているという実感でございます。

○竹谷委員

私は、逆に言うと、県内の市の中で、高齢者率、それから第1次産業から見ても、それとあわせて多賀城市の財政、収入等々から見ても、それなりに健全に推移しているということで、手厚い恩恵は受けなかったという見方をしているのです。そういう見方をすると、多賀城の今の国からのいろいろな、これからの交付税を含めて、相当厳しい見方で見られるのではないのかという見方を私はするのです。

そうすると、そういう見方に立つならば、今後の多賀城の財政をどうしていくのだということ、これを踏まえて考えていかないと、大変なことになってくるのではないのかというように思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

今、委員御指摘のとおり、条件不利地域でない、あるいは財政的な基盤も比較的整っているだろうという見方をされますと、歳入での依存財源、例えば交付税だったり、各種譲与税だったり、そういった部分での依存財源、国からの依存財源というものが縮減される傾向にあるかもしれません。

それを考えれば、当然、自主財源の確保ということが、やはり財政基盤の確立という意味では、非常に重要なことになってくると考えております。

○竹谷委員

そういうぐあいに厳しく見ておいた方がいいのではないかという一面であります。

ただ、この一面は、国のいわば合併促進で、交付税そのままやってやると言ったけれども、結果的に地方格差が出てしまったと、それを何とか政府で補う方法をどうするかということで、平成20年度は小手先で出てきたのかと。永久的にこのようなものが、恒久的なものではないのではないかという、一方では見ているのですけれども、ただ、私が思うに、こういう資料に基づいて国は算定してくるとい、手法もついてくるとい、よく注意をしながら観察をして、多賀城市の財政を考えていかなければいけないという一つの指針ではないかというふうに感じたので、老婆心ですけれども、申し上げさせていただきました。ひとつよろしく願いしたいと思います。

次に、もう一つ、あと根本委員の方で質問があるようですから、私だけ聞くわけにはいきませんから。もう1点だけ、財政問題で。

特別資料で出ました、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」というものが施行された。この法律はなぜできたのだろうかという背景について、どのように考えられますか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

地方財政が非常に厳しい、厳しいという状況が、かなり前から言われております。

そういった中で、全国的に、言葉は悪いですけども、破綻といいますか、なかなか立ち行かなくなっている自治体がかなり出てきた。それにはやはり自治体内部だけでの健全化だけではだめだと。やはりこれは住民の皆さんにも広く知っていただいた上で、一緒に考えていく必要があると、そういうことが大きな背景にあるものだと思っております。

○竹谷委員

私は逆の見方をしているのです。地方の隠し財産、全部ここで明らかにさせようとしているのではないかと。国の財政が厳しくなってきた。しかし、地方、多賀城市でもありますね。財調に積まないで、特別基金にしているとか、いろいろ出ています。今まではそこまで明らかにさせていなかった。夕張の問題だ、夕張の問題だと言っているけれども、私はそうじゃない。これを出すことによって、地方の交付金の算定基準も変えてくるのではないかとというような気がしてならないのです。その辺はいかがでしょうか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

現在のところ、この健全化法の施行に伴って、公表される健全化判断比率によって、各種交付金等の算定が変わるといった情報は、現在のところは出ておりません。

今、委員おっしゃられた見方というのは、私もそういう見方もあるのかなというような、初めて気がついた次第でございます。

○竹谷委員

これは、本当に笑い事でないと思うのです。各市町村の財政を全部国が市民に知らしめたと、住民に知らしめても、何が意味があるのですか、逆に。ですから住民税を上げるというふうに住組んでいくのかという問題も出てくる。だから公の施設を値上げするというふうに持っていくための資料なのかどうかという問題はあるけれども、私はまさしく国が法律を決めてきたということは、国の財政をいかに地方に落とさないようにするか。それが、もう一つは、地方分権という名の中で、そのことを何らかの形で模索しているのではないのかというような気がしてならないのです。

副市長は財政の大分経験者でありますし、多賀城の市役所の中でもそのプロ中のプロでしょうから、その辺はどういうぐあいに見通しておりますか。

○鈴木副市長

この四つの指標ですけども、いろいろな見方、とらえ方があると思いますけれども、一つ、一番妥当なとらえ方としては、日本の各市町村あるいは都道府県ごとの財政の状況、決算の状況を、今までの指標ですと、それぞれ比べる物差しがなかったということだと思うのです。しかし、そういうことを全国の各市町村ごとに、それぞれうちの市はどのぐらいの位置にいるのだろうかということを、相互に比べられる指標として4指標が与えられたのだらうと思います。

そういうことで、それが最終的な目標としてどこにあるのかということになれば、これは当然、例えば我が市の財政状況が悪いということになれば、自立経営を目指すためには、やはり「入るを量りて出ざるを制する」ということは、当然挑んでいくこととなりますから、当然いろいろな料金の値上げ、そういったことも出てくると思います。

その結果として、基準財政収入額がふえて、交付税が減る、だから国は交付税を出さなくてよくなったという論理につながられることも、可能性としてはあると思います。

しかし、それぞれの市町村ごとに、今の財政状況がどれだけの健全性を持っているのかというのを、広く市民に知らせて、ほかの市と比べてどうなのかということを見せるためには、こういったことが必要になってくるのだろうというふうには思っております。

あと、それから、いろいろな基金についても、もう身ぐるみはがされてというお話もございましたけれども、今回の資料の中には、基金という要素は入っておりませんので、それは多分ないだろうと思います。

ただ、一つの方向としては、総務省の方では、いわゆる複式簿記による公表ということも、将来的には見据えているようでございますので、そのときにはバランスシート等で、負債と資産とそれぞれ総ぐるみ出すという時代は、多分何年後かには、そういう時代は来るとは思いますけれども、その時点で、そういったその基金の状況によって、国からの金がかかるか来ないか、それは影響するかどうかは、ちょっとそのときになってみないと、何ともしよとお答え申し上げられないと、そういうものだと思っております。

○竹谷委員

これは、ありとあらゆる角度から考えながら、多賀城の財政を含めて、国の財政をいかに地方に還元させるかという基本姿勢を、私はきちんとしなければいけないと。当然、全国6団体も含め、宮城県の市長会等々も含めて、これは真剣になってこのことを見定めながら、もし多賀城から発信できるのであれば、多賀城からそういう意味での発信をしていく。私は、何と申しますか、データというか、基本的な、底にあるものを、私は見据えなければいけないのではないかと。

なぜ、私これを言うかといいますと、今の国会でいろいろ騒いでおります道路特定財源の問題がありますね。あれなどはまさしくこの趣旨と同じようなものになってくる、ああいう議論のようになってくるのではないかと。地方を生かすためにどうするかという議論から、政治的なものに、余り国の政策、政治的なものに、地方自治体の財政まで絡められると、私はやっていけなくなるのではないかと、地方自身が。ですから、そういう意味では、地方が自立という、分権という一つの文句があるとすれば、自立するためには、国にはこれだけの財政というものは持ってもらうなければいけないのだということ、きちんとつくっていく、自分たちで指針をつくっていくぐらいのつもりで地方行政を運営していかなければ、大変なことになってくるのではないのかという思いがあるものですから、そういう点で、私は心配しているものですからお聞きしましたけれども、ぜひ、今お話あったように、基金まで全部明らかにされて、複式簿記をやれば出てしまうのですから、その要所に使われないように注意をしながら、もしそういう動向にあるときは、すぐ国に対して物を言う、意見を言う態勢をつくっておくことが大事ではないかと思っておりますので、大きな国の財政の問題、地方財政にかかわる問題について、3点だけお伺いさせていただきます。ぜひ気をつけて運営していただきたいと思っております。

○佐藤委員

済みません。一つだけ。当然質問がいくであろうと、多分予想していたと思うのですが、歳入編の5の32ページ、バス運行維持対策費補助金 230万円、新しい項目のようなのですが、これの性格を御説明ください。

○菅野市長公室参事（行政経営担当）

お答えいたします。

この制度は、宮城県バス運行維持対策費補助金交付要綱というものがございまして、これが平成19年に要綱が改正になりまして、その結果、市町村が運行いたします路線も、宮城県の補助対象事業と拡大されました。

それによりまして、多賀城市の東部バス、それから七ヶ浜循環線、この二つのバスが対象となりまして、その試算をした結果、約230万円程度の補助金が該当するだろうということで、今回計上しております。

○佐藤委員

何回もお願いしていましたが笠神を通る塩竈行きのバス停を廃止された問題でのことです。これがそのように、そこに手当てされるのかとちょっと考えたのですが、どうも無理なようですが、そういうところから含めて、やはり住民にきちんと還元できるような使い方をしていかなければいけないと思うのですが、そういう中で、今一番喫緊の課題は、塩竈に行くのに大変、あそこ2カ所を廃止された結果、高齢の方を主として、非常に不便を来しているというのは、何回もお願いして訴えていることです。

そういう意味では、市長は、何か過去の私の質問には、「今のところそれはできない」というふうに冷たい返事を繰り返されておりますけれども、そういうことではなくて、ぜひこれを笠神、今、永久に使うってほしいと言っているのではないのです。全体を多賀城の、今から駅が新しくなって、きれいなビルができて、そういうところをにぎわわせるためには、多賀城のここにお客さんを集中、市民を集中させるというようなところがあるのだろうと思うのです。

しかし、今、あの笠神に住む住民の、特に高齢の方たちは、本当に塩竈に行くということに対して不便を来しているという状況を、ぜひ御理解いただきたいと思うのです。銀行に行くにも、病院に行くにも、親戚に行くにも、本当にだれかの足がないと動けないという人たちが今います。そういう人たちが、いずれ御高齢の方たちですから、若い人たちの世代にとってかわってくると思うのですが、今必要なところに手を打つということから考えれば、ぜひそのお金を、あの笠神の人たちのところで還元していただきたいという思いなのですけれどもいかがでしょうか。

○菅野市長公室参事（行政経営担当）

この件につきましては、たびたび佐藤委員の方から要望等がございまして、今回の七ヶ浜循環線、今現在1日32便運行しております。それで、塩竈の方に向かう便が、このうち6便でございまして、そういう問題が一つございまして。

したがって、今現在、三中、それから休場前のところに、もし仮にバス停を設けた場合の問題点が二つございまして。

一つには、32便中6便しか塩竈に行っていないことが一番大きい要因でありまして、間違ってお年寄りの方が三中前からバスに乗って、実は塩竈に行かないで、七ヶ浜半島をぐるぐる、ぐるぐる回る便の方に乗ってしまったというような問題点が大きく心配されます。

それから、もう一つの問題は、塩竈からの帰りの便が、ルート上、三中、休場前を通らないという今現在の運行ルートになっておりますので、そういった問題がありますので、今現在、バス停をそこにつけるということは、非常にそういった問題をはらんでいるということもございまして、今の状況からすると難しいのかというふうな考え方を持っております。

○佐藤委員

間違っ乗るとするのは、役所の答弁としてはちょっとなあとと思います。

もう一つの、帰りの足がちょっと不便だというのは、それはそのとおりで、そこの仕組みも考えなければならぬとは思いますが、手を挙げたら、どこでもとまるというようなバスもどうなのかなというお話をちょっとしましたら、道路の状況では、余りあちこちでとまるような道路ではないということも含めて、それもありがたいうふうに思ったのですが、塩竈のしおナビバスをぜひ笠神のあそこも走らせていただいて、塩竈に連れていくというようなところは、一番現実性がありそうな気がするのです。余りお金を使わないで。しかも塩竈にとってもメリットがあるはずですから、塩竈のあの辺の住民の方たちも、バスを出してほしいという要望も、署名つきでやっていますので、あそこで乗って、病院に、塩竈に行くのだということで、多賀城で働きかけていくことが、今一番身近で実現性があるのではないかと考えるのです。私はそう思うのですが、皆さん方のところで、もっといいアイデアがあれば、それでぜひ、そんなに長いことしなければならぬバス路線でもないと思うので、今必要なところで手当てを打ってあげるという立場に立てば、本当に急いで考えを集中させて、西部のバスが今、大変好評なようです。ぜひああいうアイデアを出しながら、皆さんの、今、今必要な高齢者の方たちの声にこたえていただきたいというふうに思います。お返事を聞いて終わります。

○菅野市長公室参事（行政経営担当）

今、塩竈市の取り組みのお話がありました。2市3町でこの公共交通の担当者会議というのが、大体2月に1回程度開かれているわけですが、その中で、先日、塩竈市の方から、笠神地区の住民の方から要望があるので、それで借り上げタクシーというふうなことを私の方で聞いておりますが、それを今、検討しているというようなことはございます。

その辺の、笠神のどのあたりのルートを考えているのかというのは、まだ検討段階らしいので、そういうふうな情報が入り次第、その辺もまたお知らせしたいと思えます。

○佐藤委員

何か前向きな御答弁をありがとうございました。めったに言わないのですが、ぜひこちらに引き寄せていただくような努力を強めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○中村委員長

ここで休憩に入ります。再開は11時5分です。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 開議

○中村委員長

再開いたします。

○根本委員

人事のあり方についてお伺いしたいと思えますが、歳入歳出にかかわることですので、委員長の許可を求めたいと思えますが、よろしいでしょうか。（「はい、よろしいです」の声あり）

市長が、本年度、本年度といいますが、平成 19 年 1 月 1 日付で部長の異動がございました。それで、市長の考え方に基づく異動だと思えますけれども、その人事のあり方、20 年度に関係しますので、その考え方を伺いたいと思います。

○菊地市長

根本委員が人事異動のことをおっしゃいましたけれども、今まで、あれだけ、残り 3 カ月です、という中で部長を交代したということは、多賀城の歴史の中でも、あるいはほかの自治体でもないのではないかと気もするわけでございます。

初めての試みで、どういうふうに変わっていくのかというふうなこともあるかと思えますけれども、3 カ月間、あそこ、この 1 階の、前の収入役が入っていらっしやったところに、3 人詰めていいのかという批判を言われた方もいらっしやいますけれども、やはり引き継ぎといいますが、引き継ぎ的な効果もございまして、次の部長へのスムーズな流れをつくる意味でも、ああいう人事配置をしたわけでもございまして、一般の企業の方々からも、「ああ、ああいう人事もいいのかな。急にかわるといって自体が、我々の一般企業の中では、逆に刺激になったというか、いい見本になった」という方も、そういう意見も私、じかに、そういうふうな話も聞かしております。

ただ、初めての試みでございまして、その成果は、3 カ月経てから、いろいろと当人の方々にも聞いてみたいというふうにも思えますし、私は恐らくいい効果が出てくるのではないかとこのように思っております。そんなところです。

○根本委員

市長の考え方、次の部長との 3 カ月間の中で、引き継ぐ効果があると。それから、もう一つは、次の部長とのスムーズな流れをつくると、全くその市長の考え方には私は了とします。

問題は、引き継ぐ効果、あるいは次の部長とのスムーズな流れをつくるのに、なぜ 1 階でなければダメなのか。要するに、部長室の隣に机を置いて、常にアドバイスをできたり、「いや、ここはこうですよ」という体制の方が、スムーズな流れが作り上げられるのではないかとこのように一つあります。

それから、もう一つは、40 年近く市役所で働いて、貢献をしてきて、その方が、最終段階 3 カ月前に、何か一つの部屋に閉じこもっているということ自体、周りから見ると、奇異な感じを受けます。また、批判されている方もおります。ですから、市長の今言った考え方が、伝わらない、そういうことをすることによって、それを私は憂えるのです。

ですから、平成 20 年度においては、やはり考えた方が私はいいと思います。どうせ部長を交代するのであれば、部長室にもう一つ机を置いてもよろしいじゃないですか。そうして、いろいろ引き継ぎもそこで自由にできるだろうし、何か相談があるといっても、全然違う部長が 3 人いるところに、上からお話ししづらいということもあるだろうと思えます。その辺は十分に検討していただきたいと思っております。

それから、今度、納税課が収納課になりますね。収納業務がふえていきますね。そうすると、いろいろな相談事が出てくると思うのです。今でもありますね。いろいろな個人的に滞納されている方、いろいろなことで窓口に来ます。そういった方々に収納課の皆さんが懇切丁寧にお話をして、収納率の向上に努めていらっしやる、こういうこともございます。

それで、収納課の隣なのですね、あそこの部屋は。ですから、会計課もありますけれども、そこを仕切って、あそこの収入役の部屋を3等分なり4等分なりの相談室にして、そしてスムーズにその相談の流れができる、1階はちょうど最適だなと私は思います。

そういうことで、人事面のことと、それから、そこを有効に活用するということではいかがでしょうか。両方の回答を求めます。

○菊地市長

決して・・・じゃございませんで、あそこのところをねらったというのは、結局、担当の部長が、そのまま次長なりの隣にいたのでは、逆にいづらだろうなという考えのもとに、あそこに3人いてもらう、本当は配慮でやったわけです。

私がお願いしたのは、その3人の部長、ずうっと長年、恐らく40年近くいらっしゃった方々ですので、自分の所属した部だけではなくて、ほかの部門もいろいろやってこられた方ですから、役所全体にいろいろないいアドバイスを願いたいということで、そういうふうになったという経緯もございます。

ですから、できれば、今回初めての試みですので、先ほども申しあげましたけれども、その経過を踏まえて、反省の上で、もう一回、どういうふうにしたらいいかはじっくり考えてまいりたいというふうに思います。（「もう一つ、部屋の有効活用について」の声あり）

○内海総務部次長(兼)総務課長

人の出入りが適切な場所かどうかということも含めまして、特に、お金を扱っているところを通っていかなければならない部分もありますので、その辺の問題もちょっと考え合わせながら、今、御提案いただいた部分については、改めて検討してみたいと思います。

○根本委員

ただいま、市長の方からは、その辺も踏まえて今後検討するというところでありますから、市長の考え方はそれはそれですばらしい。それで、40年間勤めて、その人の気持ちは、恐らく言わないと思うのです、市長に。「いや、いいですよ」と言うと思います。ただ、この、何といいますか、その気持ちも、やはり貢献してきた気持ちをどう、最後の処遇、部長を外れて、補佐していくわけですから、その方の処遇というのもやはり、職場を離れていくわけですから、その辺は十分に検討して、よりよい方向へ持って行っていただきたいところと思います。

それから、有効活用については、会計課のところですね。ですから、今、きちんと、入れれば仕切るようにもできますし、その辺、そのブースがそれを仕切ることができるかどうかという問題もありますけれども、よく検討していただきたいとこのように思います。

○米澤委員

私の方からは、5の38ページにありますが、新規事業であります宮城県放課後子どもプラン推進事業費補助金について、事業内容とこの補助金の使い道というのですか、今回初めてということで、その内容についても具体的に教えていただきます。

○伊藤生涯学習課長

宮城県放課後子どもプラン推進事業費補助金 113万 3,000円でございますけれども、これの目的といたしますのは、現在、核家族化が進行していると、それから、親御さんの就

劣形態の多様化というふうなことなどもございまして、放課後、子供たちが家に帰っても、親御さんがいないとかなんとかというような、そういったことが数多くあるわけですが、そういった安全・安心面、そういうものを確保するために、放課後、学校の敷地内で、子供たちをいろいろ学びとか、あるいは遊び、そういったものを通して、一定の時間を過ごさせるというふうな目的でございまして。

それから、お金の使い道でございましてけれども、その事業を行うためのコーディネーター、そういった方などをお願いするような形になりますけれども、そういった方への謝金、それから、アドバイザーとか、あと安全面の管理員ですが、そういった方の謝礼、そういったものに使うというふうな形になります。

○米澤委員

そうしますと、今まで、現在もあります「すぎのご学級」とかいろいろ、「うぐいす学級」、「すみれ学級」の子供たちとは、では重複するという形なのですか。あの子たちも結局、今と同じように、今おっしゃったように、核家族でということで、放課後、そういった形でおりますね。結局、対象になる子供たちというのは、その子供たちということなのでしょうか。その辺もちょっとお伺いいたします。

○伊藤生涯学習課長

留守家庭児童学級につきましては、3年生までというふうな制限がございましてけれども、今回やろうとする事業につきましては、いわゆる保育に欠けない子供、そういった子供なども対象にすると。そして、学年につきましても、小学校1年生から6年生までを対象にして、希望する児童ですが、そういった子供を対象にして行うということでございまして。

ですから、今後、この事業を進めるに当たりましては、運営委員会を組織しまして、いろいろと留守家庭児童学級の方との連携、そういったものも十分検討しながら、あるいは協議しながら進めていくこととなります。

○中村委員長

米澤委員、先ほどの質問ですけれども、歳出の方なので、次の方に回していただければと思うのですが。（「わかりました。結構です。ありがとうございます」の声あり）

○竹谷委員

ちょっと2回目の質問になるのですが、今度は国との関係ではなく、多賀城市の関係でちょっとお聞きしたいと思います。

これも大きくありますけれども、3件ぐらいに詰めていきたいのですが、一つは、私が非常に気になっているのが一つあるのです。これは市長に答弁願いたいのですが、市長の発言の中で、「本市の人口規模等々を考えますと、予算規模が170億円から180億円程度がよいと言われますが」という云々の話がよく出ています。この間も、どこの会合でしたか、聞きました。この根拠はどこにあるのか、（「水道管理者のときです」の声あり）水道管理者のときでしたか、そのとき発言されていたはずですが、それが非常に気になっていたのです。なぜこういう具体的な金額、予算規模が多賀城市に適当なのか、どういう根拠づけでこういうお話をされているのか、その辺についてまずお聞きしたいと思います。

○菊地市長

いや、これは私の、だれに聞いたわけでもない、独特の判断でございまして、今までは、多賀城市の場合ですと、ピーク時で200億円は超したわけですね、たしかピーク時では。

15年ぶりに低い172億7,000万円という数字になったということで、逆にこれからの多賀城の経営的な視点に立つと、そのくらいまで絞り込んでいかないと、自立するという要素が出てこないのではないのかということでございまして、決して私が計算してやったわけではございません。いろいろな専門家の方に聞いたわけでもございません。ただ、その辺の方向性を見きわめるためには、できれば専門家の方々とも、これから相談しながら、予算の規模というものも、どのくらいが妥当なのかということも、平成20年度あたりには決めていきたいという思いでございます。

○竹谷委員

平成20年度の予算、これを追って見ました。義務的経費が50.7ですね。一般行政費が40.7です。投資的経費が10%を切っているのです、今年度の予算で。市長がおっしゃられるようなことであれば、少なくとも義務的経費や一般行政費を、このパーセント程度落としていかないと、確かに今、駅前の周辺開発をやって、お金はそれが主ですけれども、少なくとも投資的経費を高めていくためには、どうあるべきなのかということも考えなければいけない。多賀城の投資的経費はどの程度まで、常に10%なら10%、15%なら15%、確保するのだという一つの基本姿勢があるとすれば、少なくとも義務的経費なり一般経費はこのくらい落としていかなければならない。そのためにはどうしていくのだ。

アウトソーシングも見ました。やはり平成19年度で大体終わっているのですね。あと20年度やるのは、保育所の民間、指定管理者とかそういうのがあろうですけれども。そういうやはり骨格的なものを持って、見ながらお話ししていただかないと、多賀城の投資的経費は要らないのかと、今後、という裏を返した見方になってしまうのです。

ですから、私は、市長はそういう意味でおっしゃったのではないでしょうけれども、相当気をつけて発言していただきたいと私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

○菊地市長

私が言ったことで、そういうふうな思いをされたのであれば、私も謝りたいと思いますけれども、先ほど言ったように、これからの多賀城のあるべき財政、予算規模、これはある程度緻密な分析の上で、私もこういう規模がいいのではないかと、平成20年度あたりにお示ししたいというふうに思います。

確かに、投資経費は当初比でやると19.3%の減ですか、2割ぐらい減っているのです。余り投資的経費を減らしてしまうと、多賀城の勢いがなくなってくるという面も、これはあるかと思しますので、余り元気のない多賀城になったのでは困りますし、それなりにやはり投資的経費に使う部分も残しておかなければいけないし、というふうなこともございしますので、その辺、いろいろな面で配慮しながら、予算規模というものを、将来的な理想的なものも構築しながら、考えてみたいというふうに思います。

○竹谷委員

ひとつ、アウトソーシングの関係もありますので、やはり義務的経費は大体このラインだとか、一般行政費はこのぐらいで、こうなった場合に市民のサービスがどうなっていくのか、その上に立って自主財源を構築しながら、投資的経費をふやしていくとかという、やはり行政の経営全般を考えながら、予算規模、このくらいの規模でいかないとだめだということに、落ち着いていかなければいけないのではないかと、いうふうに思いますので、検討する段階では、その辺も含めて検討していただきたいと思います。

それから、もう1点、これも市長の発言が気になったのです。済みませんが、足を引っ張る話ではございません、ちょっと気をつけていただきたいと。私、調べました。市長、今

年度の新年交歓会で、御祝辞の中ですが、あれっと思って、私も耳を澄ましたのですが、「夕張市との関係もあって、地方財政が厳しい状況にある」というようなお言葉のようでした。「多賀城は基金が60億円あるから、他の市町村と比べても大丈夫だ」というお話をされておりまして。そう私は聞いているのですけれども、市長は発言した記憶はございませんか。

○菊地市長

ちょっと忘れまして。

○竹谷委員

それはそれで、私、基金残高を調べました。土地開発基金も全部含めれば、現金で大体45億円ぐらいあるとは思いますが、多分これを聞こうと思ったのですが、資料がありますのでお話ししますが、現実的に平成20年度の予算編成後の基金残高見込みは39億円、このうち土地開発基金の14億円現金分を除くと25億円ぐらいしかない。

ですから、これもやはり、今、市民が、多賀城市も大変なのだなと、アウトソーシングで相当出したときに、「何だ多賀城、こんなに少ないのか。あなたたち何を考えているのだ」と言わんばかりのことを言われました。

ですから、これからアウトソーシングをして、多賀城の今までの肥大化から縮小しながら、そのためには市民にも多少は痛手をこうむるかもわからないけれども、夕張のようにならないために頑張っていこうという意味ですから、お互い頑張りましょうよという話をさせていただきました。そういう方には。

そういうときに、ああいうお歴々の中でこういう発言をされると、ありゃーというふうに私は胸を突かれました。ですから、これも、市長がそういう御発言をしたという記憶がないというのであれば、そこまで追求するわけではございませんが、やはり首長という立場ですので、やはり、特に財政問題については、ある程度正確な数字でおっしゃられたらいいかがかなと、老婆心ですが、そういうふうに思うのですけれどもいかがでしょうか。

○菊地市長

竹谷委員、今、基金の話をされましたけれども、基金に関しては、去年あたりは確かに60億円近く、五十何億円ですか、全部です、全部合わせますと、「それは18年末です」の声あり）前はそのくらいまでであったと思います。それを、ただ、私が話したとしたら、その辺を引用したのかなということで、確かにアバウトで言い過ぎたかという思いはありますけれども、言ったとしたら、気をつけたいと思います。

○竹谷委員

特に気をつけていただきたいと思います。財政ではぴりぴりしていますから、皆さん。特に公の施設を上げられていますから、「もう何だ、おれらの利用料金を上げておいて、何だ、こんなに基金あるのなら、そっちを取り崩せばいいじゃないか」と、極端な話。それはそうですね、市民は負担するのは嫌ですから。そういう発言にもなってきますので、ひとつ気をつけていただきたいというふうに、これはお話ししないかと思ったのですけれども、やはり言うときは言うておかないといけないと思ひまして、やらせていただきました。気をつけていただきたいと思います。

もう1点、あとの方も質問あるようですので、もう1点だけ、基本的なことをお聞きします。予算編成に当たって、今回、行政評価を、この編成に当たっては相当活用した中で、

幾ら包括予算であっても、それなりの整合性を求めて予算編成されたのではないかと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○伊藤市長公室長

行政評価の取り組みにつきましては、予算にも反映されるのかとこのように思いますけれども、何をどこまで、どのような状態にしたいのかといったようなことをにらんで、予算編成をしたというところでございます。

○竹谷委員

例えば 11 ページと 12 ページを見てください。総合計画体系と意図、目指す状態、これもそうですが、これは総合計画でこうなっているから、こういうふうな書き方をしているのか。全然違う事業なのにもかかわらず、あるのですけれども、これから見て評価をしているのか、その辺はちょっと理解に苦しんだのです。これ渡されて見たのですけれども、こちらの方には、こういうふうに見るのだと書いているのですけれども、なぜこういう同じような題目になっているのかと。もうちょっとこの事業に対する項目で評価すべきなのではないのかというふうに見たのですけれども、いかがでしょうか。

○伊藤市長公室長

まず、総合計画の体系に沿ったものかということで、そのとおりでございます。この 11 ページにもありますように、総合計画の柱であるとか、政策であるとか、施策であるとか、この辺を、総合計画をにらんだ形でこの評価表はつくられているといったところでございます。

そして、その下に、対象、だれに、何に対して働きかけるのかといったような、個々のものは、個々の事業についての考え方、目指すところをどのようにしたいのか、それをするためにはどんなことをするのかといったような視点で、この評価表は作成されているというところでございます。

○竹谷委員

なるほど。それで、例えば、ここだけ教えてください。一つわかれば大体わかるので。11 ページのところ、「障害者施設が、耐震基準を満たしている」、「障害者施設が、バリアフリー化されている」という項目がありますね。多分終わったからこういうふうになっているのでしょうかけれども、これは結果的に平成 20 年度で全部解消したと、その分の予算は全部つけて、解消したという意味合いだというように見ていいのですか。

それとも、以前は実施計画で出ていましたね。今、実施計画はないものですから、それとの関係で、そういう見方をしてよろしいのですか。

○伊藤市長公室長

この障害者自立支援基盤整備事業（コスモスホール改修）となつてございますけれども、これは平成 20 年度でその目指すべき意図、対象をどのような状態にしたいのかといったところを、ここの 20 年度で 100% 完成をさせたいと、こういう見方でございます。

○竹谷委員

具体には、それが予算に反映されているという見方をすればいいのですか。わかりました。ありがとうございました。

○松村委員

ページがどこということではなくて、歳入ということ、自主財源確保という観点からお伺いしたいのですけれども、地方自治体も、先ほど皆さんおっしゃるように、経営という視点でこれからやっていかなければならない、自主財源をいかに確保するかという点から、ちょっと細かいようですが、お伺いしたいと思います。

いわゆる資源の活用といいますか、財産の管理とか使用料というのですか、そういう観点でなのですか、駐車場の件で何点かお伺いしたいと思います。

まず、一つは、多賀城駅前に駐車場がございますね。コインを入れてやるもの、あそこは市の土地だと思うのですが、その件が1点。それが正しいかどうか、ちょっとわからないので教えていただきたいと思います。

あと、もう1点は、職員の駐車場、職員が車をとめるための駐車場ということが、どういうふうになっているのかということをお伺いしたいというふうに思います。

○佐藤建設部理事(兼)多賀城駅周辺整備課長

初めに、多賀城駅前南側の駅前広場の土地は、多賀城市の市有地でございます。

○内海総務部次長(兼)総務課長

職員駐車場につきましては、職員親交会という職員の団体がございまして、そこが一括民間から借り受けをしまして、希望者に対してお貸しをしているということです。

場所につきましては、生協の近くのところがございまして、それから、今までですと、水道の用地がありましたけれども、あれにつきましては、3月いっぱい終了となります。

ですから、4月以降は再度抽選をした上で、そういった需要を満たしていきたいというふうに思っております。

○松村委員

では、まず駅前の方なのですか、そちらは、市であの駐車場は経営しているのでしょうか。

○佐藤建設部理事(兼)多賀城駅周辺整備課長

駅前広場につきましては、築造する段階で、用地については、当時の建設省と運輸省の協定がございまして、あの4分の1、これはJRが負担してございます。用地、築造とも4分の1負担するというので、管理につきましては、道路管理者とそれから鉄道側と管理協定を結んでございます。

それで、あの駐車場につきましては、駅前広場につきましては、通常の維持管理について、清掃等についてはJR側が行うという協定内容でございまして、その中の維持管理費用に資するために、あの駐車場からの料金をもって、JR側が維持管理するという協定の内容でございまして。

○松村委員

そういうことで、使用料というのですか、あそこの駐車場の使用料は取れないということと解釈してよろしいのですか。わかりました。ありがとうございます。

あと、もう1点、今、職員の駐車場の件に関してなのですが、民間から借りているということで、その駐車場を借りる方は、職員が駐車料を払って使用しているということだと思っておりますけれども、あその駐車場を借りる方は、多分この庁舎とか、あと文化センターとか、ああいうところを借りるのに、職員が、勤務している方が多分使っていると思うのですが、それ以外の施設がありますね。例えば、あその駐車場を使わないところに勤務している職員の方、例えば公民館とかいろいろあると思っておりますけれども、そういうところの職員の方は駐車場はどのようになっているのでしょうか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

職員親交会という団体で管理している部分につきましては、把握はしておりますけれども、多分その通勤で、いろいろな施設に通っている方などにつきましては、ちょっと把握はしてございません。

ですから、多分、おっしゃられることは、公共敷地の中に、車で通勤をして、その分についての駐車代なり料金がどうなっているかというような、多分御質問だと思うのですが、それについては今ちょっと把握してございません。

○松村委員

何かそちらの方の方は取られていないような、結局、借りているところではないところを使っているものですから、そういうような、わかりません。それ、ちょっと事実を確かめたかったのですが、結局、通うところによって、駐車料を払う方と払わない方がいるのは、もしそうであれば、不公平ではないかという、そういう声も来ているのですが、やはり同じように取るべきではないかというふうに1点、思いますので、その辺調査していただいて、検討していただければというふうに思いますがいかがでしょうか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

多分、これ、私の記憶が間違いでなければ、以前は取らないというふうな形でお答えしていたかと思えます。

ただ、その辺の問題につきまして、今また再度御指摘ございましたので、改めてその辺の、やはりそれぞれ負担をしている、していないの問題もございますので、ちょっとペンディングさせていただきたいと思えます。

○松村委員

では、あともう1点、駐車場の件なのですが、あやめまつりのときなど、特に使う駐車場は、中央公園に整備されているところがあるのですが、あその駐車場を、あやめまつりのときに駐車料を取ったらいいのではないかというふうな声も、私、随分聞いていますけれども、今までは取っていないのですが、その辺もやはり財産の活用というのですか、そういうことで、検討すべきではないかと思うのですが、その辺も教えていただきたいと思えます。

○高倉商工観光課長

今、駐車場として利用している場所につきましては、建設の関係と申しますか、都市計画の方の公園用地でございますので、公園用地との絡みが若干あるのかというふうに思いますが、御質問の趣旨は、あやめまつりに来た車の駐車料金が取れないかということですか。そういうことでよろしいですか。

今まで、その駐車料については、御承知のとおり、無料という形でやっているのですが、これは、駐車料を取ることに關していろいろ問題があるかというふうに思うのは、その用地、公園用地の駐車場から料金を取ることが、まず可能かどうかということがちょっとわからないので、その辺はわかりませんが、一定のそういうお祭りのときに、料金を取るということについては、将来的に検討してみたいというふうには実は私思っております、取れるかどうか、現段階でははっきりしたことは申し上げられませんが、管理料のような形でいただくというふうなことなどは、検討してみたいというふうに思っております。

○佐藤施設課長

公園の管理者としましては、将来は駐車場なり、今、暫定的に玉川岩切線の北側、平成18年度につくっておりますけれども、それはあやめまつりの一時的な駐車場としてつくっておいたわけがございますけれども、将来的には、あそこの中央公園、12.7ヘクタールという面積を、今、事業認可を取りまして事業をしておりますけれども、管理棟なり、それから駐車場なり、恒久的なもののできた段階では、都市公園として網をかぶせて、供用開始をするような段階になりますけれども、その時点ではやはり有料駐車場として考える時点が来ると思われます。

○松村委員

きちんとなった時点では考えるということなのですが、それが何年先になるか、今の現状ではちょっとわからない状況でありますので、やはりもったいないと思いますので、あやめまつりのときだけでも、取れる、それがどこの収入になるのか、市の方になるのか、それともあやめまつりの実行委員会の方になるのかかわかりませんが、どちらにしても、検討をしていただきたいというふうに思いますがいかがでしょうか。

○高倉商工観光課長

そんなに簡単な問題ではないだろうというふうに思っておりますが、駐車料を取るという考え方、要するに、取るというふうなことではなくて、協力をいただくというような感覚といえますか、そういうのが私は大事だろうと思うのです。

つまり、今、多賀城のあやめ園は無料で開放していますね。あれは無料にせざるを得ないといえますか、有料化しないで、だれでも自由においでいただく、それが多賀城の史跡の活用にもつながるという、一つの大きな目標がありまして、無料というふうな形で、ほかの自治体でやっているような、柵を回して、有料化していくというふうなことはやっていないのですが、やはりある一定の、あそこの整備だとか、あるいはお祭りをすることも、相当な経費がかかっていることは皆さんも御承知のとおりでございます、そういうことに関して、おいでいただいた方々に、管理料のような形で、一部を御負担いただくというか、御協力をいただくと、それが多賀城の史跡あるいは観光にとって、一定の成果があるというか、そういう形で、協力金のような形であれば、何か検討することができるのではないかとこのように私は考えております。

○中村委員長

建設部の方にも関係ありますので、建設部次長、一言。

○佐藤建設部次長(兼)都市計画課長

今の駐車場の関係でございますが、中央公園の駐車場、将来的には玉川岩切線の南側と北側というふうに分散して計画しております。

基本的には、公園利用者のための駐車場ですので、これは多分無料開放になると思うのですが、ただ、あやめまつりの期間中については、あやめまつり実行委員会の方が主体となってその行事をやるわけですから、そちらの方で、有料で、今、高倉課長が言われたような形での有料というのは、考えられるかというふうに思っております。

○中村委員長

次の方、おられますか。

○柳原委員

まず、5の24ページ、土木費の国庫補助金の中で、この24ページの中で、道路特定財源が使われているのはどれかということをお聞きします。

○後藤建設部長(兼)下水道部長

これは、今、メディア等でいろいろ報道されています道路特定財源の関係なのですが、一応この24ページの中で、これに関係してくる箇所なのですが、上の方からいきますと、3番、地方道路整備臨時交付金の1)の高崎大代線、それから、2)の多賀城駅周辺土地区画整理事業、それから、一つ飛びまして、3の、市町村道整備費補助金の、ここにも1として、地方道路整備臨時交付金の新田高崎線、この3件が歳入の方では関係してございます。

○柳原委員

次に、5の38ページの、史跡等購入の県の補助金なのですが、これの計算方法と、あと県と市の負担割合をちょっと教えてください。

○佐藤文化財課長

補助金の割合なのですが、総事業費の方から国庫補助事業額を引いた残りの数字に対して、県の方が15%をうたっております。

○柳原委員

ということは、市の方が85%ですか。

○佐藤文化財課長

総事業費の方から国庫補助事業額を引いた、残りの数字に対して15%となります。

○柳原委員

では、この38ページに、計算式で2,500万円というのがあって、その下に限度額が800万円と書いてあるのですが、これは、本来、県が2,500万円出せるのに、800万円しか出していないという意味なのですか。

○佐藤文化財課長

県の方では、限度額として1,000万円なのですが、現在、上限額として800万円を県の方では補助金を出しております。

○柳原委員

昨年、太宰府の方にも視察に行ってきたのですが、太宰府の方では、県の方が8割ぐらい出していて、市の方は負担が非常に少なく済んでいるとも聞いておりますし、県の方に、ぜひもうちょっと補助をふやしてほしいということ、ぜひ要求していただいて、これはぜひ市の負担が減るように、何とかお願いしたいと思います。

あと、もう1問なのですが、46ページ、総務管理費の電子計算機利用者負担金の2番目、総務管理経費負担金の中に、水道部の負担金が入っているというような説明があったと思うのですが、これは、水道部のコンピューターを借りているということでしたでしょうか。ちょっと、もう一回確認をお願いします。

○内海総務部次長(兼)総務課長

お話の中では、水道部の側からこちらにいただいているというお話をさせていただきました。それで、昨年までですと、電子計算機の関係につきましては、630万円ということで負担していただいていたのですが、平成19年10月に上水道部が新しいシステムを稼働したことに伴いまして、この金額が、こういった金額に少なくなったということでございます。

ただ、全然使っていないかといいますと、そうではなくて、例えば水道料金の納入通知書の大量発行ですとかといったような部分では、ホストマシンを使って、帳票の出力等を行っておりますので、それに応じた形での負担をしていただいているということになっております。(「わかりました。いいです」の声あり)

○中村委員長

ここでお昼の休憩に入ります。再開は午後1時でございます。

午前11時54分 休憩

午後0時58分 開議

○中村委員長

再開いたします。

最初に、文化財課長の方から発言の申し出がありますので、許します。

○佐藤文化財課長

先ほど、柳原委員の県補助金の質問に対しまして、史跡購入費とその他の補助について、間違えて答えたところがありましたので、訂正させていただきたいと思っております。

史跡購入費については、限度額の800万円なのですが、質問にありました38ページの、市内遺跡発掘調査等及び市内遺跡埋蔵文化財保存活用整備事業については、国が50%で、県が15%で、市が35%となっております。

どうも申しわけありませんでした。

○藤原委員

幾つか質問させていただきます。

まず、第1点なのですが、多賀城市の財政状況の現段階をどう見るのかということなのですが、先ほど竹谷委員から、市長が、賀詞交歓会のときに、「多賀城は六十数億円基金があるから大丈夫だ」というふうに言ったという話がありました。

私、実はいろいろ都合があって出れなかったのですが、ほかの方からもそういう話が伝わってきましたので、市長は忘れたかどうかかわからないのですが、間違いなく、六十数億円の基金があるから大丈夫だというようなことを言ったようなのです。

それで、私は、あの65億円というのは、これは数字としては正確なのです。決算カードを見てみますと、財調と市債管理基金と特定目的基金で、平成18年度決算では40億653万9,000円、それに土地開発基金24億6,829万2,000円を足すと、約65億円になるのです。

ただ、土地開発基金については、先ほど竹谷委員が指摘しましたように、10億円ほどは土地で持っていて、お金は15億円弱ということになるので、平成18年度決算段階でも、お金ということになると、55億円ぐらいになるということです。

それで、私はちょっと、なぜこういう話を市長がそういう場所でやってしまうのかと。私は、出発点は、あの夕張のようになるのだろうと、非常に大げさな宣伝をやってしまったところに、その間違いがあったのではないかというふうに思うのです。「夕張のようになる、なる」、私はあのときも指摘したのですが、夕張は人口が十何万人から1万人ぐらいに激減しているのです。そういう自治体と同じにするものではないと、私はあのときも指摘したのですが、「夕張のようになる、なる」と、あちこちで宣伝して、市政だよりも宣伝して、すっかりそれが市民の中に浸透してしまったと。

ですから、歩いていると、「多賀城は夕張のようになるのですか」という質問があちこちから出てきました。

今度は、それを否定しなければいけなくなってしまうと、今度は逆の意味の、何といえますか、今度はオーバーに「大丈夫だ」というようなことを言っているような気がするのです。

それで、私は、もっとやはりリアルにとらえて、正確に住民にも伝えるし、話すということが、重要だったのではないかというふうに思うのですけれども、今の時点で振り返ってみて、どういうふうな認識でいらっしゃるのか回答をお願いします。

○鈴木副市長

取り組み指針のときのお話からつながりますので、私からお答えをしたいと思うのですが、これは平成18年に例の取り組み指針をつくりましたときに、今のような歳入歳出構造のままでいったとしたら、今手持ちの基金をすべて使い果たして、24年ぐらいには、いわゆる財政再建団体まで陥る可能性がある。財政再建団体といっても、一般の方々はびんとこないものですから、「あの夕張市のような、いわゆる破綻状態に陥るという危険性をはらむのです」という説明をさせていただいたのです。

それがいろいろ伝わっていくうちに、「多賀城も夕張市になるのだ」というような話の伝わり方があったというのは、それは事実だと思います。

そういった中で、市民の中には不安感が非常に募ってきたものですから、決して多賀城市は夕張市のようになるのではなくて、このままやっていってはなるかもしれない状況にあるけれども、ならないようにどうするかということで、我々は取り組んでいるのだということのお話をさせていただいていたのです。

その中で、でもやはりその市民の不安がなかなか払拭できないということもありまして、では、具体的なことも多少お示しする必要があるだろうということで、夕張の場合は、もちろんいわゆる貯金に該当する基金がまるっきりない状態、それに比べて多賀城の場合は、まあいろいろありますけれども、50億円程度の貯金もある、貯金があるから完全にセーフだというわけではないですけれども、そういうふうな状況なので、そんなに顔色を青くするほどの心配はございませんということの、過度な心配を払拭するために、我々として、市長だけではなくて、私も含めて、そういうことをお話をしてきた、そういう状況でございます。

○藤原委員

過度な心配を払拭するために、ああいうことを言っていたのでしょ。ですから、皆さん方は過度な宣伝をしたのですよ、結局。過度な宣伝をしたから、過度な心配を皆さんが持って、ある意味、逆のことをやらざるを得なくなったというのが、私は真相だと思っているのです。

そういう意味では、やはりもう少しリアルに、よく理解してもらえるように、正確に宣伝もするし、語るということは、教訓にさせていただきたいというふうに思っているのですけれども、回答どうですか。

○菊地市長

これは、過度に、いわゆるいろいろな流布をしたつもりはないのですけれども、そういったことが、話というのは尾ひれはひれついて飛び交っていくのだということも、一つ教訓にして、慎重な言動に留意をしまいたいと思います。

○藤原委員

そうですね。特に、事務方がまず市長に正確に理解してもらおうというか、きちんと説明することが、私は正解だと思うのです。私は、市長に対する事務方の説明自体が、やはりちょっと誤解、市長自身が認識を誤るような説明をしたのではなかったか、という問題があったというふうに私は思っているのです。そういう点では、今、副市長から回答がありましたので、そういう方向で今後お願いをしたいと思います。

それから、特別説明資料の6ページで、「15年来で最も少ない緊縮型の予算だ」という話がありました。実質的には166億円なのだというお話でした。ところが、166億円の予算だけれども、財調は8億2,784万6,000円を繰り入れざるを得ないということになりました。

私も、これをそのまま信じているわけではなくて、決算時期には半分ぐらいには縮まるのではないかというふうには思っているのですが、いずれにしても、予算段階ではこういう基金繰り入れの予算を組まざるを得なかったと。

従来が多賀城の財政からすると、160億円台の予算を組んでいて、これほどの基金を繰り入れなければいけないというようなことは、今まではなかったというふうに思うのです。

現時点においても、こういう繰り入れをせざるを得ない理由というのは、一体どこにあるのかということについて、財政担当補佐の答弁を求めます。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

御指摘のとおり、8億円を超える財政調整基金の繰り入れを予定しての予算になっておりません。

これは、平成 18 年度におきましても 8 億 5,000 万円ほどの当初予算での財政調整基金の繰り入れを予定して、結果として、決算の段階では繰り入れをせずに決算を見ることができたということは、9 月の議会のときに御説明させていただいたとおりでございます。

まず、今、委員から御指摘がありましたとおり、なかなか当初予算段階では見込めない財源があるというのが、一つには大きいのがあると考えております。特に、従来指摘のあります臨時地方道整備事業に対する起債、これが通常のメニューにはないものですから、これが年度中間あるいは年度末近くになってから、臨道債一般分というような形で配分が来ると、そういったこともございまして、当初予算編成段階ではなかなか財源不足が埋まらないといえますか、どうしても歳入につきましては手堅く見積もります。

また、歳出につきましては、不足にならないようにという、特に扶助費関係等についてはそうなりますが、そのような予算組みになってしまうということがあります。

それから、やはりその地方財政計画とも連動してくる部分もあるのですが、いろいろ地方交付税等の依存財源の見積もり、こちらにつきましても、地方財政計画をベースに見積もっての予算編成ということになります。こちらにつきましても、総体的に縮小傾向にあるということから、予算編成時点では、本年度につきましても 8 億円を超える財源不足が発生しているという状況でございます。

○藤原委員

今、話はなかったのですけれども、平成 15 年度と比較して交付税が 5 億円減ったのだという話が、16、17、18 年度と説明ありました。これは引き続き 5 兆円、やはり影響はあるのだというふうに、それは考えていいのですか。どうですか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

基本的に、地方交付税改革ということで、三位一体の改革の中で、3 年間で総額で 5 兆 1,000 億円の削減がございました。その削減されたままの状況で、基本的にはきております。

ただし、午前中にも御説明申し上げましたが、地方再生対策費という特別枠が今回設けられました。4,000 億円の規模で設けられました。それを除きますと、地方交付税全体につきましては、2,000 億円強の増額になっております。ただし、そこには、今申しました 4,000 億円の地方再生対策費分が含まれておりますので、実質的には約 2,000 億円の減額となっております。その辺を考えますと、地方交付税改革で削減された部分、通常の部分の地方交付税につきましては、そのまま削減されたままで推移しているというふうに解釈をしております。

○藤原委員

現状認識としてはそういうことなのだろうと。だから、その交付税がいじられて、みんな苦境に陥っているわけなので、これはぜひ市長を先頭に頑張っていただきたいというふうに思います。

次、No.9 の 19 ページ、これに、今の地方再生対策費というのが C で出てきます。これはいろいろ午前中も議論になっていました。それで、今後の見通しはどうかと。これは地方交付税法なのか、法律上もきちんと恒常化されるということになっているのか、それとも、そういう法律の担保はないのだけれども、暫定、暫定でかなり長くいく予定なのか、その辺の見通しについて、一つは説明いただきたい。

それから、もう一つ、資料9の25ページに、市税の一覧表が出ています。それで、いろいろな雑誌を読んではいたら、ふるさと納税制度が平成18年度から入ってくるのだということが、いろいろ書かれています。

その市税の説明の中では、ふるさと納税制度については、全く説明がありませんでした。説明がないということは、多賀城では全く影響がないというふうに見ているのか、その点について答弁をお願いします。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

まず、地方再生対策費でございますが、地方交付税法に基づいて単位費用等が設定されております。そういう意味では、法律に基づいた費目というふうになります。

恒久的にかどうかとなりますが、これにつきましては、総務省の方では、「当分の間」というような表現をしております。その辺、どのようになるのかは、具体には明らかにはなっておりません。

○菅野税務課参事

ふるさと納税制度の御質問でございますが、たしか私記憶する限りについては、平成20年度の税制改正で出てくる項目かと思っています。

これは、あくまで寄附金制度の改正ということで、それぞれ各納税者のふるさとの方に納税するという制度だったと認識しております。

○藤原委員

まず一つ、この地方再生対策費なのですけれども、私がある雑誌で読んだものでは、「地方交付税法の改正の中では、『当分の間』という言葉になっていて、制度化され、これがいわゆる恒常的な制度となったわけではないのだ」と。「ですから恒常化させる必要があるのだ」というふうに書いているのですけれども、その辺は間違いがないのかどうかということです。

それから、ふるさと納税制度なのですけれども、これは既に国会を通ったのですか。まだ審議中ですか。それとも、通ったのだけれども、制度はできているのだけれども、多賀城については影響がないのだというふうに考えたのかということですが、まずあちらから。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

委員御指摘のとおり、「当分の間」ということでございますので、国では「当分の間」、それがどれくらいの期間かというのはちょっとわかりませんが、そういう内容での法律ということになっております。

○菅野税務課参事

県の方で、総務省の方で、2月に、平成20年度の税制改正ということで、その説明がありまして、2月中旬でしたか、県の方から通知があったのですけれども、その段階で、各市町村の条例の中に、その新しい寄附金制度を設けると。例えば、今現在、個人市民税の場合、日赤に寄附した場合、寄附金控除が受けられるということになっていきますので、その日赤以外にどういう団体に寄附するか、その団体を各市町村が条例で定めなさいという、今回の税制改正だろうと思っています。

○藤原委員

制度は導入されたのだということでもいいのですか。

○菅野税務課参事

最終的には、例年、市町村税の方については、3月31日に公布されて、4月1日施行ということになりますので、国の方の法律ではもう既に、ちょっとその辺、詳しく見ていなかったものですから、最終的には衆議院で可決して、最終的に法律施行ということになると思いますので、この間の県の方の説明については、平成20年度税制改正でそういう格好になるという話はされておりました。

○藤原委員

そうですね。通ったか通らないかはまだ定かではないのですが、通る可能性はあるということですね。

それで、これもある雑誌を読んでいたらなので、地方自治体が条例をつくれれば、自治体に対する寄附が地方税でも寄附金控除ができるようになるのだということですね。

そのときに、地方自治体がいただいた寄附は、地方交付税の収入額には算定しないのだというふうになっているようです。

ですから、つまり、寄附金をたくさんいただくと、それはもう収入額に算定されないわけですから、それはまるまる実入りになると。交付税が減らされたりすることはないのだという仕組みになっているようです。

したがって、これは必ずやれというわけでもないのですが、これは研究はきちんとした方がいいだろうというふうに思うのですがどうですか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

そのように制度がつくられているということは把握しております。

全国的にも、そういった動きが一部にはあるやに聞いております。我々もそういった部分につきましても、研究してまいりたいと考えております。

○藤原委員

それから、No.5の42ページ、基金の組み替えの問題です。一般質問で提起をいたしました。それについては、「検討する」というそういう答弁があったのです。

それで、一般質問で私が提起したのは、史跡のまち基金は、これは伊藤市長の遺言でつくったような基金なのだと。何としても外郭の南門を復元したいということで、約10億円つくったのが史跡のまち基金だったのですね。

途中で都市計画事業にも使えるようにして、一たん8億円だか増して、駅周辺等に使ってきました。もともと伊藤市長がつぎ込んだ、つくった基金を既に割り込んでいる状態になっているので、私はもうこれは、これ以上手をつけるべきではないのではないかと。平城遷都1,300年も来るし、多賀城1,300年も来るし、そういうのをやはり考えたら、これはこれ以上手をつけるべきではないのではないかと。

そうして考えてみると、使える金というのは、どうも土地開発基金のうちの現金部分しかないのではないかと。大体私の結論だったのです。まず、その点について、どういう認識かということですが。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

まず、史跡のまち基金の活用につきましては、現在、御指摘のとおり、南門復元以外にも、駅周辺の補助裏等への基金の充当、これが制度的に認められるような制度となっておりますので、最大限活用させていただいているというのが現状でございます。

また、基金の再編という部分につきましては、それぞれの特定目的基金の設置目的があるわけでございます。それに基づいて、各種事業が行われ、それに対する財源として活用されていると。

ただ、そうは申しましても、基金によっては、そろそろ枯渇が心配されるというような状況になっているというのも事実でございます。

そういう意味で、基金が設立されてから、10年あるいは20年とたっているものもございますので、それぞれ社会情勢あるいは多賀城市のそれぞれの事業の進捗状況、そういったものもトータル的に勘案した上で、特定目的基金の再編というのは、検討する、そういう時期に差しかかりつつあるというふうな認識を持ってございます。

○藤原委員

史跡のまち基金についての認識はどうですか。これは、市長にちょっとお尋ねしたいのですけれども。

○鈴木副市長

今、藤原委員の方から、以前に伊藤市長時代に南門を復元するという趣旨を持って、この基金を設立したというのは、そのとおりでございまして、ちょうどそのときに、担当の係長として発令されたのが私でございまして、その辺の当時の思い入れというのは、よく理解しているつもりでございます。

そういうことからすると、当時設立したときの10億円というのは、一つの基準であろうというふうに思っておりますけれども、それはそれでその趣旨を生かして、大事にしなければならぬわけでございますけれども、これは何度もお話ししておりますとおり、ここあと3年ほど、非常に財政的に窮屈な時期を迎えますので、今の段階では、とにかくありとあらゆるものを総動員して、今々の状態に当たる、そういう時期であろうというふうに思っております。

その時期が抜けた後には、そもそもの趣旨に基づいて、また基金を復活する、あるいは規模の小さいものについては統合する、そういった時期が来るというふうに思っております。

○藤原委員

最後に、No.5の46ページ、電算の使用料、これは柳原委員が先ほども、電子計算機の利用者負担金の問題です。その水道部の使用料が入っているのだということでしたが、どうも全体がよく見えないのです。去年の10月に水道部が独自のコンピューターを導入したと。それで、補正で、その市に対する負担金の減額があったと。私は、そのときどう思ったかということ、もう本庁のコンピューターは一切使っていないのだというように思ったのです。あれだけの金をかけたのですから。

ところが、予算の段階になったら、また今度水道部の負担が出てくるわけです。何なのだと、一体これは。ですから、もう少し全体像をきちんと教えてほしいのです。水道部がリースしている電算というのは、どういう機能のもので、どういう仕事をやるものなのだと。

そして、本庁のコンピューターについては、どこの部分をまだ使っているのか。ですから、従来幾らもらっていたのを、幾らに減らしたのだと。その全体像がわかる説明をしてほしいのです。何だか小出しで、全然何だかよくわからないのです。どうですか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

水道の方でこういった形のシステムを入れているかについては、ちょっと詳細は把握していませんので、その辺はちょっと省略させていただきますけれども、今回お出ししている歳入見積もりにつきましては、システム装置の使用料として、コンピューターを使った占有のその割合に応じて、数字を算定させていただいております。ここの分につきましては、1%分です。1%分で77万1,687円という計算にさせていただきます。

それから、漢字プリンター使用料ということで、漢字プリンターにつきましては、1カウント130円というその単価で計算されますので、これが50カウントということで、これ12カ月分で7万8,000円、それから光ケーブル回線使用料ということで、これ全体で44万8,880円かかっているのですけれども、この分の使用分として6万1,110円ということに計算させていただいております。合計しますと91万円、90万円を超えるのですけれども、ここの分について、平成20年度につきましては90万円ということで計上させていただいたということでございます。

それで、システム装置使用料という部分が、ホストコンピューターに係る部分です。ですから、77万1,687円を100倍していただきますと、庁内で使っているホストコンピューターに係る費用が出てくるということになります。

○藤原委員

あとは水道で聞きますから、いいです。

○板橋委員

多賀城市の財源の根幹である市民税のことでちょっとお聞きいたします。資料9の27ページと5の6ページの、個人市民税の現年度課税分という数字は大体同じなのですが、後から追加資料で出た平成20年度予算に係る滞納繰越見込額の1の現年分未納見込額のこの30億3,000万円という数字と、今話した平成20年度の現年度課税分の31億500万円という数字がちょっと違うのは、どういうふうなことなのかお聞きしたいのです。

○永澤納税課長

今、委員おっしゃいました資料5に載っている31億500万円、これは平成20年度の収入見込額です。それで、別の資料に出てまいります30億3,000万円、これは平成19年度の市・県民税の調定額、そのうちの1.7%が19年度で徴収し切れずに、20年度に繰り越すという意味でございます。

○板橋委員

そうすると、5,100万円というのが、平成19年度に徴収できなかった分ということですか。

○永澤納税課長

そのとおりでございます。

○板橋委員

それで、追加資料で出てきた個人市民税の②の滞納繰越分未納見込額の1億1,400万円というの、これはどういう数字なのですか。

○永澤納税課長

これも平成19年度、これは平成18年度以前に賦課された分で、その年度あるいは翌年度で徴収し切れなかったもので、残ってきたものがこの1億1,400万円でございます。

○板橋委員

ということは、1億1,400万というのは、平成19年度以前に徴収できなかった分、それは何年前からの数字になるのですか。

○永澤納税課長

ちょっとお待ちください。申しわけございません。ちょっと記憶でお話しさせていただきますが、この市・県民税については、最も古いもので、昭和60年度のものが残っていると記憶しております。

○板橋委員

そうすると、これは市民税、あと個人市民税、法人市民税とか固定資産税とかというのは、これは滞納繰り越しになっているのは、この科目ごとに繰り越し、繰り越しになる年度が違うということですか。

○永澤納税課長

各税目、各年度の賦課ごとに管理をしております。徴収し切れなかった分、また、先ほど申しました昭和60年度、今の状態でいきますと、平成13年度以前のものについては、差し押さえ等によって、時効を中断しているもの、そういったものだけが古いものとしては残っております。

○板橋委員

何かちょっとわからないのですが、これもう少しわかるような資料というのは、数字的にはじき出されたのは、提出してもらわなければならないのでしょうか。

○永澤納税課長

資料といいますと、各賦課年度ごとにどれだけの未納が残って、この金額になっているのかということをございましょうか。（「はい」の声あり）ただいま手持ちはございませんが、準備いたします。

○板橋委員

それでは、数日前、車で移動中、ラジオで聞いたのですが、香川県で住民税の滞納に関する督促書類等を送るのに、何かちょっと変わった封筒を使っているというのは、課長、御存じでしょうか。

○永澤納税課長

申しわけございませんが、私、ちょっとその情報は得ておりません。

○板橋委員

香川県で住民税、滞納督促状送付に関して、真っ赤な封筒、レッドカードというような形で送付しているということをニュースで聞いたのですが、その辺、わかっている方はおられないのですか。

○永澤納税課長

申しわけございません。私どもでは、そういった督促状につきましては、そのまま納付できるスタイルのはがきといたしておりますので、そういったものについて色はつけておりません。

ただ、催告状については、いろいろな色を使って、お知らせしております。

○板橋委員

そうすると、収納率はよくなるというふうな相乗効果が出ているようですよ。

では、次、No.5の40ページです。2項1目不動産売払収入、右側の説明のところの(2)の土地売払収入（道路残地等売払）で、1,000万円、ことし入るように計上されているのですが、道路の残地というのは面積にすると幾らほどあるのですか、今。それで、路線価で評価額にすると、幾らぐらいの数字がはじき出されるのでしょうか。

○武田道路課長

全体の面積とかその評価額というのは、金額としては把握しておりませんが、今回の1,000万円でございますが、これは3筆分、500平方メートルを予定してございます。

○板橋委員

これだけITの、コンピューターが毎年、毎年いろいろなデータで、日進月歩している中で、今のような質問というのは、もう手元に資料としてお持ちでないのでしょうか。それとも、データとして出していないのでしょうか。

○武田道路課長

データとしてはあると思います。手元に今持ち合わせていないということでございます。

○板橋委員

ちょっとお聞きしますが、これは新年度の予算の審議ですね。そうしますと、私たちは資料はかばんに入れて家から持ってきます。皆さんは各階から資料を持ってくるだけではないのですか。そうしたら、ある程度のことを聞かれたとしても、即答とか、即答できなかったら、5分ないし10分後に、数字というのは出てこないのですか。これ、済みませんが、この予算審議をとり仕切られている、しかるべき方に御答弁をお願いいたします。

○鈴木副市長

もちろん、答弁するに足りるような、可能な限りの資料は持参するようには心がけておりますけれども、多分、今、ここの道路残地等売払というところの資料につきまして、これは道路残地というのが、個別にやはり面積を把握して、残地であるかどうか判定しなければならぬということ。それから、この中には、いわゆる昔の法定外国有財産、いわゆる赤道とか青といったところですが、そういったところについては、まだ面積が出ていないのです。公図上あるだけで。それは売り払いが決まった段階で、新たに測量をして、面積を確定して出すということになるものですから、そういったことで、端的に申し上げられ

るような資料がなかったということでございますので、それ以外のことについては、極力、この場でお答えできるように、これからも準備をしまいたいと思っております。

○板橋委員

我々素人でも、そういうふうな赤道、青道、国有財産、あとは市で道路を拡幅工事等で用地買収し、かつまた三角形とか形の悪いところが残った。そうすると、概略的にでも面積は出せるのではないですか。そうすると、そのときの用地買収したときの、ただ面積出さないうちで買収しているわけではないでしょう。そうすると、道路に面した分が仮に 100 とした場合、90 面したら、10 平方メートルが残地として残ると。

また、買入れ価格、それはその都度、委託費を払って不動産鑑定を依頼しておりますね。そのときの路線価から持って行って、買収価格を、用買価格を算定しているのでしょうか。そうしたら、そこで漠然と 100 万円で買って、10%残ったら 10 万円、そういうふうな概略的な数字もつかめるのではないですか。ただ、ずんずんバブルがはじけて、土地が安くなってきている、それはわかります。なら、今現在はこういうふうにして数字を出しているものを合計しますと、幾らになるのですが、実勢価格は多少ずれは出てきます。ことし、今までの 50 筆、そういう残地があるものですから、ことしは極力 10 筆もしくはもっと、隣地の人たちに買っていただいて、市の財源の糧にしたいと思えますとかと、そういうふうな前向きな御発言はできないのでしょうか。

○中村委員長

道路課長。（「いや、済みません」の声あり）

○板橋委員

今、先ほど、一番わかる方というような形で言っているのですから、引き続き副市長に御答弁をお願いしたいと思います。（「はい、わかりました」の声あり）

○鈴木副市長

私の立場ですから、余り細かなところまでは答弁できないと思いますが、道路残地も、今、板橋委員おっしゃられたように、そういう形のものというのは割と把握しやすいものがあると思います。

ところが、実態としては、道路をつくるときには、いわゆる道路の法面ですが、つくるときには法面が必要だったものが、その後、宅地側が盛り土をされたりして、その法面が不要になったり、そういったケースがございます。

ですから、今おっしゃられたようなことで、集計できるものもありますし、現地を見ないと集計できない、そういうものもいろいろあると思います。

ただ、その中で、今現在把握しているものとしては、出せるのではないかということについては、これは多分、今、その状況については、あと道路課長の方からお答えさせていただきたいと思えます。

○武田道路課長

先ほどもお話ししましたが、手元には資料ございませんので、申しわけございませんが、把握できる範囲で後ほど資料として出したいと思えます。

○板橋委員

結局、行政で土地を買うなどというのは、国からの補助、県の補助、いずれあと一般財源からとなった場合、税金なのですね。違いますか。やはりそれだけの国民の血税ですから、それで公有財産として持っている土地、そういうふうなアバウトな数字ぐらいはやはり掌握してもらわないと、進まないのではないですか、話が。

では、次、No.5の44ページです。右側の二つ目の枠の土地開発基金繰入金に関連してお聞きしたいのですが、土地開発公社でお持ちの土地、今ございますね。

○内海総務部次長(兼)総務課長

ちょっと、公社で今保有している土地についてのデータは、ちょっと手元にございませんでしたので、これも後ほど把握したいと思います。

○板橋委員

あるかないか答えてもらえばいいのです。それに対してちょっとお聞きしますから。

○内海総務部次長(兼)総務課長

これはあります。ございます。

○板橋委員

ただ、平方メートル数がわからないということですね。さあ、それで、この公社で持っている土地を、行政サイドでの利用はされておりますか。行政サイドで。駐車場にするとか、建物を、一応何か使わなくなった備品をそこにプレハブでも置いて、保管しておくとかと。

○内海総務部次長(兼)総務課長

今ここで御質問を受けているのが、その土地開発基金で保有している土地なのか、土地開発公社で保有している土地なのかというふうな部分について、ちょっと整理をしたいと思うのですが、いずれでしょうか。

○板橋委員

済みません。土地開発公社でお願いします。（「板橋委員、手を挙げてちゃんと言ってください」の声あり）では、土地開発公社でお願いします。

それで、これも新聞記事で出たのですが、使用しているけれども、代金が未払いになっていて、ということで4,000億円ぐらい、金額に換算すると、そういうふうな記事が出ていたものですから、ちょっと今お聞きしていたのです。

○内海総務部次長(兼)総務課長

一時的に土地開発公社で取得をして、それで事業の用地として買い戻しをするというふうな動きで動いてまいります。

したがって、土地開発公社でもって一時的に保有している土地はございますけれども、一時的にそういった形で保有をしているということでございます。

○板橋委員

保有していて、それは柵が回されて、年に数回除草しているぐらいですか。別な形の活用、利用というのはないのですか。

○鈴木副市長

実は、私が土地開発公社の理事長でございますので、私からお答えしたいと思います。

土地開発公社の資産の内訳については、毎年6月の議会に資料として御提示をさせていただいているところであります。

あれを見ていただくとわかるとおり、多賀城市の土地開発公社というのは極めて健全な土地開発公社でございます。ですから塩漬けもありませんし、今おっしゃられたような、御懸念されているような、買い戻しをしないで、何かに使っているということも一切ございません。すべて道路事業であったり、公園事業であったり、いわゆる補助事業と結びついて、補助事業に先行して一時的に取得をしている財産、そういうことでございますので、御懸念のようなものは一切ございません。

○板橋委員

それだけ明確な回答をしていただいたのですから、面積幾らあるのですか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

済みません。後でその辺はお示ししたいと思います。

○板橋委員

そこまで副市長にお話を聞いたのですから、それだけの面積を頭に掌握しているのだと思って聞いたのです。何も私は総務部次長からそれを答弁してもらう必要はございませんでした。

3問終わりましたので、あとだれか終わってからまたやります。

○阿部委員

一つだけ伺います。資料5の26ページ、先ほど柳原委員からも質問ありました。柳原委員は、控え目に何か最後に、県の方によく申し入れるべきだと、こういうお話でございましたが、まず確認をしたいのですが、26ページの方に県の方のものもありますから、何ページになりますか、36ページですか、両方かわりあります。

毎年、2億5,000万円、これは元金になりますね。そのうち8割が、80%が国から出ている。県・市がそれぞれその20%を半分ずつ分ける、こう基本的にはなっているはずなのでですね。

それで、実際にはどうかと。先ほども回答ありましたが、県は、お金がないという理由であらうと思いますが、上限を800万円に抑えて、これしか出せないと。足りない分を市が補っている。現在はこういう状態になっている。これでいいですか。

○佐藤文化財課長

そのとおりでございます。

○阿部委員

この補助率というのか、負担割合というのか、これは絶対的な率なのか、絶対的なものなのか、あるいは変更できるのか、この辺はどうですか。

○佐藤文化財課長

県の補助金につきましては、昭和47年から平成7年までは、事業費から国の補助金を差し引いた金額の2分の1の補助金だったのですが、県財政の厳しい状況により、事情で、平成8年度から県の補助金を1事業当たり1,000万円を限度とするという要綱が定められまして、その後、平成14年からは、1事業について1,000万円の8割を限度とすることになって、現在の800万円となっている状況であります。

○阿部委員

いや、それはわかるのです。ですから、この率を、80%、10%、10%、これは絶対的で、変更できないのかということです。なぜかということ、前からこれ私も何回か言っているのですが、2億5,000万円を毎年、毎年、足りないと、これでは。足りない。史跡の整備が進まない。それで、もっと増額してもらった方がいいのではないかと。国にもどんどんこれは言うべきだということを行っているのです。

それで、もし、この率がこのままで絶対的なものであるならば、例えば、この倍大きくなったと、整備費が。その場合にどうなるかと。市の負担が相当大きくなってしまいます。そうでしょう。これ無理なのですね、財政上。ですから、これ以上増額要請はできないということになりかねない。だから、私はこの率に変更できないのかと、変更できるものなのかと、こういうふうに行っているのですがどうですか。

○佐藤文化財課長

現在、県の補助金の補助率については、3.2%になっていますけれども、県の財政が厳しいということですが、これが県の財政が上向いてくれば、その辺の変更はあり得るのかと思います。

○阿部委員

何かちょっと、問いに答えていただけてないのですが、いいです。

それで、この史跡の整備責任は、これは市ではないのですね。県なのです。維持管理の責任は市にある、こういうふうになっているはずですよ。

奈良の平城京、遷都1,300年記念行事をやると。これは県が主体で取り組んでいるのです、県が。同じ特別史跡でありながら、多賀城は、県の場合には、多賀城が主体になっている。県が何か知らないけれども、余りかかわっていない。これでは多賀城の史跡のまち、それから、松村委員が一生懸命頑張っているあの観光事業の問題、これ進まないのです、このままでは。

したがって、私は、今度、県議会の常任委員会が視察に来ると、それから、県知事も多賀城の史跡を視察に来るという予定であると、このように伺っております。このときに、全庁挙げて、これは史跡の関係だとか、これは観光だとか言わないで、こんないいチャンスはないわけですから、この機会を好機ととらえて、全庁挙げて、県の方に問題点をぶつけて、そのようにすべきであると、このように思うのですが、この辺の意気込みはどうですか。

○中村委員長

責任者の教育長。（「教育長なり部長なり、それから観光関係の部長ですね、意気込みを聞かせてください」の声あり）

○鈴木教育部長

それではお答えいたします。

まことに全くそのとおりだと思います。それで、県も、実は先般の県のこの文化財に対する補助事業の財政状況について、実は説明に行きました。その席上でも、いわゆる他市町村の、他県の文化財の公有地の買い上げの状況、県の役割なども当然知っております。

それで、その上で、なお県の財政等については、このような状況なので、このような補助率で、このようなパーセントでお願いしたいということで、重々お願いはされました。その席上、教育長も当然同席しまして、いわゆる多賀城市の場合、史跡そのものは特別史跡ということであって、むしろ多賀城市自体が、で持つと言いましたか、やるという規模の事業を超しているのではないだろうかというようなことも、実は我々から話をしまして、その辺、十分多賀城市の状況を勘案していただいて、県の内部でも補助に対する特段の協力をお願いしたいということでは、改めてその席上でもお願いしたところです。

先ほども阿部委員が言われたとおり、今後県の常任委員会、知事等々が来るということであれば、その席をおかりするということになると思いますけれども、その辺を改めて私の方からお願いをしたいというふうな準備でいきたいと思っております。(「もう1人、ほかの部長」の声あり)

○坂内市民経済部長

同じ思いでございます。

○阿部委員

今までも陳情をしていますね。毎年のように。県と国、それから自民党多賀城支部でも、県に直接、教育長なり副知事に会ってお願いをして、陳情書を渡している。書類だけではだめなのです。やはり担当者が、真剣になって、言うなれば、毎日のように県に押しかける、そのぐらいの意気込みがないと、多賀城のこの史跡のまちは泣いてしまいます。みんなで何とかしましょう。今度、いい、デスティネーションキャンペーンですか、これいい機会であると思います。これからの多賀城のまちづくりに大きなきっかけになる、弾みになると思いますから、これを逃さずに、みんなで頑張ってみましょう、そのように希望したいとこのように思います。

○中村委員長

ここで休憩に入ります。再開は午後2時5分でございます。

午後1時56分 休憩

午後2時05分 開議

○中村委員長

再開いたします。

最初に、総務部次長の方から発言を求められておりますので、許します。

○内海総務部次長(兼)総務課長

先ほど、板橋委員の方から御質問のございました土地の面積でございますが、公社で保有している土地の面積は1,524.95平方メートルでございます。

○中村委員長

次に道路課長。

○武田道路課長

先ほどの板橋委員の御質問にお答え申し上げます。

道路課としまして、道路残地において、売り払いが可能と思われる件数につきましては、12件、現在把握しておりまして、面積につきましては、約1,200平方メートルでございます。

今回、予算計上してございますのは、そのうちの3件、500平方メートルございまして、1,000万円というふうになってございます。

ほかの9件に関しては、境界の確定、それから測量図がまだ完成していませんし、鑑定等もかけておりませんので、正確な数字は把握できていないというのが正直なところでございます。

○中村委員長

以上でいいですか。歳入の方はまだ。

○竹谷委員

一つは、先ほど、市長、根本委員の質問に対して答えたのですが、例えばの話を言ったのですが、・・・・・・という文言を使われましたけれども、やはりここは公式の場ありますので、市長発言としては議事録に載せておくのはどうかというぐあいに思いますので、これは削除した方がよろしいのではないかと思いますけれども、その辺、市長はいかがでしょうか。

○菊地市長

適正な言葉ではなかったかというふうに思いますけれども、削除していただければありがたいです。

○竹谷委員

不当とか不正ではなく、やはり議事録に載るということは、やはりそれなりに、今、人事の関係での話の経過からいくと、まずいのではないかとこのように思いますので、市長がそういう見解であれば、そのように取り計らった方がよろしいのではないかと思いますので、よろしく願います。

時間外労働の件について、1件だけお伺いしておきたいと思っております。平成14年かどうか、これ私持っているのですが、組織改正、市の組織機構の見直しに関する基本的な考え方というものがありました。ここで、「行財政改革の一環として、部内の人事権限を担当部長に委嘱し、職員の有効的活用を図り、時間外労働の軽減を行う」ということが、基本方針として記憶しているのですが、これは今でも残っているのでしょうか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

平成14年度のことににつきましては、記憶にちょっとないのですけれども。

○伊藤市長公室長

ただいまの竹谷委員からのお話は、多分こういうことだろうと思うのですが、その部内の人事権というか、繁忙期にあっては、その課をまたいで応援態勢ができるようにして、時間外の削減を図るといった意味のことだとすれば、今も、現在もそのまま引き続いてございます。

○竹谷委員

私、なぜそれをお聞きしたかということ、実は今年度の時間外、昨年度と一緒なのです。説明では30%削減、削減という、しきりに太鼓判を言うのですが、それはかつてのアウトソーシングをかける前から30%をやったと。であれば、その次に来るのは、前年度に対してどれだけの削減をして、目標を掲げていくのかというのが大事ではないかと思うのです。それは当然、今確認したことが生きていけば、少なくとも予算編成上は、そういう予算編成をして、少なくとも時間外労働の削減というものに力をつけていくということが、先ほどの基本方針にある行財政改革の内部改革として、私は必要であり、数字的にここにあらわれてくるのが、本当ではないかというふうに思うのですがいかがですか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

私の説明で不足していた部分があるかと思えますけれども、実は、平成18年度につきましては、17年度の決算見込額の20%削減というふうな形で予算化をさせていただきました。

それで、平成19年度につきましては、同じく17年度を基準にしまして、17年度のその同じ数字に基づいて、30%削減を目標にしてやっというふうな形で取り組んでおります。

それから、平成20年度につきましても、同じくその17年度に対して30%の削減というふうな形で、予算編成させていただいたということでございます。

○竹谷委員

ですから、そこの感覚がずれているということです。少なくとも基本方針でこういうものをうたって、それに努力をしていこうとすれば、毎年5%でも10%でも、やはり数字的には下がってこなければおかしい。平成17年度が基準であれば、17年度からもう3年もたっているわけです。その間に組織改革もあり、いろいろなことをやってきているのです。そして、ましてや、今は市長公室という、いわばコントロールタワーもできている。それぞれ財政改革もしなければいけない。自主財源も求めていかなければいけないということになれば、内部の努力ということになれば、組織の簡素化と時間外労働等の減少を図るための施策を打っていく、その目標として、前年度、例えば19年度予算の10%なら10%の削減を目指して、予算計上しておくというのが、本来の姿勢ではないかと私は思うのですが、それが行政改革の目に見えた、市民に明らかにその努力があらわれる姿ではないかと思うのですが、その辺はいかがでしょう。そのように考えられませんか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

そのような考え方もあろうかと思えます。

ただ、人件費そのものにつきましては、時間外を取り出してみれば、30%削減ということで、委員の考え方と若干ずれる部分はあるかと思えますけれども、一方で、その人員削減というふうな形で、別な形で取り組んでございますので、トータルとしての人件費を削減していこうというふうな動きの中で、決して時間外をこのまま放っておけばいいとい

う話ではないのですけれども、今年度の予算計上に当たっては、平成17年度基準をさせていただいたと。

それから、これは時間外労働と非常にかかわる部分ではあるのですけれども、いわゆる時差出勤の関係であったり、そのような部分も、それぞれ各課においてそれぞれ努力していただきながら、時間外にはね返っていくような形その勤務を、極力少なくしていくというふうな努力も、やっていただこうかというふうに思っております。

○竹谷委員

本来の改革であれば、そういうものだと思いますから、その辺をはっきりと自覚をしながら進めていくことが大事ではないかと思うのです。

一方では、この間、これは人事関係ですから、同じだと思いますが、今後の人事異動に関する基本方針を出しているのですね。これらを見ますと、やはりもう5年を超えないで人事異動していこうと。そして、専門家ではなく、オールマイティーをつくっていこうということになれば、それらの成果としても、こういうぐあいに来年は時間外なり、目に見えて、いわば数字にあらわしていかないとまずいのではないかと。

私は、必要なところには必要な人をつけるべきだと思うのです。確保すべきだと思う。そして、この基本方針に基づいている担当部長のいわば横断的発想で、効率いい運営をしていく、そして市民サービスを向上させていくという、これは基本方針は変わらないと思いますし、そういうようなやり方をしていかなければいけないのではないかと思うのです。

ですから、縛りだけつけて、あとは放っておくのではなく、総体的に効率ある運営をしていくということが、私は大事ではないかと思います。

ですから、人員削減、いろいろ目標あると思いますが、私はそれは必要であれば削られないと思うのです。ですけれども、そこに、例えば1人多くやっても、それ以上の効果を生み出すことを考えなければいけないのではないかと。それが行政改革ではないかと思うのです。むだなことはなくしても、やはり必要なところには必要なものをつけてやる、そこでその効果を生み出していくということが、私は行政改革でもあり、こういう財源を、時間外手当でも、そういう意味でのめり張りをつけていかなければまずいのではないかと。

そして、人事異動についても、やはりこれがあるとすれば、これをやはりある程度忠実に守りながら、適材適所を求めていく人事をしていかなければいけないのではないのかというように思うのですけれども、いかがでしょうか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

委員のおっしゃるところも、なるほどなと思って今聞いておったところでございます。

多分、これから求められるのは、労働の質の転換なのだろうと思います。要するに、いろいろな繰り返しの作業ですとか、単純な作業ですとか、そういった部分については、極力整理をして、外に切り出すなり何なり、そしてより高い能力を求められる部分について、職員がしっかりとその仕事をしていくというふうな方向で、労働の質そのものを変えていくことが、これから大切なことなのではないだろうか。

それによって、結果として、労働効率が上がって、そのような生産性を向上させていくというふうな状況になろうかと思えます。

それにつきましては、やはり幅広い業務知識、そういったものを必要とされますので、やはりなるべく若いうちに、いろいろな業務を経験をさせて、それぞれのポジションを高め

ていただいて、それぞれのポジション、ポジションでしっかりとしたその働きをしていただくというふうな方向を目指していきたいと。その結果として、多分その時間外の縮減につながったり、あるいは全体の職員の削減につながったりというふうな部分が出てこようかと思えます。

○竹谷委員

ぜひ目標に向かって、平成 20 年度、一生懸命やっていただきたいと思えます。

そして、問題点があれば、問題点があるように、明らかにしながら、その対策を打っていく、それを議会の方々にも報告しながら、よりよい方向を導き出していく、これが今、大事な時期ではないかと思えますので、やはり議会は市民の代表ですから、その中でもやはり明らかにしながら、どういう方向がいいかということで、相談をしながら、当局と一緒にこの問題は進めていかないと、先ほど、朝から言っております財政問題も含めて、大変な時期ですので、その辺よろしくお願ひしたいという思いで御質問させていただきました。

○板橋委員

今、道路、3 筆で 500 平方メートルのお話をお聞きしましたが、これ 1,000 万円で計上している、漠然と計算すると、平方メートル 2 万円、その平方メートル 2 万円という算出の根拠はどういうふうな形で出したのか。

あとは、土地開発公社の土地 1,524.95 平方メートル、これは 1 筆で大体どの辺で、何年に求めたもので、どういうふうな形で利用する土地なのか、その辺をお聞きします。

○武田道路課長

お答えします。

3 筆の内訳でございますが、1 筆分は、宮内一丁目の 447 番地でございます、面積が 250 平方メートル、これは鑑定をかけまして、平方メートル当たり 1 万 600 円の数字が出ております。

2 筆目が、八幡一丁目の 103 番の 1、これは面積で 234 平方メートルでございます、これの鑑定価格は平方メートル当たり 2 万 8,500 円です。

それから、3 筆目の場所でございますが、八幡字西脇の 8 番 2 号でございます。これにつきましては 43.98 平方メートル、この鑑定価格ですか、平方メートル当たり 3 万 2,200 円と。

これのそれぞれ合計額が 1,000 万円をお願いしているところでございます。

○内海総務部次長(兼)総務課長

先ほどの 1,524.95 平方メートルの土地でございますが、これは 3 筆でございます。いずれも中央公園の用地として取得しておるものでございます。取得年月日が、一つは平成 18 年 12 月 25 日、もう一つが 19 年 1 月 26 日と、これ 2 筆をこの時点で取得をしておるということでございます。

処分予定でございますが、これは補助事業でございますので、それらとの関係がございまして、来年以降というふうな形で予定しております。

○板橋委員

ありがとうございます。

次に、資料 5 の 45 ページからの、3 目雑入からちょっと一つ、雑入のところに保育所の職員の給食費の実費徴収金とか保育サービス事業の利用者負担金とか、いろいろ負担分のもので出ているところの項目なのですが、それで 50 ページ、5 節の学校給食費実費徴収金の 2 の過年度分繰越未納額についてちょっとお聞きしますが、これは平成 19 年度から何年間の分で、それで幾らぐらいの数字になっているのか。それに対してちょっとお聞きします。

○相沢学校教育課長

お手元 50 ページの資料にあります繰越未納額の 1,225 万 4,226 円は、まだ平成 19 年度分の納入が確定しておりませんで、調定した金額になっております。

これは、不納欠損金として処分した金額を除いて、少なくとも過去 6 年までさかのぼった金額の累積でございます。

○板橋委員

こういうふうな形で、後から過去にさかのぼって納めてもらえる、全体的なパーセンテージ、あとは不納欠損した年度ごとに、全体の給食費をいただく分のコンマ何パーセントぐらいが不納欠損になっているのか、平均値でよろしいですから、わかる範囲内でお願いたします。

○相沢学校教育課長

委員におしかりをいただきますが、今そこまで細かい数字はこちらに持ってきておりませんので、早急に取りそろえたいと思います。

○板橋委員

そういうのは、単年度、今は予算審議ですが、決算とかそういう時点での資料の提示というのはできるのか、できないのか、それが一つです。

それと、石巻で、「給食費の滞納で、市が法的手段に訴えたのは初めて」というような記事がございまして、「保護者負担に 20 万数千円の支払いを求める督促を、石巻簡易裁判所に申し立てた」という記事がございまして。

こういうふうな形で、大分厳しい財政事情ですから、1 円でもいただきたいというふうなことで、法的な形で滞納されている方の、食べ終わってもう何年にもなるはずですが、ただこうというふうな形で、今現在、これに対して、当市で対応していること、今後検討、対応していこうという前向き、内部での精査があればお聞きしたいです。

○相沢学校教育課長

学校給食実費徴収金の公平な負担をお願いするため、未納額の減少に努力することは、本課にとっても大変重要な課題であると認識いたしております。

学校教育課といたしましては、この滞納繰越金分に関しましては、文書、電話による督促はもちろんでございますが、滞納となっておりますそれぞれの各家庭に、学校教育課職員が中心となりまして、夜間徴収を年間最低 3 回は実施するというところで、現在も臨戸徴収を続けているところでございます。

また、税務担当課や生活保護担当課との連携も図りながら、円滑な納入の要請を続けているところであります。

また、これは平成 20 年度ぜひ検討しなければならないと考えておりますことは、ある程度の収入がありまして、何度督促あるいは夜間訪問等をして、応じない御家庭に対しましては、配達証明付文書の送付や、あるいは給与の差し押さえ命令の申し立て等、法的な措置を考えていかなければならないというふうに、今考えているところでございます。

委員のお求めの資料につきましては、後ほど用意いたします。

○板橋委員

国の借金が 830 兆円、県も今年度、地方債を繰り上げ償還して、金利負担を 85 億円軽減します。当然、当市もそういうふうな形で鋭意進んでいるとは思いますが、新聞等に出ていますとおり、県で、2 年後にセントラル自動車、あとは東京エレクトロンという大きい企業が二、三年後に宮城県にも進出して、稼働されると。

そうしますと、県でふるさと発展税等を前倒して企業に差し上げる。その見返りとして、県の方に固定資産税とか法人事業税などが入ってくるのが数年先になると。それを漠然と足し算しても、大体財政事情に対してプラス要因になってくるのが 4 年後、5 年後になってしまうと。

今現在、県は財調も全部取り崩してぎりぎり、国債、あとは株の売却等を考えている。そうすると、売却すれば、一時的に何億円とお金は入る。それを県の財政に反映できる。そこで、株を売却した分、株の売却益が少しずつ減って行って、ますます厳しい状況になってくる。そうすると、非常に憂慮される状況になってくる。

そうすると、県から補助をもらおうと思っても、なかなか出てこなくなる。おのずと地元の行政も厳しくなる、そういう目の前に相当以上に厳しい状況が来ている中で、ことしは一般財源の予算を前年度より縮減して予算編成されていると。ことしないしここ数年間、県の財政が上向くまで、国の財政は上向くことはないと思いますね。830 兆円もあるのですから。そういう、これをひとつ民間にかえて話してみると、これだけ借金したところへ、もうどこも、銀行も見向きもしません。いかんせん、自治体というのはそれとまた違いますから、そういう厳しい中でもっての多賀城市の財政運営をやっていかなければならない。

ならば、必ず仕事をやる量が減ってくる。そうすると、地元全体が、仕事をやっている方々、仕事がもらえない。ましてや一般競争入札をやって、市内のお仕事を業者に対して、1 円か 2 円高いけれども、間違いない仕事をやってもらいましょうというふうな形で、入札をおろすかおろさないかわかりませんが、安ければいい、安ければいいでは、必ずここに手抜きが入ってきます。その辺で、安く入札させて、仕事をしてもらったから、その分幾らか別の方に使える。そういう考えの発想を今後持っていくのか、地元事業主の救済、地元事業主に仕事を回していただければ、それだけ市民税も入ってくる、収益があれば法人税も入ってくる、お互い潤うのではないかと私は単純に考えます。そういう長期的な財政運営に対して、どれだけの健全な形で今後臨むのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○内海総務部次長(兼)総務課長

御発言の趣旨から推測しますと、地元発注ということに焦点を当てたお答えをすればよろしいかと思っておりますので、そのような形でお答えさせていただきたいと思っておりますが、今年度、平成 19 年度の、例えば建設工事のいわゆる地元業者発注の状況は、土木工事につきましては、市内発注、市内の業者さんにやっていただいた部分が 100%でございました。

それから、建築工事につきましては、7 件ございまして、これも 7 件とも市内への発注でございました。

その他の工事につきましては、18件ございましたが、うち市内発注が16件ということで、88.9%の市内発注率ということになってございます。

地元以外に発注した件数につきましては、1件でございます、これは丸山雨水ポンプ場の工事、これ1件でございます。

それから、市内業者以外に発注した工事としまして、交通安全施設の整備事業ということで、道路の線引きの工事があるわけですが、この部分につきましては、これは地元以外に発注した工事ということで、基本的には、今年度、これまでの間は、市内発注で推移していると、基本的にはそのような形になってございます。

○中村委員長

板橋委員、ちょっとお願いします。最後の方に質問の項目を持ってこないで、まず質問の趣旨を最初に述べてから、質問に入ってください。

○板橋委員

最後ですから。物わかりが悪いものですから、申しわけございません。

それでは、平成20年度の特別説明資料4ページ、実質公債費比率、(2)の健全化判断比率の1、2に関しては、後ろに米印になっていて、黒字決算ですから、赤字の比率は発生しないと。③の実質公債費比率、④の将来負担比率、これの算定する基礎的な数字というのは、私たちに提示していただいた資料の、どこをどのように見て計算をしていくと数字が出てくるのかと、それをお聞きしたいのです。済みません。ゆっくりお願いします。控えなければならないものですから。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

まず、実質公債費比率につきましては、平成18年度決算の数値でございます。したがって、今回この18.3%の積算の基礎についてはおつけしておりませんでした。ちょっと古い話になって恐縮でございますが、9月議会のときにはお示しさせていただいておりました。平成18年度決算の数値だったものですから、今回はその積算の根拠の数字はお示ししておりません。申しわけございませんでした。

それから、将来負担比率につきましては、昨日、2月5日だったかと思いますが、国の方の政令の方が公布されまして、大枠での算定の基礎、ここに5ページの④の欄に書いてございますような大枠の計算基礎については、示されたところでございますが、ここにある、例えばその将来負担額、ここの範囲がどこまでの範囲で、そして具体的にどういうふうな数値を、例えば、大枠で言いますと地方公社あるいは第三セクター、出資している第三セクターも含めて、将来的な負担額をここに計上しなさいということになっているのですが、では、第三セクターの数値のどういう部分なのか、そういう部分がちょっとまだ手元にきておりませんことから、この将来負担比率の試算はまだしていないという状況でございます。

実質公債費比率につきましては、ここに書いてございますとおり、水道会計以外の、一部事務組合も含めた、企業会計等を含めた公債費の償還、元利償還金に対する負担額の標準財政規模に占める割合を示しております。これは過去3カ年分の平均値ということになっておまして、平成18年度におきましては、16年度分の単年度分が16.7%、17年度の単年度分が19.0%、18年度の単年度分が19.3%、この3カ年平均が18.3%というそういう数値になってございます。

○板橋委員

そうすると、平成 16、17、18 年度の過去 3 カ年で、実質公債費比率は辛うじて 18.3%だと。18 年度を見ると、もう 19.3%で、もうぎりぎりの線まで来ているというのが、これは数字的に間違いはないですね。

④の将来負担比率、これもちょっと取り寄せている資料を見ると、既にちゃんとどういふふうな算定をするかというのが出ているのです、ことし買ったものにもう。実質の将来負担比率の計算の仕方などがここに出ているものですから。まだ、出ていないと、我々のところに来ていないと言われたので、まあそれはいいでしょう。来てからでいいです。

お願いなのですが、決算のとき、出すときは、こういう計算する算定の基準ございますね、書かれていますね。実質公債費比率の分子の方は、地方債と書かれていないで、元利償還金、これ地方債ですね。そういうふうにして、あとどういふふうな形で数字が並んで、それを計算するところになりますという、ちょっとそういう詳しい資料までおつけしていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

あとは、こちらの、一番最初にお話ししていた納税課の方はまだなのでしょうか。

では、先をお願いします。最初の件。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

できる限りのわかりやすい資料をつくりまして、お配りできるように努力したいと思います。決算のときでよろしいわけですね。決算資料として。（「はい、いいです」の声あり）

○永澤納税課長

申しわけございません。ただいま、資料届いたのですが、ちょっと細かい数字が羅列しているのですが、これ皆さんにお配りした方がよろしいでしょうか。委員長。

○中村委員長

資料がないとわかりませんので。では、来ていますので、皆さんにお配りしてください。

では、資料が配付されましたので、納税課長の方から一言説明願います。

○永澤納税課長

大変資料がおくれて申しわけございません。

まず、個人市民税の②1 億 1,402 万 2,000 円、この明細が、今お配りしました表の一番左側、この昭和 60、これは年をあらわします。一番上が昭和で、1 以降は平成とお読みかえください。

というふうに、昭和 60 年から平成 18 年度まで、年度数でこの数、また人数の合計で、市民税の場合、延べ 2,740 名といった未納になっておりました。

そのうちの、この資料の②で、この金額掛ける 79%、これは 21%は回収できる見込みであるという前提のもとに計算しております。

次の、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税につきましても、内容としてはこの表になるものでございます。

○板橋委員

そうすると、これは税法上、何年前にはもう全部不納欠損として処分するというふうな意味ではないのですね。

○永澤納税課長

ですから、時効が5年、ですから平成14年度分、この1,300万円のうち、未納になっている部分のほとんどが、今回時効を迎えます。ですから、13年以前の分、これについては、多賀城市役所が時効を中断している滞納分でございます。

○板橋委員

そうすると、中断しているということは、納税義務者の方にまだお知らせをして、継続しているというような形でとらえてよろしいのでしょうか。それとも、平成13年度以前のもの、全部すべて、もうこの数字、最後の小計には出てきていないということですか。

○永澤納税課長

いえ、これは既に昭和60年の未納のものについては、昭和60年に納入通知をして、督促いたしました。その後、残念ながら、いまだに解決できない事案でございます。この部分の解消について、こちらでも公売できるものは公売、そういった方向で準備を進めてまいりましたが、いまだにちょっと処理未済となっているものであります。

○板橋委員

国民ひとしく納税の義務というのはございますから、余り聞きたくないのですけれども、いろいろ公職的な形でお仕事をされている方というのは、遅納はあったとしても、未納というのはないと思うのですが、これ、答えられなければいいのですが、答えられるなら、イエスカノーだけでもよろしいです。

○永澤納税課長

申しわけございませんが、お答えできません。

○藤原委員

聞き漏らしが2点ありましたので、一つは、実質公債費比率と、それからもう1点は道路特定財源について。

今、板橋委員からも質問あったのですが、特別説明資料の5ページの実質公債費比率、説明のときに、ピークは平成20年度だと。21年度からは下がるというお話でした。

それで、決算の質疑のときには、実は、平成18年度は下水道特別会計を企業会計にしたために、平準化債の枠が狭まりまして、その分が実質公債費比率を押し上げたということがありました。19年度は多分下がると思うのです、その分。それでもやはり平成20年度がピークになってしまうのかということなのですから、要するに、単年度でまずどういうふうな見込みになっていくのか、3年平均でどういう見込みになっていくのかということをお話をちょっと説明していただきたいのですが。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

起債の償還のピークにつきましては、現時点では平成18年度決算のときに御紹介しました見込みであります。20年度が一般会計のピーク、19年度が下水道でしたか、特別会計関係のピーク。ただ、なかなか見込めない部分というのがございまして、それは何かと申しますと、借入れの時期、例えば、予算で起債の予算を組みますが、その実際の借入れ

の時期が、例えば事業の繰り越しなどがありますと、また1年ぐらはずれたりするというような部分がございます、現時点で推計しているのが、決算議会で御紹介した見込みで今押さえているということでございます。

○藤原委員

要するに、現時点で余り正確には見通せないのだというふうに見ておいていいのですね。

それから、No.5の24ページの、道路特定財源の件です。先ほど柳原委員からも質問があったのですが、三つほど回答がありました。

私が質問したいのは、まちづくり交付金というのは、道路特定財源が入っていないのかどうかという問題なのです。実は、この間、テレビを見ていましたら、テレビ朝日系列の番組だったのですが、道路特定財源の延長が是か非かという、そういう番組をやっています、出雲市が、既に二つのホールがあるのに、出雲というのは、あの歌舞伎の創設者と言われている出雲阿国が出たところでございまして、阿国ホールというのを今度つくることにした。40億円かかるのだそうです。その40億円の、三つ目のホールの阿国ホールにも、道路特定財源が入っているまちづくり交付金が注がれる予定なのだという話をしていました。

なぜホールに道路特定財源なのかと思って見ていましたら、とにかく周辺の道路整備があれば、いろいろなものに使えるのがこのお金で、道路特定財源が入っているという話だったのです。

それで、多賀城の場合は、まちづくり交付金の中には、道路特定財源というのは入っていないのかどうかという問題なのですけれども、回答をお願いします。

○後藤建設部長(兼)下水道部長

まちづくり交付金に関しましては、市の方では、若干わかりかねるところがございます。国の方の予算体系もあるのでしょうかけれども、先ほどお話ししました臨時交付金の方は、原資として財源を揮発油税などを充てるのですけれども、交付金事業の場合は、それも一部入っていると思っております。

○藤原委員

一部入っているけれども、具体的には、まだその回答できるぐらい中身はつかんでいないという意味ですか。

○後藤建設部長(兼)下水道部長

そのとおりでございます。

○藤原委員

それから、これは道路特定財源、しかも暫定税率を維持するかどうかでいろいろ国会でやっていますね。どうも、私、何かで見たのですけれども、多賀城市もこれこれの事業をやっている、道路特定財源を維持してほしいという要望書を出したようなのです。

それで、私は、必要な事業にきちんと財源が充当されれば、何も特定財源の必要はないと、それは一般財源であろうが特定財源であろうが、自治体からしてみると、必要な財源が確保されれば、それでいいのだということになるのではないかと思います。けれども、これが道路特定財源でなければならぬ理由というのは何かあるのですか。この事業について、

道路特定財源を使わないと事業がうまくいかないとか、あるいは事業に欠陥が生ずるとか、私は、お金ですから、特定財源であろうが一般財源であろうが、それはきちんと補てんされれば、それで自治体としては済む問題ではないかというふうに思っているのですがいかがですか。

○後藤建設部長(兼)下水道部長

この地方道路臨時交付金につきましては、先ほども申しましたように、原資として揮発油税が充当されております。

したがって、揮発油税が、今、国会の方でいろいろ議論になっていますけれども、暫定税率のそのままでは、そのままがいいのですけれども、それが本税に戻った場合には、当然のごとくこの臨時交付金が半分になると、そういう関係から影響が出てくるということでございます。

○昌浦委員

資料5の46ページなのですが、1点、総務管理経費負担金の中の2の、(2)一部事務組合管理経費負担金、これ、例年予算の計上があったかというのをちょっと聞きたいのですけれども。

○大友会計課長

ただいまの御質問なのですが、昨年、地方自治法の一部改正がなされて、昨年4月から、収入役にかわりまして一般職である会計管理者がその事務を行うことになりました。

したがって、多賀城市が宮城東部衛生処理組合の出納事務を行っているわけなのですが、収入役にかわりまして会計管理者がそれを行うことになりまして、今までにも増しまして、組合の出納事務に関する事務処理、これに割かれる時間が大分多くなってまいりました。

ということで、宮城東部衛生処理組合の方で、これに係る費用を負担することになったものですから、これを多賀城市の方が受け入れることになったものでございます。

○昌浦委員

簡単に聞いたのです。平成20年度予算からこの負担金が計上されるようになったのかということなのですが、どうなのですか。

○大友会計課長

そうです。

○昌浦委員

今、自治法の改正で、いわゆる収入役の職種がなくなって云々ということでした。そうしますと、この149万3,000円というこの数字ですが、例えば1件当たり幾らなのか、そういう形の積算でこういう149万3,000円になったのかどうか、細部、わかる範囲で結構ですから、どういう積算根拠なのかお示しください。

○大友会計課長

算出根拠ですが、大きく分けて三つございます。

一つ目が、会計課の方で行っております収入事務、あるいは支払い事務など、金銭会計に関するものでございます。

あと、二つ目が、東部衛生処理組合の方の監査委員が行います例月出納検査、あるいは定期監査、あるいは決算審査、これらに要する時間も大分割かれるようになってきたものですから、これに要する経費もカウントさせていただいております。

あと、三つ目が、収入役にかわりまして、会計管理者が組合議会の方に出席することになったものですから、これに割かれる時間もカウントさせていただいた結果、総額で 149 万 3,000 円になったものでございます。

○中村委員長

この辺で歳入の質疑を終結したいと思います、よろしいでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中村委員長

以上で歳入の質疑を終結いたします。

ここで3時の休憩に入ります。再開は午後3時15分でございます。よろしく申し上げます。

午後2時59分 休憩

午後3時15分 開議

○中村委員長

皆さんおそろいのございますので、再開いたします。

- 平成20年度多賀城市一般会計予算（歳出質疑）第1款議会費～第2款総務費

○中村委員長

これより歳出の質疑に入ります。

まず、第1款議会費から第2款総務費までの質疑を行います。

○佐藤委員

市長の施政方針の中から2点ほどと、順番にやっていきます。

施政方針の18ページなのですが、「あやめまつりや多賀城万葉まつりの誘客イベントとのタイアップを行い」というふうに触れていらっしゃるけれども、デスティネーションキャンペーンで対外的に宣伝をしていくというのは、非常に大事なことだと思うのですが、万葉まつりもあやめまつりも含めて、東部地域のところでの、何と申しますか、市民の（「10款ではないですか」の声あり）いや、施政方針の中からなのですから、だめだったら10款でやります。（「10款でお願いします」の声あり）わかりました。

では、19ページ、私、一般質問もさせていただきましたし、今、竹谷委員からも、職員の労働形態のことで言及がありました。

施政方針の中で、市長は、「組織改編と定数管理」のところ、「370人体制実現を目指してやっていく」ということで、「20年以降の職員大量退職に伴う職員流動の影響を最小

限にとどめて、行政サービスの質の低下を防止するために、簡素でフラットな組織をつくって頑張っていく」ということをおっしゃっていますけれども、今、職員のメンタルの病気もふえていそうだと。正式には皆さん、お認めになりませんでした。50人ぐらいいるのではないかという仄間もいたしておりますけれども、そういう中で、今、施行中の職員の育成評価に対する評価はどのようにされているのか。

そして、またもう一つ、グループ制を導入することに対するメリットを、デメリットはいいです。メリットをお話ししていただきたいのですが。

○内海総務部次長(兼)総務課長

育成評価のことにつきましては、私の方からお答えさせていただきたいと思います。

育成評価の評価ということでございますけれども、管理職が、所属する職員に、一人ひとりの面談を行い、いわゆるその長所を伸ばし、短所を補ってやるというふうな形での、その仕組みで動かしております。

もちろん、そこの中で、いわゆるプライベートな部分であったり、あるいは職員個々のその悩みであったり、そういったものを聞き出しをして、それらの解決のお手伝いをする、あるいはアドバイスをするというふうな形の中で、いわゆるそのメンタルな部分についての発見を早く行っていただいて、なるべく早く手当てをするというふうな形で、そういった運用もあるのではないかとこのように思っております。

○菅野市長公室参事(行政経営担当)

グループ制のメリットにつきましては、一般に言われているのは、組織のフラット化、それによりまして、決裁等の時間の短縮と、それと若手職員等の抜てき人事等、そういったもろもろのメリットがあるというふうに考えてございます。

○佐藤委員

こういう評価方式が行政に取り入れられて久しくなります。そういう中で、各実践している先進地域では、そのことについて、ちょっと失敗したなというところも少なからずあるというふうに聞いておりますけれども、多賀城では、そういう部分では、余り先に出発したとも言えないのですが、いろいろ先進地域を調べていく中で、なおかつ、370人体制にしていく中で、やらなければならないことなのかどうか、私は非常にその職員の職務内容との関連で疑問に思うのですが、そういう部分では、やらなければならないから、やるのだということになるのだと思うのですが、今、本当に1人でオールマイティー、先ほど竹谷委員がおっしゃっていましたが、オールマイティーの職場を、仕事をさせられるということでは、本当に勤務が過激、激しい勤務体制になってくるのではないかとこのように思うのです。

そういう中でも、県では、この間の一般質問でも言いましたけれども、宮城県では評価制度を見直しているということもありました。それは県議会の中のやりとりの中で、私、気がついたのでございますけれども、一部見直したところもあるのですが、そういう意味では、なおかつやる意味があるのかどうかお伺いしたいのですが、

○内海総務部次長(兼)総務課長

評価制度についてのお話をさせていただきますけれども、今、多賀城市で運用しているその育成評価というふうな部分につきましては、いわゆる人事評価というふうな形の部分までは到達していません。

ですから、例えば、その仕事の成果を判定をして、できた、できない、あるいはできなかった原因が何か、その辺の探りまでは入れますけれども、その人、人の、個々人のその評価に結びつけるというところまではやってごさいません。

あくまで、職員を育成するという観点に立って、長所は何か、短所は何か、長所は伸ばし、短所は補ってやるというふうな形の運用の仕方を、現在はしておくということでございますので、よそでいろいろ導入事例がございますけれども、やはり最終的には業績の部分はどう結びつけていくかというふうな部分があるかと思っておりますけれども、それらの方法につきましても、多分いろいろその方法があろうかと思っておりますので、現在運用している育成評価も、それらを運用していく過程の中では、評価の方法であるとか、あるいは職員の見方であるとかというふうな部分については、非常に参考になる部分があろうかと思っておりますので、そういった方向で現在は行っておるということでございます。

○佐藤委員

上司が、部下と面接しながらいろいろな悩みを聞いたり、仕事上の悩みだったり、個人的な悩みだったりすることを聞くということ自体が、上司にとっても非常に負担になっているのではないかと、私などは思うわけです。

そういうときに、全体的に役所の中に元気がなくなるということは、市民にとって大デメリットにつながるわけです。そういう中で、本当に元気の出る仕事を、職場環境をつくっていくこと自体が非常に大事なことだと。そして、今、次長がおっしゃった話は、後段の部分では納得できます。元気が出るように、その仕組みを今変えて、模索しているのだというようなことだと思うのですが、そういう方向性に、ぜひその個人、個人の能力とか、その部分では能力を最大限に発揮していただくことは大事なことですけれども、そういうところだけに特筆されないような職場を、本当にコミュニケーションの豊かな、そして、ひいては市民にそのまま返っていくような職場にしていこうということ、ぜひ掲げていただいて、健康で働ける職場づくりを頑張っていかなければならないというふうに思うのです。

一つ提案なのですが、一定その職場の中でさまざま落ち込んだことがあったり、つまりいたことがあったりしたときに、相談できるような体制を、役所の中にとるということは考えられないでしょうか。例えば、精神科に行くとかなんとかというのは当然のことですけれども、そこに行く前に、企業の中にはそういう相談室を設けているところがいっぱいあります。そういう部分では、そういう受け皿も大事なのではないかとというふうに思うのですがいかがですか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

最後におっしゃられたような形でのその対応というのは、もう既に多賀城市ではとってございまして、一定の資格を持った産業カウンセラーを組織の中に置きまして、これは余りあれしてしまうと、御相談に行きにくくなる部分もございまして、なるべくその辺については、隠すといったら何ですけれども、そのような形で対応をさせていただいております。

○佐藤委員

そうですね。ちょっと私知らなかったものですから。機能をきちんと果たしていれば、そういう病気の方も少なくなるのかというふうに思うのですが、ぜひ職員が健康で働ける環境をつくっていただきたいというふうに思います。

この間、私が一般質問をさせていただいた次の日に、あるところで、ある催しがあったのですが、そのときに、市長以下5人ぐらいの皆さんに来ていただいて、大変励ましになっ

たのです。あの場面では。しかし、ああいうふうにして、皆さんが出張ってきて、何回も、たびたびそういうわけにはいかないと思うのです。そういうときに、やはりいろいろな部署で働く職員が、自分の能力を最大限に発揮できるような、そして、それが市民のために貢献できるようなことであるように、ぜひそういうふうな職場であつたらいいなというふうに思いますし、そういうふうな努力を、これからも傾けていっていただきたいというふうに思います。これは終わります。

それから、二つ目は、資料6の9ページと13ページです。役務費のところ、派遣から非常勤に切りかえたという説明がありましたね。それから、秘書に要する経費のところでも、派遣から非常勤に切りかえたという説明がございましたけれども、これも教育委員会のことになるので、後になるのですが、派遣労働をするのが、その法律に遵守するから、何か1人余計に置きました、というような説明がありましたけれども、こういうところで、去年の12月だか9月だかの議会にも、市民課の窓口を派遣から非常勤か何かに切りかえたというお話がありました。ずうっとそれが相次いでいるのですが、何がぐあいが悪かったのですか。

○伊藤市長公室長

秘書の部分でも関係しますので、私の方からお話をさせていただきますと、まず、秘書業務で、なぜその派遣から非常勤にというお話ですので、これは、派遣業法自体で、派遣できる業種、派遣業法で言う26業種に該当すれば、派遣期間は何年でもいい、と言ったら語弊ありますけれども、ある程度の期間は配置できるというものが決まっております、今回の市民課の窓口業務であつたり、秘書の業務は、その26業種にはどうも該当しないということで、非常勤という形態に切りかえたというところでございます。

○佐藤委員

私どもは、派遣事業がいかに今、その不法な労働状況をあらわして、それで社会的に大変なその派遣事業に働いている人たちを、社会的な大変な悪い環境に置かれているかということ、を、たびたび議会でも話ししてまいりました。

それを皆さん方は押し切って、こういうところを、とりあえず据えておいて、やはり間違いだったと、こういうふうにして切りかえていくわけですが、やはりきちんとその新しい制度は、もちろん当然なのですが、流行に乗るというのではなくて、きちんと自分たちの職場を見直すというときに、法律にきちんとのつとめたような、自分たちの労働環境を整えるということを念頭に置きながら取りつかないと、こういう朝令暮改のようなことが起きてくるというふうに私は思うのですが、このことについて、反省、と言ったら申しわけないですから、教訓は。

○伊藤市長公室長

昨年の取り組みの教訓をきちんととらえまして、今後目指すべき業務体制を整えていきたいと、このように思っております。

○佐藤委員

流行に飛びつくのは格好いいですけども、きちんと後のことまで考えてやらないと、こういうふうに、何か揚げ足を取ったつもりはございませんが、こういうことになるということを、きちんと教訓として、これから頑張りたいというふうに思います。

もう一つです。19ページの、普通財産維持管理経費のところ、旧勤労青少年ホームに735万円ほどかかっていますが、いつまでもこうやっているのですか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

700 何万円という数字につきましては、これ必ずしも勤労青少年ホームだけではございませんで、いわゆる機械警備に係る部分全体の形になります。基本的には、その用途廃止になったものを、普通財産として管理をしているということでございまして、それに係る費用が一定程度かかるということでございます。

○佐藤委員

今、「など」、と隣からごちゃ、ごちゃと言われたのですけれども、勤労青少年ホームだけではないのですか。維持管理に関する経費は。あとどこなのですか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

今ちょっと資料が見つからないで、今探しているのですけれども、説明の際に申し上げた部分については、庁舎維持管理に要する経費に計上していた勤労青少年ホームと八幡倉庫の機械警備等の維持管理経費を一括して計上したため、増額したというふうな説明の中で、ふえたというふうな形になっております。

ですから、それ以外の部分で、積み上げになって 735 万円と、その部分がふえた主な原因だったということでございまして、今、手元にちょっと、どこの分かというふうなことににつきましては、ちょっと資料がございませんでしたので、後で御報告させていただきたいと思えます。

○佐藤委員

別にいいです。私はそういうことを問題にしませんので。

ただ、問題意識としては、あそこにああやっていつまでも置くのかと、何か使い道はないのかとか、いろいろ思うわけです。その勤労青少年ホームに幾らかかったか、ちょっと細目出てこないようですけども、少なくともお金をかけている中で、活用方向を考える、そういうことに取りついてもいいのではないかというふうに思うのですがいかがですか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

先ほどのちょっと答えられなかった部分についてだけ、ちょっと補足して説明させていただきます。

ここで出している総額の中で、例えば電話交換業務であるとか、市庁舎の機械警備であったりとかと、すべてひっくるめた数字をここに上げさせていただいております。

勤労青少年ホームの部分につきましては、7 万 9,380 円の部分ということになります。

それで、勤労青少年ホームの用途の関係でございますけれども、これにつきましては、まだどのような形で活用するかということについては、方向が定まっていないということでございます。

○佐藤委員

勤労青少年ホームだけにかかるその維持管理費というか、安全対策なども含めて 7 万円で済んでいるのですか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

機械警備の費用ということになります。要するに、侵入があった場合に、警備に自動的に知らせるというふうな形のものでございます。

○佐藤委員

今、まだ考えていないようではございますけれども、機械警備だけで7万幾らかかっているということで、あそこにあのまま置くということが、どうなのかという問題意識だったのですけれども、私は、ぜひ、公室の皆さんも含めて、活用のあり方を検討していただきたいものだというふうに思うのですが。

○鈴木副市長

昨年まで、財産管理をしておりました財政課長でございますので、お答えしますけれども、勤労青少年ホームにつきましては、耐震上、極めて問題があるということで、一般の市民を中に入れられない状態になったということで閉鎖をしたのです。

ただ、壊すのにもちょっとお金がかかるということがありまして、今現在は倉庫に使っている状態になっています。勤労青少年ホームの体育館には、いろいろな万葉まつりの道具であったり、いろいろな資材を入れて、今使っているということになります。

ですから、それを何かの時期に転換して使うということには、ちょっとならないのだろうと思うのです。あれについては、いずれしかるべき時期にあれを取り壊して、別なときに何かをするかという、そういう検討に入っていくような、そんなことにならざるを得ないと思っております。

○佐藤委員

そういうことだと思うのです。欲しい人がいたら売っていただくとか、そういうところを探すとか、ぜひ頑張っていたきたいというふうに、そういうところに、行動も傾けていただきたいというか、そういう方向に目を背けないで、視野に入れながら頑張っていたきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○昌浦委員

資料6の11ページ、行財政経営アドバイザー業務委託料63万円、質問です。平成19年度と同じ人をアドバイザーとしてまたお願いするのか。

それから、なぜ60万円から3万円ふえたのか。まず2点。

○菅野市長公室参事（行政経営担当）

お答えいたします。

今のところ、引き続き天明先生にお願いしたいというふうに考えております。

それから、これは、去年の10月から導入した制度でございまして、これ業務委託ということでございますので、この3万円というのは消費税の分でございまして、10月のときも、半期の30万円にあと消費税がかかってございますので、考え方は一緒です。

○昌浦委員

わかりました。

そこでなのですけれども、恐らくは、市長公室の方でお答えいただけると思うのですけれども、平成20年度、市民1人当たりの行政コストはどのくらいなのでしょう。

○菅野市長公室参事（行政経営担当）

1人当たりの行政コストというのは、一般会計の予算に占める、人口で割り返したという意味のことでしょうか。

そして、今までそういった行政コストというものはつくったことがございません。

それで、行政コスト計算に関しましては、以前からこちらの方も各事務事業ごとに行政コスト計算というものが必要で、そういったコストは出さないといけないということで、そういう取り組みはしておりますが、まだ施設の管理であるとか、そういった部分にとどまっている状況でございます。

○昌浦委員

まさに、今御回答のあなたなのです。平成19年第3回定例会の補正予算特別委員会、19年9月21日、先ほど質問なされた佐藤恵子委員の質問に対して、あなたはこう答えているのです。「多賀城市において行政コスト計算という考え方を取り入れようとしたときに、この天明さんの方にいろいろとお知恵をおかりしながら、行政コスト計算の考え方を取りまとめてきた経緯がまず第1点でございます」と答えているのです。

行政コストというふうにして、あなたが行政コスト、行政コストとおっしゃっているでしょう。それなら、企業並みの損益計算書として、市民1人当たりのコストが幾らなどというのは、これはイの一番の話ではないですか。なぜこれ算出していないのですか。

アドバイザーにイの一番にそういうことをやって、いわば我が市、我がまち財政が、今の辺の位置にあるのか、出ていますよ、もう。兵庫県養父市というのですか、1人当たり69万2,000円かかっているのです。一番低いところはどこかという、千葉県流山市なのです、19万4,000円。

というふうに、もうこういうのは、行政コストの差が広がれば、地方自治体の税源配分等々を含めて、これから大きな指標になってくるものなのです。これを、まさか、いわゆる行政コスト、行政コストとあなたがいろいろなところで説明に使っているではないですか。当然、私は、平成20年度の市民1人当たり行政コストは幾らなどというのは、ぽんと出てくるものだと思ったのですけれども、なぜ考えなかったのでしょうか。

○菅野市長公室参事（行政経営担当）

まず、平成19年度のときに、私の方から説明させていただいた件につきましては、天明先生を行財政経営アドバイザーにお迎えする理由として、当市との関係として、各施設ごとの行政コストを計算するに当たって、いろいろとそのアドバイスを受けたということでの回答を申し上げます。

それで、先ほど、事務事業に関しましても、通常の経常的な事務事業についても、それぞれの行政コストの計算というものを、これからは取り入れていかなければならないということは、お答え申し上げているとおりでございますけれども、平成19年度中におきましては、残念ながら、そこまでちょっと、今回、行政コスト計算をするまでに至らなかったということで、この辺は、今後、今議員の方から紹介のあった、各市町村の方の取り組みの事例などを参考にさせていただきながら、平成20年度においていろいろ取り組みをしたいというふうに考えております。

○昌浦委員

そこまで御答弁いただいたのですから、これ以上は突っ込みませんけれども、たしか、その当時の室長さんですね、「いろいろな職員から質問があったとき、天明先生にいろいろお聞きして、活用していく」という答弁をされていますね。

そのとき、同じ部屋じゃないですか、財政を一生懸命やって、歳入のときも御答弁をいただいた方は。なぜその発想が出なかったのですか。

また、しかるべき上司であれば、こういう計算などしたらどうなのだというような、議論はあったのでしょうか、その辺。

○伊藤市長公室長

取り組みが若干おくれておまして、その1人当たりというものよりも、先行して、施設のコスト、施設のランニングコストとか、そういうものにまず取り組んできた。

それから、個々に、この議会などでもいろいろと、その当時ですが、出したときには、その住民票1通当たり出すのに、どのくらいのコストがかかるのだとか、そういう事務事業までも、施設のみならず、事務事業までもそのコスト計算という考え方、ぜひ取り入れていくべきではないかといったようなお話もございました。

総体的には、住民1人当たりに係る行政コストというものもきちんとはじき出して、他の市町村との比較、あるいは参考になるようなデータというものをつくり上げていきたいと、このように考えてございます。

○昌浦委員

わかりました。これは平成20年度はぜひとも取り組むべき課題の一つではないかと私は思います。そうでなければ、行財政アドバイザーなどというものを願う意味はないと私は思っていたのです。

次なのですけれども、同じ、多賀城市名誉市民条例なのです。この名誉市民条例、直近、前市長さんが名誉市民になられたようなのですけれども、そのとき、この経緯は、いろいろな団体から、ぜひともというふうな推薦状のようなものが上がってきたように記憶しておりますが、この条例を読んでいくと、多賀城市でしかるべきこういう人だったら、名誉市民に値するのではないかと。それで、いわゆる審査会の方に、逆に市から、「どうなのでしょうか」ということは、あり得るのでしょうか。

○伊藤市長公室長

この推挙の仕方としては、いろいろな方法があると思われま。

○昌浦委員

そうですね。ならば、私は、実はことしのお正月、テレビをちょっと早朝見ていましたら、いやいや、いや、多賀城市の御出身の方で、大変な方がおられたのです。考えてみれば、私、小さいころお会いしているのです。旅の雲水姿で、よく実家にお帰りになっていたのです。いわゆる前總持寺貫首で、前曹洞宗管長板橋興宗禅師、この方は著作も多いですし、いわゆる一つの宗派を束ねたような方であり、いろいろな本も出していらっしゃるから、こういう人というのも、名誉市民として、いろいろ多賀城市が称号を贈り、顕彰というのですか、すべきではないのかと思うのです。どんなものでしょう、そういうところあたりは。例に板橋禅師を出して何なのですかけれども、こういう方も多賀城市にいらっしゃるの、その辺聞いてみたいのです。

○伊藤市長公室長

名誉市民条例の第2条の要件としましては、その板橋先生は、ある程度該当するのかどうかというふうな思いはありますけれども、いろいろな審議会委員の方で審議されて決まってくるものだと思いますけれども、その辺は、市民がどの程度理解して、名誉市民としてふさわしいかどうかというものは、いろいろ検討する材料にはなるのではないかと思います。

○昌浦委員

それを聞いて安心しました。

それでは、逆なのです。この条例の中に、いわゆる終身年金の支給というのがあるのです。前市長さんのいろいろな議会での話の中でも、ある程度条例を改正する云々ということをお答えされた方がいらっしゃると思うのですけれども、それは平成20年度、それはそういう形で改正なり、あるいは見直しというものを図っていかれるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○鈴木副市長

名誉市民条例のことにつきまして、「しかるべき時期に検討が必要になるでしょう」とお答え申し上げたのは私でございます。

ただ、平成20年度はまだその時期ではないと思っておりますので、20年度はその予定はございません。

○昌浦委員

そうならば、平成20年度はその時期ではないという御判断なのですから、それ以上、私がどうのこうのではないのですけれども、やはりこの緊縮財政で大変な折に、市民の方からも、鈴木前市長さんの功績は認めるものの、しかしながら終身年金云々というのはどうなのだろうかと、一回どーんとそれなりのまとまったお金で、あとはバッジというか記章というのでしょうか、そういう形で遇していくのはどうなのだというふうなことが取りざたされたのです。私のところにも随分そういう話を市民の方から承っておったものですから、平成20年度はやる気はない云々とおっしゃったのですけれども、なるだけこういうのは、時流に合ったように、市民のお考えというものに沿ったように、条例改正というのも緒につくべきではないのかと、私、それだけ言わせていただきます。

さて、同じく資料6の13ページなのですけれども、先ほど佐藤委員がおっしゃった人材派遣から非常勤に、秘書に要する経費ですか、変わられたのですけれども、それで、ちょっと私、佐藤委員も触れているのですけれども、昨年12月ですね、佐藤委員、そして私も、12月7日の補正予算特別委員会で、「市民課の窓口業務を、今年3月から非常勤職員により対応する」云々ということで、そのときには、総務部次長ですか、いろいろと御答弁いただいたのですけれども、いわゆるコンピューターが20年前云々、それから、いろいろとそのときの議事録を読み返して、よくわかったのは、「派遣期間に制限のない種類26業務に該当するのではないかという契約だったが」と、その云々で、一応は納得したのですけれども、その御答弁以外に何か変わるべく要因はあったのでしょうか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

それ以外にということになりますと、どういうふうな答えをしたらいいのかちょっとあれなのですけれども、要するに、午前中と午後と分かれて対応していたということだったか

と思います。それで、それらもあって、なかなか全体の動かしが難しかったのかというふうな印象も持っています。

○昌浦委員

仄聞するところによると、仙台市に本拠地を置く総合商社の子会社の派遣会社ではないのですか。それで、その派遣会社さんが、各自治体にいろいろ派遣していたところ、何かそこで不都合があって、それで派遣していた自治体の方にいろいろと御指導が入ったというようなことを、巷間うわさになっているのです。それは本当なのでしょうか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

それは、そのような指摘がございました。

○昌浦委員

その指摘というのは、結構、だから3月に変わったのではないですか。それだけではないというわけではないと思います。やはりどういう指導があったのですか、それでは。ここでいきなり、補正で、確かに2月で終了ということなのですけども、よければずっとやっている種類のものではないですか。なぜそのことを私たちにちょっと教えてくれなかったのでしょうか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

まさにそのとおりなのですけども、いわゆる派遣を継続できる業務として考えておったのが、そうでなかったというのが、やはり一番大きな原因でございました。

ですから、長期的なその雇用ができないというふうなことがございまして、非常勤にその切りかえをしたということでございます。

○昌浦委員

監督官庁の名前は、出さないつもりだったのですけれども、いわゆる宮城労働局ですか、そこから多賀城市が査察か何か受けたのではないですか。違いますか。そして、そういううわさが流れているのです。それがないのでしたらそれでいいのですけれども、しかしながら、そういうことを、やはり、事実があったと今おっしゃっているのですしたら、どうしてそれを言わないのですか。我々議員の判断を間違えますよ、これ。あなたは一生懸命コンピューターのことをおっしゃったではないですか。どうなのですか、それ。

○内海総務部次長(兼)総務課長

宮城労働局から査察があったというのは、派遣している会社の方にあったということです。ですから、市の方と契約しているその労働者派遣の中身についても、労働局の方と相談しながら、いわゆる偽装請負に該当しそうなケース、そういったものをその時点で整理をしたというふうなことでございます。

○昌浦委員

私、そういうことを聞いたのです、この間。どうしてそこを言わなかったのですか。大事なことではないですか。一番主要な要因かもしれませんよ、これ。あなたが一生懸命言ったではないですか。コンピューターがどうのこうの。私、2度聞いたときに、今度は派遣項目、先ほど市長公室長の言ったのは、26の業種がどうのこうのとかと、その説明で終わり

ましたね。どうしてこのことをおっしゃらなかったのですか。私以外にも聞いている方がいらっしゃるのですから、正確にやはりお話をしてほしいのです。

○内海総務部次長(兼)総務課長

別に隠すつもりはなかったのですけれども、そのような説明が不足していたということでございました。

契約につきましては、その期間制限を受けないというふうな形で、我々そう思って、その部分について、その派遣労働を受け入れたわけですけれども、結局、その辺の認識の違いがまずあったということで、今回、そのような形で、新年度から改めていくと、あるいはその秘書の業務についても、そのような形で対応していくというような方向でございます。

○昌浦委員

それでしたら、やはり契約のときにきちんと精査して契約しなければならないと、私自身、質問させてもらっていましたが、あの時点で、回答しなかったじゃないですか。しかるべき人、このことは御存じだったのですか。市の幹部の方たちは。

○鈴木副市長

これは、今、総務部次長から申し上げましたように、我々がお願いをしていた会社の方に、宮城労働監督局の方から監査が、監査というのですか、それが入って、その際に、市としての実態を、我々も労働監督局から聞かれたということがあります。

その中では、明確に違法ということではないけれども、その形の整え方というのでしょうか、委託の契約のあり方、それから働かせ方、それについて一部是正を求められたものもありました。

その中で、我々としては、さらにもっと、疑義が発生しないような形にしようということの中で、今回いろいろ取り組んだということで認識をいたしております。そういうことで、今までやっていたことが、完璧に100%それはだめだったということではなくて、さらに疑義のない形に直したということにとらえております。

○昌浦委員

12月7日の補正予算特別委員会的时候、あなたその席に座っていましたね。それではなぜ、「内海次長、それ違うのではないですか。事実をちゃんと明かしなさい」と、あなたは指導しなかったのですか。どうなのですか、そこは。

○鈴木副市長

そのときはちょっと、失念していたかもしれません。

○昌浦委員

失念とかどうのこうのじゃないですよ。これはちょっと答弁としてはいかがなものですか。次長が言わないことを、事実と違うのではないかというふうに、その場で、やはり指摘する立場にいらっしゃるのがあなたではないですか。それを失念したなどというのは、これはちょっと、あなた、その任にあらずになりますよ。どうなのですか、それ。

それじゃ、逆に、副市長ではなくて、市長は御存じだったのですか。報告を受けていたのでしょうか。

○菊地市長

今、副市長言われたとおりです。大体概略は聞いております。

○昌浦委員

私は、いわゆる副とか、それから市長、そこまでこのことが行っていないのではないかと、思って危惧したのです。しかし、聞いておったと。やはり議会は公開の場でありますから、正式に、きちんと、事実在即するように、そうでないと、我々判断に迷ってしまうのです。違いますか。

その後です、市役所でない別なところから、うわさが聞こえてきたのは、私に。あららららと思ったのです。では、きょう聞かなければだめだと思ってお聞きしたのです、今。

逆に、これ隠ぺい体質だと思われてもしょうがない話ですよ。そこまでどうのこうの余り言いたくないですけども、お互いに、開かれた市政、議会をやっていきましょうよ。それならば、やはりきちんとした事実を我々に教えていただいて、それで議論をしていく、そういう風土にならないとだめなのかと思わせていただいているのですけれども。

実は、残念ながら、私ども議会に対して、あなた方は御案内をよこさなかつたりしているのです。このいわゆる人材派遣のことはこれぐらいにして、次にちょっと行きます。

昨年12月20日の木曜日の午前10時10分です。市役所に用があつて来たのです。そうしたら、市民の方とか職員の方から、「いや、いや寒い中、御苦労さん。何、あなたも多賀城『お出かけバス』の出発式に朝早く来てくれたの。大変だったね」「何ですか」と聞いたのです。「こういうのを皆に配って、今さっき華々しく『お出かけバス』が出発したよ」と言われたのです、私。あらあ、私、何でかと。これ市議会の方から、御案内が来ていたのを、私、失念したのかと。これは大変なことをしたなど。せっかくなにかいいことやっているのだから、そのバスの出発式に、私も最初の出発式をお見送りしたいと思ったのです。説明会があつて、いつ我々に出発式の案内があるのか、期待していました。そうしたら12月20日に、行かなければよかったのです、来なければよかったです。「多賀城お出かけバス時刻表」。事務局に確認したら、議会側には一切の案内はなかったというのです。これはどういうことなのですか。

○澁谷総務部長

当時担当したのが私でしたので、私の方からそれでは回答差し上げたいと思います。

本来でしたら、皆さんの方に御案内を差し上げればよかったのでしようけれども、今回の部分につきましては、市の主催事業というよりは、その会社の協力をもらって、会社独自でやっていただくという部分であったために、皆さんの方には特に御案内は差し上げなかったということでございましたので、大変申しわけありませんでした。

○昌浦委員

何が申しわけなかったのですか。大変申しわけなかったという、何が申しわけないのですか。

○澁谷総務部長

ですから、今、議員がおっしゃったように、なぜ教えなかったのかということに対して、そういう理由があったということでお話をしたわけでございます。

○昌浦委員

我々はいいですよ。いわゆる議会の代表である市議会議長まで案内なかったのではないですか。いつ決まったのですか、この出発式。それで、我々議員、ここにいらっしゃる市議会議長の2階から3階に上がってきて、「こういうがあるのです」と、公文書の一つもつくって、なぜ御案内できなかったのですか。時間がなかったのですか。ごめんなさいとかということではなくて、何が悪かったか。こういうのを市民に対して配っていて、我々が知らないというのは、これはどういうことですか。もう一回答弁。

○澁谷総務部長

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、私どもの方で、これはあくまでも市の主催事業ということではなくて、あくまでもその北日本自動車学院さんの協力によりまして、それで北日本が運行する中で、あいていた席について乗せていただくという部分でしたので、特に市が主導的にやる部分ということではないというふうに見ましたので、特に皆さんの方には案内を差し上げなかったということで、そういう考え方でスタートしたものでしたので、ただ、こういう事業がありますよということで、お話をさせていただいたということだったのですけれども。

○昌浦委員

それは説明会で聞いています。こういう事業があるというのは聞いています。これ、この場にいらっしゃる方もあるので、余り強くは言いたくないけれども、議員の方出ているのです。それから区長さんも来ているのです。おかしいじゃない。どこからニュースソースを得られたか、それは議員活動を一生懸命やっていたらわかるからわかったのでしょうか、では、これは業者の方で刷ってくれたのですか。これはどこで刷ったのですか。

○菅野市長公室参事（行政経営担当）

お答えいたします。

この「お出かけバス」事業については、12月の上旬のころから、各業者の方といろいろと打ち合わせを行っておりました。それで、いろいろな保険の問題等がありまして、実は平成20年4月から新年度事業としてスタートさせたいというふうに、当初、我々もくろんでおったところ、北日本自動車学院さんが、「そんな悠長なことを言っていてはだめだろう、あなたたち」ということで、おしかりを受けまして、「もうすぐにでもうちの方は走らせたいのだ」ということで、急遽、12月20日という日程が北日本さんの方からお示されました。

実は、ちょっと、西部地区の方々にお知らせであるとか何かをしないと、せっかく走らせても意味がないので、もう少し時間をいただけないかと、ちょっとうちの方でお願いしたのですが、「そういうふうな行政のスローな動きがいろいろ問題なのだ。もうちょっとスピーディーに動け」というふうなこともありまして、「そうでなかったら我々は協力しないよ」というふうなことまで話がありまして、それで急遽、1週間ぐらい前だったと思いますが、「お出かけバス」のチラシを刷りまして、全西部地区の各世帯に配っていただくように、各区長さんの方をお願いをしたと。

それで、当日、区長さんであるとか、あと一部議員も見えられましたけれども、それはその1市民として、そのチラシを見て来ていただいたというふうな認識をしてございます。

○昌浦委員

そういうことから、北日本自動車学院さんの方からハツパかけられるのです。何人いるのですか、議員。案内文書持って歩くぐらいのことはできませんか。1週間も時間あったら。おいでになる、おいでにならないは議員たちのそのときの都合です。案内があったとないのではえらい違いなのです。西部の議員はでは見ているわけです。ここ東田中近いですね。住所は中央ですけれども。私は東田中二丁目在住ですけれども、バスは通らないわけじゃないじゃないですか。市役所は少なくともここ通過点なのでしょう。

それで、市議会議員に御案内状を出すことができなかった理由は何なのですか。1週間前には印刷しているというじゃないですか。職員3人ぐらいしかいないのですか。そこですよ、私が聞いているのは。議員に情報を開示してくれと言っているのです。何も呼ばれなかったどうのこうの問題ではない。しかしながら、我々議会の長である議長には、せめてこういうのがあるということぐらいは連絡するのが本当じゃないですか。どうなのですか。

○伊藤市長公室長

今後注意してまいりたいと思います。

○昌浦委員

室長、あなたの答弁では私納得いかないのです。どうなのですか、幹部の方、今後どう我々議員に対して御通知とか何かしてもらおうのかどうか。納得のいく御答弁をいただきたい。

○鈴木副市長

これは、イベントも含めまして、さまざまな形態のものがいろいろございます。その都度、どういうふうな連絡をしたらいいのか、議会事務局の方とも相談をしながら、適切に運用してまいりたいとそういうように思っております。

○竹谷委員

資料6の9ページの、公用車借り上げの関係、ずうっと説明を聞いていましたら、あちこちの課で出てきます。私は以前にも質問したことがあるのですけれども、配置はいいけれども、管理は一括すべきじゃないかと。配置はいいと。何号車はどこどこに配置している。だけど管理は全部1カ所で置くべきではないかと、そういうことを以前も質問したと思うのです。安全運転管理者の関係もありますから、これはきちんとしておかないといけないのではないかとということ、私は提言したのです。

そういう意味で、今、多賀城市にある車両、リースされている車両、どこの部にどれだけの車両が配置されて、どれだけの費用をそこに費やしているのか、これは一覧表で、後で結構ですから出してください。

これを見ると、何台あって、そのことで幾らの経費が年間かかって、そして、その上に立って、安全運転管理者がどのような指導をしているのかについて、後で、別な項目も出てきますので、再度お聞きしたいと思いますので、これをあしたでも結構ですから、お出し願いたいと思います。いいですか、委員長、確認してください。

○内海総務部次長(兼)総務課長

御指摘のように準備させていただきたいと思います。

○中村委員長

休憩に入ります。再開は午後4時20分にいたします。

午後 4 時 10 分 休憩

午後 4 時 20 分 開議

○中村委員長

再開いたします。

○竹谷委員

13 ページの、先ほど昌浦委員、佐藤恵子委員が言っていました派遣職員の関係でございませぬけれども、職員派遣法によって、適切なものであるか、ないのかということが、いろいろ全国的に騒がれた。そういう経過で、多分、基準局も派遣業をしている会社を調査をしたのではないかと思います。

そこで、今回、我が多賀城市における市民課並びに秘書派遣については、問題があるのではないかという指摘になったと思うのですけれども、その指摘になった内容を、もしその書類があれば、書類で出してくれませんか。こういうところに問題点があったという指摘事項、それで取りやめたというものがあれば、出していただけませんか。今、口頭でやりとりしておっても、なかなか理解できないところがある。

なぜそれを申し上げるかという、学校の用務員が全部派遣会社に切りかわっております。これとの問題が必ず出てくる。ですから、教育委員会の段階において、そのこととすり合わせをしていかないと、大変な問題になってくるということに相なってくると思いますので、その辺の資料について提出をしていただき、説明を求めたいと思います。

○伊藤市長公室長

先ほどの佐藤恵子委員にもお話し申し上げましたが、今回のこの、基準局ではなくて宮城労働局ですが（「ああ労働局ですね」の声あり）、ところで、会社に入ったと。そこで参考人と申しますか、その派遣を受けている自治体の方もちょっと来てくれないかということで、そこで、はっきり白か黒かというものではないのですけれども、グレーな部分があるので、契約上もきちんとした方がいいですという御指導があったのです。

それで、それでは改めてということで、逆に多賀城市の方から宮城労働局さんの方へお願いして、では、ぜひ御指導を賜りたいので、いついつ来てくださいということで、日程を調整して、逆にこちらでもう資料をお出しして、こういうところはどこを改めたらいいですかというふうな参考意見をいただいて、是正をとってきたという一つの経緯がございませぬ。

それで、秘書と市民課の窓口の関係につきましては、まずは、先ほどから言っていますその 26 業種であれば、この期間はいいですということで、この 26 業種の 7 番目に、その秘書の業務ということがあつたわけですね。これは派遣業法の施行令第 4 条第 7 号ですが、秘書業務ということで、うちの方ではその契約の相手方も、「秘書業務は大丈夫ですよ」という、これに含めて申しますと、案内の業務がありますね、案内の業務はこれはもう完全にオーケーだと。それで、これはお墨つきをもらったわけですね。

秘書については、市長、副市長の日程等もきちんとして管理できるような業務形態であれば、その秘書業務として、ここに掲げる秘書業務として、それはいいのですけれども、やっている話をいろいろ、「どんなことをやっているのですか」というやりとりの中で、「接客のみならず、いろいろコピーをとったりとか、そういう業務もあるのです」と言ったら、

「ちょっとグレーですね」ということで、「できればこれは改めた方がいいです」というような、もう指導を受けて、今回、その非常勤に切りかえたということでございます。

何々を是正したかというのは、表がありますので、それはお出ししたいと思います。

○竹谷委員

というのは、あかねもあるのです。拡大しましたね。ですから、普通のものと一緒なのかもしれませんけれども、市が対応している職員派遣業務にかかわる 26 項目をしっかりと出していただいて、そして秘書と、これについては第 7 条であれば第 7 条、これに抵触するというのであれば、そういうぐあいにきちんと説明をして、整理をしてもらいたい。

というのは、多分、今度、こども福祉課の予算になって、こども福祉課でも同じ説明をきちんとしなければいけないと思うのです。こういう問題が起きているのですから、先ほど説明ではありましたけれども、派遣法のこの何条のこの中で、この例との合致がするので、問題はないのだと。教育委員会は教育委員会でもそうだと思うのです。ですから、そういう意味で、その資料、あしたで結構ですから、お出ししていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○伊藤市長公室長

わかりました。

○竹谷委員

あと 2 点あるのですけれども、いいですか。委員長。それとも、回しますか。（「はい、どうぞ続けてください」の声あり）簡単にやりますので。

17 ページの、委託料、弁護士による法律相談委託料ということであります。この弁護士の活動内容、多分市民相談だと思いますが、どういう活動内容かお聞きしたいと思います。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

毎月 1 回、11 時から 4 時まで、市民相談室に詰めて、相談を受けてもらっております。

○竹谷委員

これは市民に対して無料相談でしょうか。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

無料でやっております。

○竹谷委員

ここで相談を受けて、案件が出て、いろいろ調査しなければいけない。ここで解決しないものも出てくるとは思いますけれども、そういう場合には、個別に弁護士とのやりとりがあると思いますけれども、それはどういう形態にしておられるのですか。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

この弁護士さんの無料相談は、原則 30 分、1 人 1 回 30 分を基本としてやっております。

それで、その問題解決するためには、案件にもよりますけれども、個人で弁護士さんなどに相談するほかないということでございます。

○竹谷委員

そうすると、ここに来ている弁護士さん以外の弁護士さんに、その案件で相談に行っても問題はないというふうに受けとめておいてよろしいですか。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

その弁護士さんによっても、得意分野、不得意があるものですから、その得意分野の方に何か行っているようでございます。

○竹谷委員

そうすると、そこの弁護士事務所さんで紹介はしていただけるのですか。紹介はどうしていますか。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

個々人のお名前は言いませんけれども、仙台弁護士会ということで紹介をしております。

○竹谷委員

わかりました。

23 ページ、ここに友好都市交流推進事業費 8 万 8,000 円、旅費というふうに計上しておりますが、平成 20 年度は友好都市事業の推進事業として何を考えられて、この程度の予算になっておられるのですか。

○鈴木地域コミュニティ課長

今年度につきましては、奈良市の方に市長に行ってください、向こうの市長さんといういろいろお話し合いをしていただくということだけでございます。

○竹谷委員

太宰府、天童、この交流事業はどのように考えておられるのですか。

○鈴木地域コミュニティ課長

天童市につきましては、まだ何も今回はないのですが、平成 19 年度、来月 3 月に太宰府の方に市長と私が行きまして、その友好都市のこと、それからいろいろな祭りのこととか、いろいろお話し合いをしたいということで、来月、友好都市のことにつきまして太宰府の方に出張する予定にしております。

○竹谷委員

そうしますと、友好都市の事業ということで、費用が出てくるとは思いますけれども、それは補正で措置するという考え方なのですか。どういう意味でのお話なのでしょう。

それと、天童市の場合、全然考えていないというのは、私はおかしいと思うのです。少なくとも、最低でも 1 年に一遍お邪魔するとか、来てもらうとかということをするための費用は、やはり計上しておかなければいけないのではないかと思うのです。

聞くとところによると、平成 19 年度、余り言うとうまくないのですが、19 年度、スポーツ団体が交流に行きました。そのときに、市のバスを貸してくれということで交渉されたようですが、それを拒否されたというふうに聞いておりますが、事実ですか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

拒否したかどうかというのは、ちょっと私の記憶にないのですけれども、多分、お貸しできないというふうな、多分平成 19 年度の当初、4 月か 5 月あたりだったのでしょうか、違いますでしょうか。ちょっとその辺の記憶が定かではないのですけれども。

○竹谷委員

たしか 9 月ではないかと。いや、具体的には言いません。なぜ私、ここでこれを言うかという、少なくとも太宰府と天童市と交流都市を結んでいるわけです。結んでいるとすれば、そのまず 2 市との交流をもっとやらないと、何のために交流を結んだのか、そして、今度奈良さんともやろうとしている。一体どういう交流をしてくるのですか。ただ名前だけやるだけなのですか。私はそうであれば、こしはこういうものをやるから、こういう予算措置をしておいて、その予算に見合うようなやり方を計画して、それが当初予算ではないですか。予算編成に当たって、そういう点はどうなっているのですか。政策として。

○鈴木地域コミュニティ課長

確かに委員おっしゃるとおりだと思いますが、私どもの方の地域コミュニティ課の方としては、事業としては全く今の、御存じのように、8 万 8,000 円しか予算をとっていないと。それ以外につきましては、各課、例えば商工観光であったり、文化財であったり、さまざまなところでの交流があって、もしくはスポーツもありますでしょうけれども、その各課の方での友好都市交流事業、それを我々は期待しているものでございます。

○竹谷委員

友好都市推進事業の主体となるところは、少なくともそれを所管しているのがどこであろうと、平成 20 年度はこういうような事業をやって、こういうような予算を配していると。それから、先ほど言ったように、今度はそのバスなくなりましたから、どうのこうのと言えないのですけれども、やはりそういう事業に使うというのであれば、私は少なくとも市の財産である市バスですけれども、やはり喜んでお貸ししてやる、そして、できるだけ参加している人の経費を節減をしてやって、実りある交流の事業を展開していくという精神がなければ、おかしいのではないのかというふうに思うのですけれどもいかがですか。

○鈴木地域コミュニティ課長

その辺につきましては、委員の御意見も十分に踏まえまして、今後、その辺、検討させていただければと思います。よろしくお願いします。

○竹谷委員

いいですね、約束して。副市長、よろしいですか。事務方をやっていると思いますから、そういう約束をしておいてよろしいですか。

○鈴木副市長

これは友好都市交流推進事業で 8 万 8,000 円、展開する割には額が小さくて、バランスに欠けるのではないかという御指摘だと思いますけれども、年次計画としてといたしましうか、平成 19 年度は太宰府に行くように手当てをしております。そして、20 年については奈良に行くように、おっしゃるとおり、そのほかに天童もあるじゃないかということもございまして、それについては、それに合致するように、場合によってはその補正等でもお願いするように、いろいろな機を対応してまいりたいというふうに思っております。

○竹谷委員

ひとつ、私は、太宰府は遠いから経費もかかるので、ちょこちょことはいかないと思います。ですから、年に1度、例えば使節団に来てもらうなり、こちらが行くなり、それから展示の交流とかいろいろあると思います。

天童は、人的交流をもっとやるべきだと思うのです。それを各種団体と相談して、計画的にやろうと、向こうの窓口と話ししてやるということは、私は大事だと思うのです。何のために天童さんと友好都市を結んだのか、その意味合いが理解ができない、そういう意味では。去年の、バスを貸してくれと言ったら、だめだと言われる、何のために市が主導を持ってやったのか。もっと市が主体性を持って交流事業をやり、そして我々いろいろな団体と、こういうものを企画するので、参加してくれないとか、そういうものの音頭をとってやっていかないと、私はこの交流事業は成功していかないと思う。いいのではないですか、子供たちの交流でもいいじゃないですか、例えば中学校の方々と向こうの中学校との交流でもいいじゃないですか、小学校の交流だっていいじゃないですか、スポーツ少年団の交流だっていいじゃないですか。そういうものをなぜ企画して、その予算をある程度予算措置というものを考えないのか、私は当初にそれをやって、まさしく天童との交流は、近いから、こういう交流でやるのだというものを、私は示すべきだと思う。私、残念でなりません。いかがですか。

○鈴木副市長

天童との交流につきましては、観光協会での行事であったり、さまざまな場面でいろいろ交流はさせていただいております。

そういったすべての事業に、すべて予算が必要なのかどうかということの、やはり見きわめも必要になると思います。おっしゃられるとおり、市の方でちゃんとリードをして、段取りをして、そういったことが発展的に続くように、そういうことでは意を用いなければならぬというのは、それは同感でございます。

○竹谷委員

副市長、財政が、必要なのか、必要でないのか、まとめてないのに、我々に示していないのに、我々は判断できないのではないですか。申しわけないけれども、観光協会でするのは結構です。文化財でするのも結構ですよ。であれば、そういう事業は、ことしこういうことをやります、計画していますというのを、我々に示すべきではないですか。けれど、この事業については、こういうことで費用は、市の財政は持ち出さなくとも、これについては、これは出さなければいけない。そういうことをやっていいのではないですか。私はそう思うのですけれども。

であれば、そのものを出して、ここに、私は出すべきだと思うのですけれども、これから検討して、そういうこともやっていくという思いであれば、そのように伺っておきますけれども、いかがですか。

○鈴木副市長

これは議会に対する説明の仕方になると思いますけれども、これ予算の説明につきましては、それぞれ事項別に基づいて、項目ごとに説明をさせていただいているのです。

今おっしゃられたように、もっと横断的にどうなのかということについては、議会に対する説明の仕方そのものに今度かかわってまいりますので、それはまた別の機会に、議会の

方ともまた御相談をさせていただきながら、説明のあり方にもかかわって来ると思っていますので、別途協議をさせていただきたいと思っています。

○竹谷委員

予算説明では一つもなかったですよ。天童との交流の事業の内容、説明はなかったです。あなたはそう言うけれども、なかったです。だから聞いているのです。どこで紹介しているのだと、どこでどうまとめているのだと。

だから、去年、そのバスを借りたら、カットされる。せっかく交流に行こうとしているとき、そういうものに水を差す、私、そういう姿勢が、果たして友好都市交流、友好都市を結んで、生かされているのかどうなのかと、物すごく疑問に思う。そう思いませんか。思わないなら思わないで結構です。私は思います、そういうふうに。あれだけの費用というか、我々も行って、盛大に調印式をして、その後が続いていかないというのは、私は、その事業をやった、調印式をやった方に失礼だと思います。そう私は思うのですけれどもいかがですか。

○鈴木副市長

これは、その友好都市との交流をしなくてもいいということを私は申し上げているわけではないのです。今おっしゃられたように、市の予算に入っていない観光協会であったり、別の団体との行事もあるでしょうし、それも一括して説明しなければならないだろうというお話だったものですから、そうすると、予算の説明の仕方、議会に対する説明の仕方もちょっと変えなくてはならない、ですから、そういうことを後で議会の方と相談させていただきますからというお話をさせていただいたと思うので、友好都市との交流をしないとか、そういうことを私申し上げているわけではございませんので、御理解をいただきたいと思っています。

○竹谷委員

それは理解できない。このところで、それをきちんと出さなければ、資料で、そうであれば。友好都市に関する平成 20 年度なら 20 年度、21 年度なら 21 年度の事業として、観光協会はこれやる、何やるでいいです。どういうメニューで動いているのかと、議会でもわかっていなければいけない。それできないのですか、市長。でしたらちょっと答弁ください。

○菊地市長

それはちょっと無理だと思います。といいますのは、太宰府等は私も行きました。太宰府の締結式のとき。今回行くのは、太宰府とこれからどういうことをやるか、特に農業の問題、この間、あれは農業委員会でしたか、例えば、こちらから、太宰府の市長に米を贈ったのです。（「それは聞いています」の声あり）そうしたら、あちらで、「おいしい」ということで、できればその米の交流もいいのではないということもありますし、これからどういうことを太宰府と提携していくかという、それに深みを持たせる意味でも、まだ私が市長になってからは太宰府に行ったことはありません。そういう全史協では、私は向こうの市長とはお会いしています。ですけれども、そういう一回正式に行って、これから詰めていきたいと思いますということで、今回やるわけですから、ちょっとそれはこれから先の展望まで、「平成 21 年度どうやるの、22 年度どうやるの」と言われても、これは無理があるのではないかと。

それと、恐らく、おっしゃっているバスを出さなかった、出した、出さなかったという話は、あれはバレーボールじゃなかったですか。たしか婦人バレーボールの交流が始まった、

それに対していろいろな規定があって、出せなかったという問題が、私もちょっとその辺は、どうして出せないのということで、たしか規定があって、これは出せなかったというふうなことも私は聞いております。私の気持ちとしては、ぜひ出してもらいたかったなと思いますけれども、それをやっちゃいますと、みんな、どこにでももうバス、全部出さなければいけなくなってしまうというふうな問題もありましたので、出せないということでございまして、それから天童でも、向こうから人間将棋のときには、市長、来てくださいということで、去年も行きました。はっきり言いまして、太宰府に関してはまだ2年目、それから天童に関しましては、去年ですね。おとしですか。ということで、今、いろいろな形で商工会、観光協会、あるいはT・A・P多賀城の方でも天童とも、これいろいろな形でつながりを持つようになってまいりましたから、やはり年間行事として、これから定着していく、そういう流れになっていくのではないかと。

ですから、今から年間スケジュール、毎年つくっていけというふうなことは、まだちょっと無理があるのではないかと私は思います。

○竹谷委員

それじゃ後ろ向きなのです。市が積極的にそこに、市で窓口として積極的に関与しながら、やはり助成してやり、助長していかなければ。太宰府の話はわかります。あなたが行くというのは。米の問題をいつもいろいろな話で、いつもおっしゃっていますから、わかっています、それは。太宰府はわかります。これは遠いですから、本当に使節団で行くというのは大変なのです、それはわかっているのです。

ただ、私は、天童だけはもっと交流を深めて、密接な交流事業を活発にやったらいいのではないかとということです。と思うのです。ですから、できないのではなく、やるためにはどうするかという施策を考えていかなければいけないのです。いかがですか。

○鈴木副市長

ですから、これは繰り返しになりますけれども、そういうことをしないということ、私、申し上げているわけではないのです。そのあらゆる場面を通して、いろいろなほかの団体も通して、そういうことでその交流を促進していくというお話をさせていただいているのです。

これは繰り返しになりますけれども、では、それを説明しろということになると、これは事項別ですから、そういうことでは、全体まとめてほかの団体までできないので、説明の仕方としてはどうするのか、それはまた別に打ち合わせをさせていただきますからという話ですので、ちょっとその辺は本質のところはわかっていたいただきたいと思います。

○竹谷委員

人件費は一発でやっていますね。予算の全体の各款は全部やっていますね。ですから、そういう言い方をしては困るということです。事項別だからではなく、いや、こういうふうなプロセスで今考えている、こういうふうにやっていきたいと思っているのだというのを出せないのですか。多分何もないのだと思うのです、今。何もないのだと思うのです。ないならないと言ってください、それなら。無理言いません。正直な話、ないのではないですか、そういう計画、よそからも来て、まだ集約していないのではないですか。少なくとも質問に対して、事項別明細だから、それはないですよという答弁はないでしょう。

私は、先ほどリースのもの、データを出してくださいと、「出します」と言ったでしょう。これも一緒ではないですか。どういうことですか。

○鈴木副市長

では、ほかの各款ごとに、そういった交流の要素を含めた予算はどこにあるのか、資料も出せというお話であれば、それは作業としては進めさせていただきたいと思います。

それで、私が先ほど言ったのは、例えば観光協会であったり、あるいは商工会であったり、そんなものは当然予算に入るわけはございませんから、そういうのも含めて全体としてということになると、それはちょっと説明の仕方として違いますからというお話をさせてもらっているのです。よその、この2款だけじゃなく、ほかの款にもあるかないか、それらも含めて、友好都市との関係の予算を集約したもので出せというお話であれば、それは作業をさせたいと思いますけれども。

○竹谷委員

それを言っているのです。それをさっきから言っているのです。さっきからそれを言っているのです。あなたは、それは出せない、出せないと言うので、あれっと思って。では出してください。お願いします。

次に、もう1点だけ。プロジェクト事業化に要する経費49万2,000円、企業誘致という説明でした。これだけの予算で大丈夫ですか。今年度は何をやる予定ですか、これだけの予算で。お聞きしたいと思います。

○伊藤市長公室長

最近、宮城県が窓口となって、いろいろな企業の説明会とか、名古屋であったり、東京であったりという、いわばPRをする機会が結構出てくるのかなということで、東京往復とか、そういうものの旅費を計上してございます。

○竹谷委員

いや、私は少ないのではないかと言っているのです。多賀城市の目玉、政策の目玉として進めていくなれば、少なくとも東京なり名古屋で説明会を受けて、それを受けた後に、それなりの企業に訪問していく、セールスをしていく、県だけに任せない、みずからもそこに行って、陳情していくといういわば誘致のためのお願いに歩くということが大事なのではないかと思しますので、これだけで大丈夫ですかと言っているのです。これは大変な仕事だと思うのです。いかがですか。

○伊藤市長公室長

委員御指摘のように、動きが活発になれば、これだけでは到底足りないものとおのうに感じております。その節は補正予算で対応していきたいとおのうに思っています。

○竹谷委員

それは補正だとくると思っていたのですけれども、少なくとも、私は今回の平成20年度の目玉の一つは、新しい政策の一つとして、これだと思つたのです。そうして、これが煮詰まっていけばいくほど、何が出てくるかと。地権者とお話し合いも出てくる、いろいろな附帯事項が出てくる、これを各また振り分けしているのかわかりませんが当面はこのプロジェクトチームでその予算を確保して、進めていかなければいけないと思つた。私はそう思っているのです。そういう意味では、当初から、私は100万円から150万円ぐらゐの予算がつくのではないかと。これで、やるぞという意気込みが、20年度の予算にあらわれてくるのではないかと。思って、期待をしていたのです。本気なの、という感じ。いや、補正で組むというけれども、意気込みでしょう、意気込み、と思つた。ひとつそういう

意気込みを込めて、この問題については取り組んでいただきたいし、当然、今の2名ではとてもじゃなく大変なお仕事ではないかと。当然、駅北問題も抱えているわけですから、そういう点も含めていくなれば、プロジェクト事業化に関する事業というものが、もっともっと配慮していくべき課題ではないかというふうに思いますので、これは私の所見だけ言っておきます。あと、答えを聞いても同じでしょうから、所見だけ言っておきます。よろしくをお願いします。

○中村委員長

ここで皆様方に申し上げます。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

○伏谷委員

2点ほど質問させていただきます。

まず、第1点なのですけれども、資料6の13ページ、市民活動サポートセンター運営に要する経費という部分でございます。市民活動の推進に努めてこられまして、ようやく機が熟したかなというところで、この活動センターを運営するというふうに認識しておるのですけれども、ここの部分で、運営業務委託料、この詳細について教えていただきたいと思えます。

○鈴木地域コミュニティ課長

運営業務の方でございますね。委託料が2,670万円、これは業者さんの方のほとんどが人件費に当たるかと思っております。

○伏谷委員

業務委託は、これは一部委託であるか、それとも、ある程度の制度に関する委託であるか、その点について伺いたいのですが、それとともに、この委託者を決めるのに、どういった選考方法、公募の仕方があるのか、その辺について伺いたいと思えます。

○鈴木地域コミュニティ課長

業務につきましては、サポートセンターの運営業務一部のみお願いすると。許可とか、そういうものにつきましては、あと建物の管理などにつきましては、地域コミュニティ課が所管するという形になります。

それから、サポートセンターの運営業務委託の選定についてでございますけれども、これはプロポーザル方式により実施したいと考えております。これは、センターの運営方針とか、人材育成の考え方、どのような研修とか講座などを企画・提案するのか、また、経済力とか組織力、経験、センター運営に臨む組織体制などを、文書や口頭などにより認識しながら、それを公正に評価して、業者を選定したいと、そのように考えてございます。

○伏谷委員

それにつきましては、選考基準委員会のようなものを立ち上げて行うのか、それとも、その内容につきましては、もうやはりプレゼンテーションまで伺うのか、やはり経営的なセンスというのかなり必要になってくると思うので、その辺についてお願いします。

○鈴木地域コミュニティ課長

プレゼンテーションを実施する予定にしております。それで、一応、その申し込みのあった団体の経営状況につきまして、行政経営アドバイザーでございます天明先生にその辺の財務諸表、それから参加団体の組織等について、一度第1次的な審査をいただこうと、そのように考えてございます。

それから、サポートセンターの運営事業の方に関する選定委員会を開きたいと思っております。それは、一応予定としましては、3月25日に、5名ほどの委員の方によりまして、先日、業者の方に説明会を開催しておりますけれども、その業者の方々いろいろな企画の提案、それから組織体制とか、どういう方法で市民活動を活発にしていけるのかとか、どういう講座を設けるとか、そういうふうな説明をいただきながら評価をしたいと、そのように考えております。

○伏谷委員

先ほど、竹谷委員の方から、いろいろと友好都市の事業、今後どうしていくのだと、その予算づけはどうかというふうなお話もあったのですが、やはりこの辺のところは、私は非常にリンクしていくのかというふうに思います。

やはりこういうふうな市民活動というのは、今一番求められていると、市長、再三おっしゃっている協働ですか、市民と行政との協働という部分なのですから、ただ、これは私も何回も言うとおりに、まだまだ市民の方が認識していない方が非常に多いのではないかと。やはりそこでの、この市民活動サポートセンターの位置づけというのが非常に高くなって、ましてやこれからのこの社会のかなりの変革の部分に対応するのが、このセンターではないかということまで踏み込んだ発言をしても、おかしくないようなそんな機運であるのです。

そこで、やはり一番心配するのは、そういった経営的な運営もそうなのですが、やはりどうしても活動をコアに行う方と、私もやってみたいというファーストタッチの軽い部分の方との温度差というのが非常にあると思うので、ちょっと調べたところによりますと、やはりこういうふうな運営管理をしているところは結構ありまして、たまたま伺ったのは、みやぎ NPO ブラザ、前の榴ヶ岡図書館で経営しているところは、たしか指定管理者制度で行っているというふうに伺っておりました。

ただ、やはりここで一番問題なのは、運営なさっている方は、多賀城市の業務委託とはまた別な部分で、かなりの許容範囲をいただく運営スタイルなのですから、そうすると、やはりそこに来る方のコアな部分の方の集まりになりつつあって、なかなか一般の感覚を持った方々が参加しづらいというふうな状況も伺っておりますので、ぜひこういった部分を選考基準の中で、そういったことも見定めてお願いしたいと思います。

あと、やはりいい例ということで伺ったのは、せんだい・みやぎ NPO センター、それから石巻の NPO センターなどが、非常にその地域の方々が円滑に、いろいろなことも含めて利用しながら、いろいろな事業の展開が見えるということでございますので、この辺のところを、今、どういった方々が来ているかということ、差し支えなければちょっと話していただければよろしいでしょうか。

○鈴木地域コミュニティ課長

まず、団体運営についての件でございますけれども、今、委員がおっしゃいましたように、やはりサポートセンターの利用価値を高める一番重要な点というのは、やはり団体とか人材の育成、これが一番重要なだろうと。先ほど委員がおっしゃいましたように、これか

らやろうかな、どうしようかなと迷っている方々を、いかに後押ししてやるか、そういうのが一番大事な要点になろうかと思っております。

したがいまして、選考基準におきましても、その点は十分に配慮をしたいと考えております。

それから、事業の方の委託説明会の方に来ている業者さんでございますけれども、3件ほどございます。1件目は、宮城県エヌピーオー協会という団体でございます。二つ目は、せんだい・みやぎ NPO センター、先ほど委員がおっしゃいましたように、仙台市市民活動支援センターを運営しております。それから、3点目は、杜の伝言板ゆるるという団体でございます。先ほど委員もおっしゃいましたように、宮城県の施設でございますが、あの榴ヶ岡の前の図書館のところにありますみやぎ NPO プラザを運営している団体でございます。以上3件が、先日の説明会の方に来ております。

また、インターネットでも募集しておりますので、それ以後に、またそういう団体の申し込みがあるかどうか、今のところ定かではございませんが、今のところ3件の方から話は来ております。

○伏谷委員

引き続きまして、同じく 25 ページなのですが、情報化の推進に要する経費という部分でございます。ここの中にいろいろな委託料、業務委託料という部分なのですが、私も余り認識がなかったもので、ちょっと伺いたいと思います。

例えば、庁内の情報通信網といいますか、電算のシステムを含めて、その LAN ネットワークというのはどういうふうに動いているかということ、ちょっと伺いたいと思います。

○内海総務部次長(兼)総務課長

今の形といいますか、基本的な形ができましたのが、平成 8 年 12 月になります。その段階をもって、現在の姿のその業務スタイルが確立したと。

それからパソコンの数がどんどんふえていきまして、平成 14 年に 1 人 1 台の体制になって、要するに、パソコンとネットワークを使った業務スタイルが、その段階で全庁に広まったということになります。

今後の方向ということになりますと、例えば、今ですと庁内に機器を置いて、それでいろいろなその業務処理をしているわけですが、例えば庁外にそういったその機器を置いて、そちらの方で処理をした結果だけをこちらで取り出しをします。

ですから、例えば、今、5 階にコンピュータールームがあるわけですが、その中で大量の印刷をしていると。そのブッキングは外注に出しているというふうな形であるわけですが、例えばその部分については、もう外に出してしまって、情報のやりとりだけをして、そこでもう完全に切り出しをして、外部委託をするというふうな形も考えられる時代になってきたということでございます。

○伏谷委員

ということは、やはりそのファイルサーバーのようなものを別々に置いていって、ここでできるものはここでやる、外部に委託するものは委託するというふうな感覚でよろしいのでしょうか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

そういった形の運用も可能かと思えます。

○伏谷委員

あとは、本当にこのネットワーク環境といえますか、IT 環境というのは、本当に日進月歩で、私がちょうどどっちつかずの世代といえますか、我々の上の世代は、知っている方は知っている。でもちょっと苦手だなという意識を持っている方もかなりいることは、これは事実だと思うのです。

そして、四十四、五の下の方は、逆にそういうふうなツールを持っていないと、「何をやっているのですか」というふうにたたかれる世代、そこが非常に端境期になっているのかと思うのですけれども、そういったところから見ると、やはりこの苦手意識というのが働くくと、どうしてもやはりそういったものに対する拒絶反応が非常に高まっていく。

そこを見据えたときに、やはりみんなが共有できる部分のそのインフラの環境と、そういうものを整えておく必要があるのかと。将来のネットワーク環境の、何といえますか、将来像ですか、そういったものをどういうふうにお考えかというふうに。

○内海総務部次長(兼)総務課長

昭和 61 年に現在のホストコンピューターによるシステム開発を行って、それで、住民基本台帳であるとか、あるいは固定資産であるとか、あるいは収納であるとかというふうなシステムを独自に開発して、それを運用してきたというふうなスタイルだったのですけれども、結構それらを、いわゆる維持管理していくといえますか、例えばそのプログラムを修正したりとか、あるいは法律改正に合わせて、それらに向けて対応したりとか、いうふうな部分については、自前でその辺のプログラムを修正をしてやってきたわけですけれども、なかなかそういった意味では、難しい局面に今来ているのかというふうな感じがしています。

ですから、今のスタイルがどこまで保証できるかというふうな話になりますと、かなりやはり悲観的な見方をしていかなければならないのかなと。

ですから、ある程度近い将来に、その辺の抜本的な見直しをかけていかないと、次の時代に合った情報システムの運用が厳しくしていくのかというふうに思っております。

特に、マイクロソフトという会社がありまして、そこが基本ソフトというものを供給しているのです。それで、今、市役所の中には、その基本ソフトのバージョンが三つ基本的にはあることになっています。さらにその上のバージョンがもう既に出ているということで、古いバージョンで開発されたシステムが、新しいそのバージョンの基本ソフトで動かなくなってしまう可能性もある。

それから、一番問題なのは、セキュリティーの関係で、新しいそのセキュリティー情報が古い機械では取り込めなくなってしまう可能性があるのと、そういった問題もありまして、この関係につきましては、やはり 5 年のサイクルですとか、あるいは 6 年のサイクルですとか、そういった形でしっかり見直しをしていきませんと、将来多分その不安を残してしまうのかというふうな感じを持っております。

○伏谷委員

ぜひ、5 年後の形を見えるような形にさせていただいて、それを今からどうするのだというような指針をつくっていただければというふうに思えます。

○深谷委員

私からは、まず、最初の質問なのですけれども、資料6の9ページの、一般庶務に要する経費で、この14節公用車等借上料というのは、これは市長の公用車ですか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

市長の公用車でございます。

○深谷委員

そこで、ちょっと一つ御提案なのですけれども、市長がよくおっしゃられる企業誘致で、これからトヨタ関連でセントラル自動車、あと東京エレクトロンと来るわけなのですけれども、今、トヨタが海外進出だ何だで前からやっていて、今、力を入れているハイブリッド車というものがございます。市長も御存じだと思うのですけれども、それに先駆けて、村井知事が公用車を公売に出して、そしてアルファードですか、たしか公用車を乗りかえて、一般質問のときに松村委員もおっしゃいましたが、エコ都市宣言と、今の市長の公用車はセルシオですかね、あれはハイブリッド車ではないですね。

それで、私から一つ提案なのですけれども、市長のあの公用車を、プリウスとまでは言わなくとも、アルファードか何かのハイブリッド車にして、環境にも優しい、あとは低燃費であるわけですから、燃料費も幾らか削減できると、その辺を考えて、市長の公用車をハイブリッド車にする意思があるかないかをお伺いしたいのですが。

○内海総務部次長(兼)総務課長

市の公用車の関係につきましては、その辺のところは大分意識してまして、たまたま市長が使っている車がハイブリッド車でなかったということでして、ハイブリッド車につきましては、平成11年と16年度に2台導入してございます。

それから、国土交通省の低排出ガス認定車というのがございまして、こういったものを、例えば75%低減、それから50%低減というふうな形で、そういった部分にも配慮した形で、公用車を導入しておりますので、決して環境に負荷をかけるような形では、そういった部分も配慮した形で導入してございます。

○深谷委員

いや、私が言っているのは、ちょっとそういうことではなくて、例えば、市長は家から歩いてこられたり、余りその車を使わないとか、そういう意味でも、いろいろと環境に配慮しているというのはわかるのですけれども、例えばその企業誘致で考えたときに、例えば、そのトヨタ関連の工場ですとか、そういうのが来たときに、例えば市長がセルシオで行くのと、私はこれはハイブリッドで行っているのだというのでは、企業の受け方が違うというか、もし私が相手の社長で、いや、トヨタが来てくれるから、これハイブリッドでアルファードにしたとかというふうになった場合の、相手の受け方も違うでしょうし、そういった意味も考えて、私は、公用車は、これは市長の御意思では決められないのですか。例えばプリウスにする、アルファードにする、セルシオにする。

○内海総務部次長(兼)総務課長

買いかえする際に、市長のところちょっとカタログをお見せしまして、そこでちょっと判断をしてもらおう場面をつくりたいと思います。

○深谷委員

では、今回のその歳出の予算についている車に関しては、もう決まったのですか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

これはリース車でございまして、今ある現在の車両の分の費用だということでございます。

○深谷委員

前向きに考えますという御答弁が返ってきてくれるものだと思うのですが、市長の口から、ぜひ、ハイブリッド車でアルファードにするか、プリウスにするか、そのハイブリッド車を使うという、するかしないかをいただきたいのですが。

○菊地市長

いや、今聞きましたら、何か、今乗っている車が10年ぐらいにもうリースしているということですので、当然、恐らく1年か2年かあたりでかえなければいけない。そのときは、深谷委員おっしゃったような形で、環境に優しい方の、私もあれは結構リース料がかかったと思うのですけれども、できれば半分ぐらいの費用で、安く済むようなものにかえていくべきかなというふうに思っておりますので、知事よりは質は落としたいと思えます。

○深谷委員

では、前向きによろしく願いいたします。

それから、資料6の14ページの、文書事務に要する経費なのですけれども、この議員に配られるこれもやっているところでいいのですね。

○内海総務部次長(兼)総務課長

これは、機械の名前を言いますと、ドキュテックという機械でして、コンピューターで取り込んだ情報を大量に印刷する機械です。ですから、こういったものもすべて自前で、我々のところでその印刷をして、皆さんのところにお配りをしているということでございます。

○深谷委員

御苦労さまでございます。これは、私が議員になる前に、傍聴に何度か来させていただいたのですけれども、傍聴に来た際に、例えば、市民の方に情報公開という意味でも、あと、よりよく議会、市政の状況を知ってもらうためにも、例えば議会事務局の方に、先着5名様とか10名様分ぐらい、この資料を用意していただけるようなことというのは、これは難しいのですか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

先着何名様分というのは、ちょっとどうかなという感じはします。

ただ、情報公開コーナーに置くようにしていますので、持って行っていただくというふうな話にはならないかと思えますけれども、ごらんになっていただくというふうな状況は、同時点で多分可能かと思えますので、そういった配慮をさせていただきたいと思えます。

○深谷委員

それもわかるのですけれども、議会事務局の方に、例えばこれを予備で5冊置いて、ここで、例えばここに30人並ぶというのは、今まで、私はないですし、傍聴しているときも私1人でしたので、そんなに来ないと思うのですけれども、ただ、やはり、何というのですか、若い人たちが政治に興味を持つという意味でも、やはりこういうものを見ながら話を聞かないと、後ろで聞いていてわけがわからないのです。それをわざわざ、興味があるのはわ

かるのですけれども、朝9時に来て、総務部でこれを借りて、一々コピーして、例えばきょうは1款から2款まで、30ページぐらいこれをコピーして、300円かけて、そこで、では、上に来てそれをやるかというような問題になると、例えばこれ5冊余計に刷っていただくのに、そこまで経費はかからないと思うのですけれども。

○内海総務部次長(兼)総務課長

おっしゃる意味がよくわかりましたので、議会事務局の方とちょっと御相談させていただいて、どういった形が、今おっしゃったことを実現することになるか、ちょっと協議させていただきたいと思います。

○深谷委員

ありがとうございます。

それから、資料6の16ページなのですけれども、この市のホームページの充実に要する経費、この役務費とは、説明では、技術者の方の派遣に払っているお金でよろしいですか。

○鈴木地域コミュニティ課長

そうでございます。

○深谷委員

これは、主にどういったホームページに対しての作業があるのでしょうか。

○鈴木地域コミュニティ課長

ホームページの修正ですね、いろいろ新しい情報を入れたり、修正業務、それからあと、職員にホームページを直してもらうための研修会とか講習会をやっているのですが、そのときの指導員というような形でやらせていただいております。

○深谷委員

ありがとうございます。行政評価の方で、ホームページのデータを更新できる職員数とあったので、100名いて、それを更新するその派遣の方と、どういう仕事の違いがあるのかというのがちょっとあったものですから。

それから、そのホームページに関してなのですけれども、正直、私は初めて多賀城市のホームページを開いたときに、一番最初に思った感想が、ちょっとこちゃつとして、何か役所のホームページだというような感じを受けなかったのです。それで、その部分は、例えばワンクリックすると、ちゃんと行政的なものがぱっと出てくる感じで見やすいのですけれども、あのホームページの中で、もっと充実というか、例えば、私は地産地消で、多賀城の米は多賀城で消費できて、野菜も多賀城で消費できてというような、地産地消という考え方に基づいて、ホームページに、広報誌でもいいのですけれども、例えば多賀城の花屋さんとか魚屋さんとか、新しく引っ越してきた方が、どこの店に行けば、安心なものを食べられるのかなとか、安心なものを買えるのかということまで、市でやっていただくことというのは難しいのですか。

○鈴木地域コミュニティ課長

いろいろな業者さんが市内にございます。スーパーもあれば個人商店もございますし、今騒がれていますように、中国産が入ってくれば、この店は大丈夫だと思ったら、そうでもなかったということもあり得ますので、また、そういうふうな個人商店なりスーパーなり

をホームページに上げるということは、上げられない業者にとっては不利になりますし、やはりその業者さんにとって、営業活動のようなものをホームページに載せるということは、まず無理なものですから、ただ、コマーシャルの、ホームページの中に、広告ということであれば載せていますけれども、それ以外のものについては載せられないと思っております。

○深谷委員

わかりました。勉強不足でした。勉強します。ありがとうございました。

○相澤委員

2点お聞きします。

資料6の21ページ、一番最後の欄、中心市街地活性化事業に要する経費、次のページにいきまして、負担金45万円、この45万円の使い道についてまず御説明をお願いします。

○伊藤市長公室長

まず、この負担金、補助及び交付金の内訳で、2点ございます。

その一つが、中心市街地活性化協議会に対する運営費の補助金10万と、それから、認定を受けた中心市街地活性化基本計画に基づき、民間事業者等が行う商業の活性化事業、これ活性化事業というのはソフト事業ですけれども、これに対する補助金35万円、合計で45万円の補助金を見込んでございます。

○相澤委員

行政評価表から見ますと、前年度が82万5,000円で、今年度平成20年度が45万円、その37万5,000円の開きがありますが、この37万5,000円はどこに行ったのでしょうか。

○伊藤市長公室長

先日の補正予算でも御説明申し上げましたけれども、82万5,000円は、全額事業がなかったので、補正減をさせていただいてございます。

○相澤委員

例えば、長崎屋対策金のようなものはないのですか。

○伊藤市長公室長

そういうものは予算化してございません。

○相澤委員

では、次の質問をさせていただきます。先ほど一段落して、また聞くのは申しわけない気もしますけれども、友好都市交流推進事業、これについて、天童市についてお聞きします。

実は、先週、個人的に私は天童市の議員さんとちょっとお話しする機会がありまして、その議員さんは、2年前に我々は大量に行きましたね。そのほか議運でも視察で寄ったりしていますので、当然というような顔で、「ことしは天童市市制50周年の記念式典が10月1日にあるのです。来るのでしょうか」というような言われ方をしたのです。ですから、私は、この予算委員会で聞いてみたいと思って、今質問させてもらっていますけれども、その辺はいかがでしょう。

○鈴木地域コミュニティ課長

大変申しわけございません。私の方でその情報を把握しておりませんでした。

○相澤委員

そのことし 10 月 1 日が 50 周年の記念式典等をやるということが、情報が正確であるとするれば、ちょうどデスティネーションキャンペーンのところにも、時期的に非常にいいタイミングではないかと私は思います。ぜひ、天童市に行くのもいいし、来ていただくのもいいですね。ぜひその辺も考えていただければと思いますけれどもいかがでしょうか。

○鈴木地域コミュニティ課長

わかりました。その辺、再度、向こうの方にも確認しながら、ちょっと検討させていただきたいと思います。（「よろしくお願いします」の声あり）

○中村委員長

この辺で休憩いたします。再開は午後 5 時 35 分でございます。

午後 5 時 25 分 休憩

午後 5 時 34 分 開議

○中村委員長

再開いたします。

地域コミュニティ課長から発言を求められておりますので、これを許します。

○鈴木地域コミュニティ課長

先ほど竹谷委員より、友好都市の関係で、平成 20 年度で市役所全体で事業が何かあるのかという御質問でございました。市長公室の方に確認をさせていただいて調査した結果でございますが、大変申しわけございませんが、平成 20 年度ではその友好都市に関する、天童市との交流に関する事業についてはなかったということでございます。

○竹谷委員

所管はどこなのですか。所管。これの窓口。市長公室ですか、コミュニティ課ですか、どちらですか。

○鈴木地域コミュニティ課長

友好都市については地域コミュニティ課でございます。

○竹谷委員

事業についてもそういうふうに理解しておいてよろしいですか。窓口です、窓口。

○鈴木地域コミュニティ課長

友好都市についての窓口につきましては、地域コミュニティ課でございます。

○竹谷委員

先ほど相澤委員がおっしゃったことは、特に情報を入れて、それに合わせて、多賀城に来ていただく事業も、向こうの窓口とも話しして、考えてみてください。スポーツ交流でもいいし、あのデスティネーションキャンペーンでもいいし、あちらから来てもらってもいいし、こちらから行ってもいいわけですから、そういう役割をぜひ窓口でやっていただきたいと思います。お願いしたいのですけれども、よろしいですか。

○鈴木地域コミュニティ課長

わかりました。その点につきまして十分検討させていただきたいと存じます。

○松村委員

2点についてお伺いいたします。

まず初めに、13ページ、10の、協働によるまちづくり促進事業についてお伺いいたします。19のところに、負担金、補助及び交付金の説明の中で、今回、市民活動団体活動助成金として80万円計上しまして、9団体ぐらい抱えているということがありましたが、これによろしいでしょうか。

○鈴木地域コミュニティ課長

そのとおりでございます。

○松村委員

今、市で掌握している市民活動団体というのは、どの程度掌握していらっしゃるのか、数ですが、教えていただきたいと思います。

○鈴木地域コミュニティ課長

大変申しわけございません。その数については、私の方、ちょっと今資料がございません。申しわけないのですが、市内にある活動団体すべてとなりますと、ちょっと私の方ではわかりかねます。調べられれば、時間をいただければ、わかる範囲で調査したいと思いますが。

○松村委員

やはりこれは推進していつているのですし、これを目指しているまちづくりですので、どのくらい今、市民活動団体が、登録している、していないもあるとは思いますが、市での程度掌握しているかということは、やはり大事ではないかと思しますので、ぜひよろしく、後でもいいですので、教えていただければと思います。

それでなのですが、この助成金の件なのですけれども、市にはそういう市民活動団体というのが、旧来からあるいろいろな市民活動団体というのですか、団体と、最近できた新しいそういう市民団体とがあると思います。それで、全体を見ますと、今の助成金の件だけではなくて、いろいろな活動団体に補助金として、各課それぞれの所管の団体に出しているのが、随分項目としてあります。

それで、今回の助成金は、最近やっているというのですか、新しく自主的に出てきた、今まで旧来の、市から委託されてやっている団体ではなくして、新しく自主的にやっている団体に募集をかけてやる助成金というふうに、私、理解しているのですけれども、やはりこういうふうにこれから市民参加とか協働を推進していく中で、旧来の団体も、ただ今までどおり助成金、補助金をそのままいただいて、新しい団体には、いろいろな審査をして

やるというやり方で今やっているのですけれども、やはりこれから両団体とも、旧来からの団体も新しい団体も、やはり市にとっていろいろな有益な活動をしている団体がいっぱいあると思います。それからいきますと、やはりそろそろというのですか、今後の課題として、その今までの団体もこれからの活動をする団体も、活動内容というものをもう少し精査しながら、やはり公平なそういう補助制度というのが大事ではないかというふうに思いますが、その辺は市の方ではどのような御認識をお持ちでしょうか。

○鈴木地域コミュニティ課長

ただいまの質問に対して、私としては大変答えづらい質問でございます。

と申しますのは、地域コミュニティ課というのは、二つの側面を持っております。

一つは、区長会であるとか、それから国際交流とか、統計調査という旧来の団体を持って、そこに補助金を出してございます。各課の方でもそのような団体を持っているところがたくさんあるかと思えます。

また、その一方で、今、委員御指摘の市民活動助成団体ということで、市内で活動している団体に対して助成をしておるわけですが、助成を受けないで活動している団体もたくさんございます。

したがって、サポートセンターというものをつくりまして、そういうふうな市の補助を全く受けなくて、市民に有益な事業を行っている団体をサポートしていきこうという側面で、今、サポートセンターの運営をやろうとしているわけでございます。

したがって、その助成をいただいている団体から見れば、例えば我々が持っている団体の助成金を出して、団体の運営の事務局を市がやっているとされるようになりますと、大変回答に困ってしまうと。

ただ、逆に、今、旧の団体というような委員のお話がありましたけれども、例えば区長会であったり、統計調査であったり、その団体がもしいなくなった場合には、我々はすぐに業務の方が停滞してしまうという、それから、区長会がなくなった場合に、各課の影響度が非常に強い。ですから、私が答えてしまうと、一方では市民活動を活発にしよう、一方ではそういうものをしないようにしようと思うと、どうしても矛盾が生じてしまうという立場にあるのは事実でございます。

ですから、私としては非常に回答に困る御質問というか、苦慮してしまう部分でございます。

○松村委員

地域コミュニティ課の課長ではなかなか判断できない、これは地域コミュニティ課だけではなくて、横断的ないろいろな各部署で抱える、そういう補助事業をやっている団体というのがあると思いますけれども、やはり同じような性質で、先ほどから言いますように、新しい活動をしている団体というの、どんどん出てきておりますので、やはりこの補助制度というのですか、そういうことに対して、不公平感が出ないように、また、本当にやっている人たちの善意に対して、本当に公平にできるようなものをやはりもっと、これは地域コミュニティ課だけでは判断できないことかもしれませんので、どちら、総務部になるのか、それとも副市長さんになるのかわかりませんが、ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○澁谷総務部長

今の御指摘は、実は、私も今回総務部の方に移りまして、市民活動サポートセンターというものが設立されるに当たって、やはりそういう部分は私も感じました。

それで、実際市民活動をされている方々の活動内容を見ても、すごいなという感じを非常に受けました。そうすると、その反面、既存の団体との兼ね合いというものの疑問点もやはり感じるようになりまして、逆に、既存の団体の方々も、少しはそういう部分を気づいている方も、団体も中にはやはりございます。

それで、ちょっと時間はかかるかもわかりませんが、やはりそういうことを理解していただきながら、今後やっていって、やはり自立をどんどんしていただいて、あと補助金のあり方もやはり考える時期に来ているのかと思うのです。

そんな意味もあって、今後、庁内挙げて、その辺も、多分考えなければならない時期が、そんなに遠い時期ではないときに来るのではないかと、私自身思っておりますし、多分この考え方を、やはり私ども職員も、ひょっとすると気づかないままに、当たり前のようにやっていた部分が、今回、市民活動サポートセンターができたことによって、果たして自分たちの仕事が本当に市民活動のために役立っているのか、逆に市民活動を妨げている部分がないのかという部分なども考えながら、今後やっていく必要があると思います。

そんな意味でも、ちょっと時間が若干かかるかもわかりませんが、委員、今おっしゃったような形に、そんなに遠くないうちに、なっていくのかなというふうに私は感じております。

○松村委員

この市民参加、市民協働を上手に成功させていくためには、大きな課題だと思しますので、ぜひ早目に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

その次、2点目ですが、17ページ、市民相談に要する経費についてお伺いいたします。こちらは、市の2階に設けております市民相談室の経費だと思っておりますけれども、まず、今、市民相談の消費者相談と、生活相談というのですか、二つあると思っておりますけれども、特にこの消費者相談員の方なのですけれども、資格をお持ちなのかどうかということが1点です。

あと、平成19年度はまだ出ていないと思いますが、18年度も19年度もわかる範囲でいいのですけれども、市民相談の件数とその相談の傾向というのですか、どのような相談があるのか、統計的に出ていればお教えいただきたいと思います。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

この相談員さんは資格は持っておりません。

あと、市民相談の件数、まず平成18年度が476件、あと19年度は12月末で366件でございます。

それで、最近多くなりました相談なのでございますけれども、財産の相続、あと結婚、離婚、あと家族の扶養、あと契約関係、こういうのが多い傾向になっております。

○松村委員

まず1点目ですが、資格がないということなのですけれども、これは資格者は採っていないのか、それともどうしてないのかということが1点です。

それと、あと、相談の件数と傾向はわかりましたが、平成 18 年度が 476 件ということで、現在 19 年度はまだ途中ですので、366 件ということでしたが、17 年度はもしわかれば、それも教えていただきたいと思います。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

まず、有資格者なのでございますけれども、うちの方で広報で募集をしまして、残念ながら有資格者がいなかったということでございます。

あと、平成 17 年度の集計なのでございますけれども、この 17 年度まで消費生活と市民相談を受けた方が、おのおの数字を上げていましたので、こちらが市民相談、こちらが生活相談と分けていなかったのも、多分この市民相談の数字だけ見ますと 202 件なのでございます。それで、消費生活相談の方を見ますと 642 件、あと 18 年度が 312 件と減っておるということで、17 年度は参考にならないかと思えます。

○松村委員

では、まず消費者相談員は募集しているのですけれども、有資格者の応募がなかったので、現状にあるというお話だったと思えます。

それで、今、やはりこの傾向を見ると、契約も入っていますけれども、いろいろな消費者金融とかが県などでも、若干落ちついているような気がしますけれども、まだまだやはりそういう例は多いと思えます。

それで、やはりこの相談員が、資格があつて、きちんと専門的な知識を持って、的確なアドバイスをしてあげるといことが、やはり市民にとっては大切なことだと思いますので、できましたら、こういう方、事務員の方が、お勤めしながらも、いろいろな講習を受けたりとか、研修を受けて、資格も取れるというようなお話も聞いていますけれども、もし、もちろん本人の意思もございませうけれども、できましたら、こういう勤務をしながらでも、そういうものを受けられるような支援をしていただけないかというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

あくまでも本人次第ということでございます。うちの方では、有資格者にぜひ来ていただきたいと思っております。

○松村委員

では、本人がもしそういう資格を取るために、いろいろな講習を受けるとか、あと何か研修を受けたいということであれば、それは大いに支援していくということによろしいでしょうか。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

家庭での勉強ばかりでなくて、東京の方に 1 カ月ぐらい行かなければならないということもありますので、その辺も加味したいと思います。

○佐藤委員

資料 6 の 23 ページです。男女共同参画推進事業費と、9 番の、行政経営調整に要する経費、行政経営調整に要する経費というのの 13 節の目標による管理職員研修実施業務委託料と載っていますが、この事業の中身が説明なかったものですから、ちょっと。

○菅野市長公室参事（行政経営担当）

お答えいたします。

この委託料につきましては、去年から施行いたしております行政評価、これの職員の研修でございます。年2回ほど、前期と後期に分けて、平成19年度においては400人の職員を対象に行っておりました。20年度におきましても、400人の職員を対象に、事務事業の皆さんの方にお渡ししておりますA表の書き方、それからあと、下期においては、B表の評価の手法であるとか、そういったものを具体的に学ぶための業務委託でございます。

○佐藤委員

何だかちょっとイメージがつかめないのですが、わかりました。出てきたときにまた評価したいと思います。

男女共同参画推進事業で、波状的に講演会などが突如やられ始めたので、何事かと思ったら、こういう条例を制定したいという、市長の施政方針の中の具現化なのだなというふうに思いましたけれども、この推進母体のような部分での、構成員とか構成団体とか教えていただければ。

○鈴木地域コミュニティ課長

お答えいたします。

2月17日に、一般市民を対象として行いました啓発事業「男女共同参画をキーワードに地域づくりを考えるシンポジウム」というものを行いました。

その際に、委員の方、企画委員でございますが、8名を公募いたしまして、その方々が中心となって実行委員会をつくっていただいて、やっていただきました。

それで、平成20年度におきましては、その8名の委員さんを中心といたしまして、本年5月の広報などで公募しようと思っておりますけれども、市民委員会を組織したいと考えております。それで、今は一般の方々だけでございますけれども、その新たな市民委員会には、労働とか福祉とか、人権とか、社会教育分野の人材とか、一般市民を交えたいろいろな形の人々に集まっていただいて、市民委員会を組織したいとこのように考えてございます。

○佐藤委員

8名の方、別に差し支えないと思いますので、この、今中心となって、母体となっている8名の方ですね、そして5月にまた新たに市民に公募するのですね。その8名の方はどういった方たちなのですか。

○鈴木地域コミュニティ課長

一般に市民活動をやられている女性の方々と、それから、天真小学校で「天真おやじの会」の方々、それからごく一般の方々、それから女性の区長さんも入っております、今は塩竈に変わっていきましてけれども、丸山の区長さんもその委員の中に入っております。

○佐藤委員

何か、ざっと聞いても、思いが広がるような方たちだなというふうに今思って、聞いていました。

それで、ぜひうまく成功させて、お題目だけにならないような男女共同参画の推進事業の、お題目だけにならないようなものをつくっていただきたいというふうに思うのですが、これに関連して、私はずっと役所の中の女性幹部職員の登用も訴えてまいりましたが、今、がらっと皆さん方の顔ぶれが、昨年の部長が退職しまして、かわりました。そういう中で、改革も推進しているわけですが、あのと、あの当時から、私議員になって9年目なのですが、議員になった当時からその女性幹部職員が向こう側に理事者として1人ぐらいしかいなかったときに、もっと登用すべきだというお話をしていると、「いやあ、女性職員は余りそんなに偉くなくてもいいのだと思っているのですよ」というような答弁がたびたび返ってまいりました。そんなことはないだろうと思っていたのですが、そうって聞かないものですから、それはそれでいいのですが、そういう中で、改革が進む中で、こういう雰囲気はいかがなものでしょうか。ことした女性の幹部の皆さんが退職なさる方もいらっしゃる。そういう中で、どういうことを考えているのか、ちょっとお聞きしたいというふうに思うのですが。

○澁谷総務部長

私どもは、人事を担当する者として、特に女性だから、男性だからということは意識せず、やはり適材適所に、合った部分でやっているという考え方でおります。

なお、やはり、今、役所職員の中でも、女性の方々も積極的に働いている方も多くいらっしゃいます。特に若い年代などが、やはり逆に、いろいろと男性の方々の先頭に立ってやっている方もいっぱいいらっしゃいますので、私どもは特に女性、男性という区別をすることなく、積極的にやっている方々を、とにかく男、女の区別なく登用していきたいという考え方でおりますので。

○佐藤委員

そういうふうにはいつも、ずーっと言っていたのですが、実際はそれが実となってあらわれてこなかったという点では、言葉が実行されていないのかという思いがしていたのですが、今、ずうっと顔ぶれが変わってきて、改革もいろいろありますが、そういう改革で庁舎の中が進んでいけば、いろいろなところで斜めや縦や横から風が吹いてくるという意味では、本当に住みやすい役所、働きやすい職場になるのかという思いもします。

女性職員を幹部に登用するという点では、その方のいろいろな準備、訓練、経験、学習もあると思いますけれども、本当にそういうことに意を用いながら、ぜひ女性職員を育てていって、そして、企画、決定にどんどん参加できるような、そういう部署というか、空気をつくっていただきたいというふうに思います。

男女共同参画推進事業を進めるに当たって、役所の中からそれを発信していくという立場から、どうぞ頑張ってくださいというふうに思います。

○藤原委員

No.6の13ページ、派遣については、これは先ほど竹谷委員から資料提出がありまして、きょうの質疑で2款終わると思いますが、資料を出された段階で、必要とあれば質疑したいと思いますので、委員長、よろしく願いをいたします。

この派遣は、導入するときも、それから補正のときもいろいろ意見を言っていましたので、特にお願いします。

それから、11 ページ、職員研修なのですけれども、ことしの教育委員会の予算の方に、多賀城市を語る子供を育成するということで、予算化されていました。たしか市長の施政方針にも出ていました。大変いいことだと思うのです。

同時に、私は、市の職員たるもの、せめて市史の1巻、2巻ぐらいは読んで、通史ですけれども、やはりそれぞれの部署はそれぞれの部署で仕事として専門的にやるわけですけれども、多賀城というのはどういうところなのかということ、やはり多賀城市の職員の一般教養として、それぐらいは身につけるべきではないかという思いを、非常に先日強くいたしました。建設部長のことを非常に怒ったのですけれども、私は市史の1巻、2巻を読んでいたら、ああいうことは絶対しないだろうと。ですから、子供もいいけれども、市の職員自身どうなのだと。市長もあの年賀はがきの中で、「魁より始めよ」ということで、自分から始めるという話をされていましたが、私は、職員研修の中身に、そういう多賀城市のイロハの一般教養的なものもきちんと身につけると、そういう目線でそれぞれの部署で頑張るといふことも必要ではないかというふうに思っているのですが、この点ではいかがでしょうか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

御指摘ごもっともなところだと思います。多賀城市の職員たるもの、やはり職員研修というふうな形でなくても、やはり自発的にその辺のところの意識を持つというふうな部分が、大切なのだろうというふうに思います。

職員研修でというふうな形の御指摘ございましたけれども、これは新採のときには必ずカリキュラムとして入れております。多賀城跡の視察もその中にカリキュラムとして組み込んでおりますので、多賀城の歴史、社会の教科書には必ず出てくるわけですので、そういった部分に、やはり自分たちの仕事をする場所ということでもありますので、自戒も込めまして、みずからその勉強をしていくというふうな形で、対応していきたいというふうに思います。

○藤原委員

あのとき議会で問題にしたのが実ったということを感じられるような、努力をお願いをしたいと思います。

それから、17 ページの、広報広聴とホームページのことを、二つ合わせてやりたいのですが、私も、市役所のホームページを開いてみて、一つ感心したことがあったのです。それは、「多賀城市---奈良平安時代に陸奥国府が置かれて、宮城郡宮城県の名の由来になった」と書いてあったのです。その宮城郡宮城県名というのは、多賀城から来ているのだという話は、私、議会で二、三回やっているのです。それがホームページにきちんと掲載されていて、いやあ、言ってみるものだなと、認識が一致したなと思って、非常にうれしく思ったのです。そういう点で、きょう、非常に苦情ばかり言っていますが、まずその点は非常にうれしかったということだけお話ししておきたいと思います。

それから、私どもがよそに視察に行くときに、特色のある事業集のようなものがあって、それを見ていくのです。それで、あれは多賀城をアピールするという上で、非常に私は重要だと思っているのです。特にその観光客がどんどん、どんどん来るようなところではないだけに、まず役所の人たちに見てもらったりして、やはりその市に帰ったときに、どんどん宣伝してもらおうということで、非常に大事だと思うのです。

それで、あれを、何を載せるというのは、どこの部署が責任を持って載せているのですか。

○鈴木地域コミュニティ課長

取りまとめの方は地域コミュニティ課となりますが、各課それぞれ、いろいろな情報につきましては、各課それぞれというような形になります。

○藤原委員

傾向としては、最近の事業をどんどん、どんどん載せる傾向があるのです。それで、多賀城市にどういう視察がいっぱい来るかという、行革が非常に多い、それから、私、前期の4年間、文教厚生常任委員長をやったのですが、給食センター、それからサポートセンター、そういうのが多いのです。それはそれで大事だとは思いますが、大事だとは思っただけけれども、本当に多賀城のここを見てほしいという、何とか戦略性みたいな感じがないのです。ぜひここを見てほしいという。

ですから、例えば、私は、城南の区画整理事業をやりましたね。その中で、23メートルの南北大路のうち、10メートルを都市計画決定して、保存整備したわけです。例えばああいうところがよそにあるのかと。大体よそは多賀城の政庁の政庁正殿域ぐらいをせいぜい保存しているくらいなのです。多賀城のようにこれだけ大規模に南北にわたって保存しているところはないのです。

例えばそういう城南の土地区画整理事業で、組合の皆さんにも大変な負担をしてもらって、ああいうものを残したと。そして組合の皆さんの寄附で、水時計漏刻の模型などもできているわけですね。例えばああいうのをなぜ載せないのかと。多分載せていないと思うのです。ですから、もう少し事務的に、各課から集まってきて、地域コミュニティ課が取りまとめ、はい、というふうに上げてやるというのではなくて、もう少し戦略性を持って、ここを見てほしいと、ここを見てもらえば、また多賀城に来たくなるだろうという、そういう戦略性を持った対応を、私はやる必要があるのではないかというふうに思っているのですけれどもどうですか。

○鈴木地域コミュニティ課長

委員御指摘のとおり、今後そういうことがあるのであれば、多賀城を紹介するような部分、それも含めて検討させていただければと思います。

○藤原委員

私は、市長が多賀城のトップセールスマンだと言っているでしょう。ですから、私は、本当に市長が吟味に吟味を重ねて載せるぐらいの位置づけをやった方がいいと思うのです、これは。年賀状も話して、「私もやってみます」という話でしたけれども、ある意味、年賀状と同じか、それ以上の、はるかに影響が大きいかわかりません。

ですから、そういう意味では、常々トップセールスをやるのだと話しているのですが、私は、市長みずからが、本当に何を載せるかという吟味をするぐらいの、価値のある問題ではないかと思っているのですが、これはぜひトップセールスの市長にお伺いしておきたいと思えます。

○菊地市長

ちょっと勘違いかどうか確かめますけれども、私も議員時代に、視察するとき、全国の事例集のようなものでそういうふうなものを見ているのですけれども、それのことで……。 (「いろいろあるらしいけれども、それもあって」の声あり) ですね。私、あれ以来、多賀城のことを見たことないので、よく見させていただいた上で、多賀城を売り込む要素がどういうところにあるのか、一生懸命研究してみたいというふうに思います。

○藤原委員

ちょっと、今ごろそういうことを言われると、ちょっと何やっているのだと言いたくなるのですけれども、とにかくやるということですから、いいのですけれども。私が何に不満を感じているかという、事業単位でしか物を考えないです。何とか事業、何とか事業、そうじゃなくて、例えば太宰府に行くとかどうしているかと、いろいろな事業をひっくるめて、この魅力を打ち出す事業のようなものをつくり上げて、トータルで魅力を打ち出すようなものも、どんどん、どんどん視察に来てもらうような工夫をやっているのです。そういう戦略性がないのではないかというふうに思っていますので、それはやはり市長自身の姿勢が変わらないと、各課任せになって、事務的な取り扱いになると思うので、頑張る決意が表明されましたので、それはぜひそういう方向でやっていただきたいと思えます。

最後に1点、23ページの、プロジェクトの問題です。私は、ここで予算がこれで足りるのかという議論などもいろいろありましたけれども、私は、その自動車産業、自動車産業とそんなに浮かれているのかという、そういう気持ちもあるのです。熱意はわかります。熱意と願望ですね。願望と熱意、ぜひ多賀城に来てほしいと、そういう気持ちはわかる、熱意もわかる。ですけれども、東北に来ると業者がまず決めたとしても、東北には6県あります。六つの県がある。宮城県に来ると決めても、たくさんの自治体があるわけです。そういう状況の中で、多賀城の田んぼをみんなつぶしてもいいから来てもらいたい、あるいはそういう可能性があるのだというような、私は余り浮かれた話は、現段階でするのはいかがなものだろうか。熱意はわかるのですけれども、これはリスクを伴いますので、特に私は、やはり市長がいろいろなところで物を言うときには、もう少し慎重な物言いをした方がいいのではないかというふうに思っているのですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○菊地市長

藤原委員はそういうふうにおっしゃいましたけれども、自動車産業だけじゃないのです。宮城県に今来ているのは。本当に幅広い、自動車産業関連もありますし、それ以外のものも、もう県の方で、そっちこっち、宮城をアピールしている、そういう状況でございます。

ですから、恐らくこれからだんだんと、3月、4月ごろには、具体的なものがより多く来るようになるのかという思いでございます。大ぶろしきを広げるわけではございませんけれども、ただ、多賀城で田んぼが約300ちょっとあるのか、全部が埋まるというようなことは、恐らくあり得ないとは思いますが、それにどう対応していくか、よほど慎重に考えていかなければいけないだろうという思いでございます。多賀城には埋蔵文化財もいっぱいありますし、その辺との整合を図りながら対応してまいりたいというふうに思っています。

○藤原委員

私は、その自動車産業、実は横須賀に視察に行ったときも、関東自動車の工場の跡があったのです。多分北上に行った後で、そこ自衛隊が使っていたという話ですけれども、東北にこれほどいろいろな自動車関連産業が来ていると、希望しているというのは、恐らく私は人件費問題があるのだろうと思うのです。やはり関東、関西から見ると、東北の人件費は安くて済むと、それから、期間工が非常に多くて、3カ月交代で、絶えず工員を募集しているというような状況もある。

ですから、反面、来てくれるのはうれしいのは反面なのですけれども、まだそういうふうに見られているのかというような悔しさも、私は正直言ってあるのです。

ただ、東北6県ある、今度デンソーも何だか来るとかと、きのうかおととい載っていましたけれども、あれは福島でしたね。

私は、願望と熱意はわかりますが、準備するというのもわかりますが、何か余り浮かれ過ぎではないかという気がするのです。どうも市長の話を聞いていると。

ですから、私は、先ほど、「慎重に備えるのだ」という話があったので、やはり慎重な対応をしてほしい。やはりこれは失敗することもあり得ることなので、余り浮かれない方がいいのではないかという気がしていますので、一言言わせていただきました。

○相澤委員

広報広聴、17ページに関係するのかなとは思いますが、**「あるS社でブルーレイにはほぼ統一」**というニュースが出ましたので、これで多賀城のソフトを、あの外郭南門のソフトの問題もありました。この際、おめでとうを言いながら、安く、上手に使うとか、そういう戦略も考えてはいかがかと思っておりますので、一言申し上げておきたいと思っております。いかがでしょうか。市長に言っていただければ。

○鈴木副市長

確かに、DVDが、主たるものはブルーレイにということもありまして、もちろんそれに対応するように、そちらに向けての対応をさせていただきたいと思っております。

○根本委員

資料6の9ページなのですが、3の、一般庶務に要する経費の中で、顧問弁護士業務委託料75万6,000円が計上されております。その下には、弁護士業務委託料52万2,000円も計上されておりますね。顧問弁護士料75万6,000円は理解できるのですが、その下の52万2,000円というのは、どのような委託料でしょうか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

75万6,000円につきましては、法律相談等の業務であれなのですけれども、弁護士業務委託料52万2,000円につきましては、これは訴訟代理人引き受け部分につきましては、別途ということにしておりますので、その分の契約というふうな形です。（「もう一回」の声あり）法律相談等のその業務につきましては75万6,000円と、それ以外の訴訟代理人引き受けについては、別途ということになっておりますので、その分の費用でございます。

○根本委員

正確に理解をしたいと思っておりますけれども、そうすると、この二つとも顧問料ですか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

顧問契約につきましては、上の方の部分になります。それから、下の部分については、個別の部分についてのその委託料になります。

○根本委員

ちょっと理解できないのですが、例えば、弁護士関係の費用については、同じ資料の17ページに、弁護士による法律相談業務委託料として52万5,000円を計上しておりますね。

また、資料7の143ページには、市営住宅明渡し請求訴訟等業務委託料として156万円が計上されております。

ですから、今の52万2,000円は、それ以外に、例えば弁護士費用というのは、事件ごとにそれぞれかかりますね、費用が。そういうふうに、今私が申し上げた法律相談などは書かれております。それ以外に、その52万2,000円というのは何ですか、顧問料以外に。これは何の訴訟の費用ですか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

手元に確認する資料がちょっとございませんでしたので、後で調べて報告させていただきたいと思います。

○根本委員

実は、平成19年第3回定例会、昨年9月に、次長に質問していますね。決算質疑の中で。私は、得手不得手というものがあるから、別に弁護士さんの顧問弁護士料を払ってやる必要もなく、案件ごとにかわってもおかしくないのではないかと、このように質問させていただきました。

先ほどの法律相談の中で、次長が、弁護士さんには得意、不得意があると、だから、やはりそれぞれの弁護士さんをお願いをするのだと。恐らく相談に来た方はそうするでしょうと、こういうお話をされましたね。私も全く同感です。

そういう中で、私の質問に対して、各自治体の状況はどのようになっていますかと、私お伺いしたところ、この辺につきましては、県内の各自治体の事情もちょっと調べさせていただきたい。検討させていただきたい、こういうお話でございました。その辺はどのようになっていますか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

各自治体の状況につきましては、顧問弁護士はそれぞれおるようです。例えば石巻の場合ですと、顧問弁護士の数は2人、それから塩竈の場合ですと1人、それから岩沼市の場合ですと、これは事務所に対する契約という形で置いているようでございまして、1事務所と。それから角田市につきましては1人。白石につきましても1人、気仙沼についても1人、登米市もやはり事務所単位でこれは1事務所と、それから栗原市については1人、東松島、大崎、名取もそれぞれ1人というふうな形で、業務委託の内容につきましては、若干ずつ多分違うのだらうと思いますけれども、基本的には、そういった形で各自治体とも顧問弁護士を置いているというふうな状況です。

○根本委員

多賀城の場合はどういうふうになっているのですか。事務所ですか、それともお1人の弁護士さんですか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

顧問弁護士という形で、1人の弁護士さんと契約を取り交わしをしているということです。

○根本委員

各自治体の状況を見ますと、仙台市はこの間、私言いました。恐らくやっていないのだと思いますけれども、よそでは置いているということですが、例えば、弁護士さんにお

願いをして、その費用は案件ごとに出しますね。そうすると、この顧問弁護士というのは、市にはどういうメリットがあるのですか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

日々起こるその法律問題などを、いろいろな部、課で法律問題が起こるかと思うのですけれども、そういった問題を相談しに行ったりというふうな形で活用してございます。

○根本委員

具体的にこれまで聞いたことはないのですが、例えば平成19年度においては、途中ですね、18年度においてはどのぐらい、その顧問弁護士さんのところに御相談に行っておりますか。わかりますか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

今ちょっとそこまで資料ございませんでしたので、申しわけございません。

○根本委員

相当数頻繁に行ってらっしゃるのですか。それとも月に何回か程度ですか。

というのは、例えば弁護士協会でも、30分5,000円、1時間あれば1万円で相談を受けられますね。あるいは、今、顧問弁護士さんになっている方、そういう方でも、顧問弁護士じゃなくとも、相談はいつでも、どこでも弁護士さんは受けられます。連絡をとって、時間さえ待ち合わせれば。大体30分5,000円、1時間だと大体1万円ですね。大体1時間あれば用件は済むと思うのですが、その辺、やはり年間を通してどのぐらい、顧問料として払っている弁護士さんに相談事を無料で受けているのか、その回数、そういうこともやはりきちんと精査して、やはり顧問弁護士の方が財政的には浮くのですよと、こういう説明があれば、私は納得しますけれども、もしそれほど、月に何回も行っていない状況であるならば、やはりそれは事案ごとにちゃんとお支払いをしているものですから、検討をする一つの課題にはなるのではないかと、このように思いますけれどもいかがでしょう。

○内海総務部次長(兼)総務課長

手元に資料ございませんで、大変申しわけございません。そういった形でのその検討もさせていただきたいというふうに思います。

○根本委員

続きまして、21ページをお願いしたいと思います。公共交通に関する経費の中で、このたび、交通障害保険料40万4,000円、西部の無料バス「万葉号」のために計上したと、こういうことですね。

昨年からはまって、西部の皆さんにとっては、大変喜ばれている事業だということ、まず評価をしたいと思います。

その上に立って、実は、市政だより、広報誌によりますと、9月まで社会実験事業として行います。その後はどういうふうにするかというのは、ちょっとまだ明確に書いていないのですけれども、その関係はどのようになるのか、どういう形になるのか。

あともう一つ、一生懸命今、頑張っていらっしゃると思いますが、便数の増加へ向けた平成20年度の取り組み、こういったことをお伺いしたいと思います。

○菅野市長公室参事（行政経営担当）

西部バスにつきましては、平成 20 年度の取り組みといたしまして、今現在、北日本自動車学院さん 1 社だけでございますけれども、今、スポーツクラブの方と話を詰めています。今の感触といたしましては、協力いただける方向性で今、話が進んでございます。

それで、当市の方で今回、「お出かけバス」を導入した、その先進市の事例としては、我孫子市を参考にさせていただいております。今回、この我孫子市も各いろいろな病院であるとか、あと大学関係の送迎バスを利用した形なものですが、この中で、送迎バスの利用者障害保険というのを実は当市では掛けているのだと。と申しますのは、今現在、北日本自動車学院さんのバスの任意保険で、何か障害があった場合には、そちらの保険を適用させてもらうことにしているのですが、実際何か事故が起こった後に、保険料が次回は上がるのです。そういったこともありまして、自治体の方はその保険料の部分に関しては、こちらの方の思いで利用させていただいているということもあるので、自治体の側の方で持とうかというふうな、我孫子市の方では持っているということで、今回、私の方も、その障害保険の分に関しては、市の方で今回予算措置をさせていただいております。そんなことで、今回、40 万 4,000 円を計上したのです。

あと、この部分については、できるだけスポーツクラブの送迎バスが西部の方にどれくらい、時間帯がどの程度の時間帯に、どれくらい送迎があるのかというのを、今後詰めていきたいと思いますが、そういう部分がある程度見えてきた段階で、試行から本格導入というふうな形に切りかえたいというふうに考えてございます。

○根本委員

そうすると、現在は試行、社会実験事業として試行としてやっていて、9 月までの間にそういう協力していただける事業主さんがいれば、お願いをして、9 月以降、本格的な運行だと、こういう意味での、9 月でやめるといふ、そういうことですね。わかりました。ありがとうございます。

○板橋委員

No.6 の 31 ページ、固定資産評価審査委員会に要する経費の中で、1 の報酬、これは固定資産評価審査委員は任期は 3 年で、多賀城の場合 3 名なのか、ちょっと間違っていたら訂正してください。

それで、年間何回ぐらい会議を開いて、その会議のお話しできる範囲内の内容というのは、これは固定資産税は、多賀城の財源の根幹をなすものではないかと私は思っていますので、その辺でお願いいたします。

○内海総務部次長(兼)総務課長

固定資産評価審査委員会委員は 3 名でございます。委員長と委員というふうな構成になっております。

これは、1 回分の委員会の開催を予定しての予算化でございます。

ただ、問題は、本来のその固定資産評価審査委員会の機能は、固定資産の評価に対して不服がある事案が起こってきたときに、この委員会がそれらに対する対応をするというふうな形になってございます。

○板橋委員

記憶によると、固定資産評価審査委員は1期3年ではなく、途中で人選し直してありましたね。それはどういうふうなことで、再度の人事案件として上がったのでしょうか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

さきの委員の改選につきましては、前委員から辞任の申し出がございまして、それで、それにかわる委員を選任をさせていただいたということでございます。

○板橋委員

ある程度、これはちょっと古い資料なのですが、固定資産評価審査委員の人選に関しては、相当以上にこういう固定資産に対しての勘、プロ的な形でもって、評価の仕方も変わってきますから、首長からの諮問でそれを、短時間で、会議の中で意見を述べなければならぬというふうな形で、やはりそれだけのキャリア、実績を持っている方が、今、評価審査委員になっているのですね。

○内海総務部次長(兼)総務課長

これは、首長の諮問に基づく部分を審議する委員会ではなくて、あくまで独立の機関ということになります。

ですから、ここで評価のよしあしといいますか、それらを決定していく機関になります。

専門家がいるのかというふうな話ですが、法律は地方税法の中で規定されているのですけれども、その中で、必ずしも専門家というものは要求しておりません。例えば、土地の所有者であったりとかというふうなことがあります。

ただ、現在の構成といいますか、委員の中身は、例えば、先日選任させていただいた方につきましては、銀行でいわゆるその不動産の業務に携わっていた方、そういった方を選任をさせていただいていますので、あながち無関係の人ではないというふうに思っております。

○板橋委員

ありがとうございます。

もう一つ、35ページです。右側の一番下の住民基本台帳事務に要する経費の1の報酬で、これ、私の控えが間違いなければ、4名分の人材派遣会社の方と聞いたような気がしますが、これは間違いでしたか。

○小林市民課長

これにつきましては、昨年までは人材派遣職員を使っていましたけれども、窓口業務の一部を今度非常勤職員で雇用するようになっております。

それで、4名というのは、1名に対して1週30時間が1名、週25時間が3名ということで、4名を雇用するものでございます。

○板橋委員

そうすると、非常勤職員という方は、相当こういう行政の窓口業務に精通している方ということは、これ市民課というのは行政、市役所の窓口ですね、一番の。その辺で滞りなく、不特定多数の市民の方が来て、いろいろ証明書を取ったり、あとお聞きになったりするこ

とが多々あると思います。それで、的確にそれに対して対応できるというふうに認識してよろしいですね。

○小林市民課長

今まで雇用しておりました派遣職員を2名雇用いたします。1月ですか、市政だよりで公募いたしまして、市内の方、2名の方を雇用するわけでございますけれども、窓口対応、それぞれいろいろな方がいらっしゃると思いますので、職員に対しても接遇から、お客さんに快く帰っていただくためにも、接遇からそういうものも、基本的なことを指導しながら雇用していきたいと思っております。

○板橋委員

それで、私、横文字余りうまくないものですから、いろいろな英語とか、あとは韓国語とか、外国語を話す方が結構お見えになると思いますが、それに対してもやはりある程度対応できるような人材を、人材派遣が2名と言われましたから、今、人材派遣と言わなかったですか、切りかえたのですか。そうしたら、ある程度滞りなく対応できる方が、これから窓口の業務に携わるということですね。

○小林市民課長

外国人の方、登録の関係につきましては、大体日本語をお話できる方が多いです。それで、お話しできない方は、家族の方がいらっしゃるとか、あと近所の方ですね、そういう方が一緒にいらっしゃいますので、そういう言葉については別に不便というようなことはないと思いますけれども、職員で対応できると思います。

○中村委員長

以上で、第1款から第2款までの質疑を終了いたします。

○中村委員長

お諮りいたします。本日の委員会はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中村委員長

御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

あす2月29日は午前10時から特別委員会を開きます。

本日はどうも御苦労さまでした。

午後6時35分 延会

予算特別委員会

委員長 中村 善吉

